

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章 略〕</p> <p>第二章 無線局</p> <p>〔第一節～第六節 略〕</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三条の五）</p> <p>〔第三章 略〕</p> <p>第四章 雑則</p> <p>〔第一節～第三節 略〕</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の四）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画の公表等）</p> <p>第六条の三の四 総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第四号の事業計画（第四十三条の二第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（簡易無線局に係る無線設備の変更等）</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（公表する免許状記載事項等）</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章 同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第六節 同上〕</p> <p>第七節 業務書類等（第三十八条―第四十三条の六）</p> <p>〔第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第三節 同上〕</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の三）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画の公表等）</p> <p>第六条の三の四 総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第三号の事業計画（第四十三条の三第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（パーソナル無線に係る無線設備の変更等）</p> <p>第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。</p> <p>一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）</p> <p>二 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局</p> <p>（公表する免許状記載事項等）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

<p>一 船舶局及び船舶地球局</p>	<p>無線局</p> <p>業務書類</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の三の規定により提出を省略した添付書類と同一の記載内容を有する添付書類の写し及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）(1)</p> <p>〔三〕 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）(1)</p> <p>〔四〕 第四十三条第一項の届出書に添付した書類の写し(2)</p>
---------------------	--

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条の規定により一般送配電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の四の規定により送電事業の許可を受けた者、同法第二十七条の十三第一項の規定により特定送配電事業の届出をした者又は同法第二十七条の二十七第一項の規定により発電事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定によりガス小売事業の登録を受けた者、同法第三十五条の規定により一般ガス導管事業の許可を受けた者、同法第七十二条第一項の規定により特定ガス導管事業の届出をした者又は同法第八十六条第一項の規定によりガス製造事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

〔五〕 略

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一〕五 略

六 次に掲げる無線局（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔一〕(5) 略

〔七・八 略

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 〔同上〕</p>	<p>無線局</p> <p>業務書類</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）(1)</p> <p>〔三〕 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）(1)</p> <p>〔四〕 第四十三条第一項の届出書の写し(2)（船舶局の場合に</p>
---------------	--

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項の規定により電気事業の許可を受けた者又は同法第十六条の二第一項の規定により特定規模電気事業の届出をした者が開設する無線局であつて、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定により一般ガス事業の許可を受けた者、同法第三十七条の規定により簡易ガス事業の許可を受けた者又は同法第三十七条の七の二第一項の規定によりガス導管事業の届出をした者が開設する無線局であつて、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保上必要な無線通信を行うことを目的とするもの

〔五〕 同上

第三十三条 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

〔一〕(5) 同上

〔七・八 同上

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>〔二〕六 略</p> <p>〔一〇〕略</p> <p>〔九〕(船舶局の場合に限る。) 〔五〕八 略 第四十三条第二項の届出書に添付した書類の写し(2) (船舶地球局の場合に限る。)</p>	<p>七 基幹放送局</p> <p>〔一〕略</p> <p>〔二〕無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の二の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみとする。))及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(1)</p> <p>〔三〕略</p> <p>〔八・九 略〕</p>	<p>注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)に同項の免許状を備え付けなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもって、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>6 電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百</p>
<p>〔二〕六 同上</p> <p>〔一〇〕同上</p> <p>〔九〕(船舶局の場合に限る。) 〔五〕八 同上 第四十三条第二項の届書の写し(2)(船舶地球局の場合に限る。)</p>	<p>七 〔同上〕</p> <p>〔一〕同上</p> <p>〔二〕無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみとする。))及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(1)</p> <p>〔三〕同上</p> <p>〔八・九 同上〕</p>	<p>注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。))若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)に同項の免許状を備え付けなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により同項の表の一の項若しくは三の項に掲げる無線局に備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、当該無線局の現状を示す書類であつて総合通信局長の証明を受けたものをもって、当該写しに代えることができる。免許規則第四条及び第八条の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>6</p>

五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二條第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録の記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第八項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

〔一 略〕

二 免許規則第十二條（同規則第二十五條第一項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類

三 第四十三條第一項又は第二項の届出書に添付した書類

〔四・五 略〕

〔7・10 略〕

（記載事項等の変更）

第四十三條 船舶局、航空機局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六條第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3 移動する無線局（前二項に規定する無線局を除く。）の免許人又は特定無線局の包括免許人は、その住所（宇宙局及び包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるものの場合に限る。）又はその局の無線設備の常置場所若しくはその局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所所在地を変更したときは、できる限り速やかに、その旨を文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

4 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款又は理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

5 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の四のとおりとする。

6 第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、免許規則第四條又は第二十條の六第一項に定める無線局事項書を添付しなければならない。

7 第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出が所有者の変更に係るものであるときは、変更後の所有者と免許人との関係を証する書面を添付しなければならない。

〔一 同上〕

二 免許規則第十二條（同規則第二十五條第一項において準用する場合を含む。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類

三 第四十三條第一項又は第二項の届出書

〔四・五 同上〕

〔7・10 同上〕

第四十三條 船舶局、航空機局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人は、法第六條第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

2 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3 移動する無線局（前二項に規定する無線局を除く。）の免許人又は特定無線局の包括免許人は、その住所（宇宙局及び包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるものの場合に限る。）又はその局の無線設備の常置場所若しくはその局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所所在地を変更したときは、できる限り速やかに、その旨を文書によつて、総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出が所有者の変更に係るものであるときは、変更後の所有者と免許人との関係を証する書面を添付しなければならない。

<p>8] 第四項の規定による届出をしようとするときは、免許規則第五条第二項第一号又は第三号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第四十三條の二 無線航行陸上局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第八條第三号及び第四号（これらの規定を運用規則第八十二條において準用する場合を含む。）に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>2 標準周波数局又は特別業務の局（設備規則第四十九條の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA3E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四十條各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の免許人は、当該各項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>第四十三條の三 基幹放送局の免許人は、法第六條第二項第四号に規定する事業計画に変更があったときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第十八條第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。</p>
<p>（事業計画の変更等）</p> <p>第四十三條の二 基幹放送局の免許人は、法第六條第二項第四号に規定する事業計画に変更があったときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 基幹放送局の免許人（日本放送協会、放送大学学園、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を受けた者及び臨時目的放送を専ら行う放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業又は放送法第十八條第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により届け出るときは、別表第五号の五の様式によつて行うものとし、第二項の規定により報告するときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。</p> <p>4 第二項の報告は、前項の規定にかかわらず、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。</p> <p>（非常局の無線設備の機能試験の免除）</p> <p>第四十三條の三 運用規則第九條ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2] 総合通信局長は、前項の申請があつた場合において、無線設備の機能試験を免除することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第四十三條の四 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>第四十三條の五 法第八十一條の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。</p> <p>一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九條の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書</p> <p>二 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書</p> <p>三 法第四十八條の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類</p>
<p>（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）</p> <p>第四十三條の四 法第八十一條の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。</p> <p>一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九條の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書</p> <p>二 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書</p>	

三 法第四十八条の三第一号の訓練の課程を修了したことを証する書類
四 前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの

2 前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。
第四十三条の五 [略]

第三章 高周波利用設備

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。

[一 略]

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。

2 前項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

[3 略]

(二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局)

第五十一条の十の五 法第百三条の二第十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて免許規則第二十四条の三第一項第五号に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとする免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出において当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受けた日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

[2~5 略]

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条第一項、第五条(第四項を除く。)、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第一項及び第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三(第三項を除く。)、

四 前各号のほか、これらに準ずる書類であつて総務大臣が別に告示するもの

2 前項の書類の提出期限は、その提出を求めた日から起算して三月を経過した日とする。

第四十三条の六 [同上]

第三章 高周波利用設備

(備付けを要する書類)

第四十五条の三 [同上]

[一 同上]

二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。

2 前項の規定により備え付けておかなければならない申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写しについては、高周波利用設備の現状を示す書類であつて、総合通信局長の証明を受けたものをもつて、当該写しに代えることができる。免許規則第二十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この場合における書類の様式及び証明の申請手続について準用する。

[3 同上]

(二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局)

第五十一条の十の五 法第百三条の二第十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて免許規則第二十四条の三第一項に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとする免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出において当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受けた日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

[2~5 同上]

(権限の委任)

第五十一条の十五 [同上]

一 法第四条第一項、第五条(第四項を除く。)、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第一項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三第二項及び第四項、第二十七條の

第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十七条の三十（第三項を除く。）、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五十条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

〔1〕・〔2〕 略

〔二〕八 略

〔2〕5 略

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十二条の四 電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用して申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十七条の三十第二項及び第四項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五十条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

〔1〕・〔2〕 同上

〔二〕八 同上

〔2〕5 同上

〔新設〕

別表第二号の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	1 免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略] 2 免許規則別表第二号の二第1の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略] (3) 送信機の欄のうち [ア～エ 略] [オ] 略] ニ 適合表示無線設備の番号の欄 〔4〕～〔11〕 略]
2 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	1 免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略] 〔2〕 略]
3 人工衛星局及び宇宙局 (9の項に掲げる無線局を除く。)	1 免許規則別表第六号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 〔2〕 略]
4 固定局 (9の項に掲げる無線局を除く。)	1 免許規則別表第六号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略] (3) 送信機の欄のうち [ア～カ 略] キ 適合表示無線設備の番号の欄 〔4〕～〔15〕 略]
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局 (9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。)	1 免許規則別表第六号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略] (3) 送信機の欄のうち [ア～オ 略] カ 適合表示無線設備の番号の欄 〔4〕～〔11〕 略]
6 航空局、無線標識局、無線航行陸上局及び無線標識	1 免許規則別表第六号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項

別表第二号の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左] 2 免許規則別表第二号の二第1の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左] (3) 送信機の欄のうち [ア～エ 同左] ニ 検定番号の欄 ニ 技術基準適合証明番号の欄 〔4〕～〔11〕 同左]
2 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左] 〔2〕 同左]
3 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 〔2〕 同左]
4 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第3の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左] (3) 送信機の欄のうち [ア～カ 同左] キ 技術基準適合証明番号の欄 〔4〕～〔15〕 同左]
5 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第2の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左] (3) 送信機の欄のうち [ア～オ 同左] カ 技術基準適合証明番号の欄 〔4〕～〔11〕 同左]
6 [同左]	1 免許規則別表第五号の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項

陸上局（9の項に掲げる無線局を除く。）	2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔5〕 略〕 (6) 送信機の欄のうち 〔ア～オ 略〕 カ 適合表示無線設備の番号の欄 〔7〕～〔14〕 略〕
7 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局（9の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第六号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔3〕 略〕 (4) 送信機の欄のうち 〔ア～ケ 略〕 ケ 適合表示無線設備の番号の欄 〔5〕～〔12〕 略〕
8 1の項又は2の項に掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用する無線局	1 免許規則別表第六号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔3〕 略〕 2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1) 送信機の欄のうち適合表示無線設備の番号の欄（同表第1に限る。） 〔2〕・〔3〕 略〕
9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）	1 免許規則別表第六号の二の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 略〕 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4又は第5の様式の以下の欄に記載された事項 (1) 送信機の欄のうち検定番号の欄、検定番号又は名称の欄又は適合表示無線設備の番号の欄 〔2〕・〔3〕 略〕
10 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）	免許規則別表第三号の五の様式の以下の欄に記載された事項 〔1～5 略〕
11 包括免許に係る特定無線局（第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るも	1 免許規則別表第六号の四第2の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項 2 免許規則別表第三号の六の様式の以下の欄に記載された

	2 免許規則別表第二号の二第4の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔5〕 同左〕 (6) 送信機の欄のうち 〔ア～オ 同左〕 カ 技術基準適合証明番号の欄 〔7〕～〔14〕 同左〕
7 〔同左〕	1 免許規則別表第五号の二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項 2 免許規則別表第二号の二第5の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔3〕 同左〕 (4) 送信機の欄のうち 〔ア～ケ 同左〕 ケ 技術基準適合証明番号の欄 〔5〕～〔12〕 同左〕
8 〔同左〕	1 免許規則別表第五号の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕～〔3〕 同左〕 2 免許規則別表第二号の二第1又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1) 送信機の欄のうち技術基準適合証明番号の欄 〔2〕・〔3〕 同左〕
9 〔同左〕	1 免許規則別表第五号の二の様式の以下の欄に記載された事項 〔1〕・〔2〕 同左〕 2 免許規則別表第二号の二第2、第3、第4、第5又は第8の様式の以下の欄に記載された事項 (1) 送信機の欄のうち検定番号の欄、検定番号又は名称の欄又は技術基準適合証明番号の欄 〔2〕・〔3〕 同左〕
10 〔同左〕	免許規則別表第五号の五の様式の以下の欄に記載された事項 〔1～5 同左〕
11 〔同左〕	1 免許規則別表第五号の五第2の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項 2 免許規則別表第五号の五の三の様式の以下の欄に記載された

のに限る。)	事項 〔1〕・〔2〕 略〕
	<p>〔注 1 略〕</p> <p>2 登録局については、表の規定にかかわらず、次に掲げる情報を提供する。</p> <p>(1) <u>免許規則別表第六号の七の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項</u> 〔2〕 略〕</p> <p>(3) <u>免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項</u> (法第27条S29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、<u>免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項</u>)</p>

	れた事項 〔1〕・〔2〕 同左〕
	<p>〔注 1 同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) <u>免許規則別表第五号の七の様式の周波数及び空中線電力の欄に記載された事項</u> 〔2〕 同左〕</p> <p>(3) <u>免許規則別表第五号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項</u> (法第27条S29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、<u>免許規則別表第五号の十二の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項</u>)</p>

<p>別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。</p> <p>[1]～(5) 略]</p> <p>(6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に忘れて、<u>免許規則別表第二号第1、別表第二号第2又は別表第二号第5の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。</u></p> <p>[7] 略]</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[1]～(5) 同左]</p> <p>(6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に忘れて、<u>免許規則別表第二号、別表第二号第2、別表第二号第5又は別表第二号第6の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。</u></p> <p>[7] 同左]</p> <p>[4～6 同左]</p>
---	--

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等の点検実施報告書		年 月 日
(何) 総合通信局長 殿 (注1)		
免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称 （氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）		印
第10条第2項 電波法第18条第2項の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を行う 第73条第4項 たので、点検結果通知書を添えて提出します。		
点検年月日		無線局の種別
免許の番号		識別信号
点検を行った場所		
登録検査等事業者名		
備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

[2 略]

3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。

[4～6 略]

7 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）

無線設備等の点検実施報告書		年 月 日
(何) 総合通信局長 殿		
免許人（予備免許を受けたものを含む。）の氏名又は名称 （氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）		(印)
第10条第2項 私所属の無線局について無線設備等の点検を行ったので電波法第18条第2項の規定に 第73条第4項 より点検結果通知書を添えて提出します。		
点検年月日		無線局の種別
免許の番号		識別信号
点検を行った場所		
登録検査等事業者名		
備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

[2 同左]

3 備考の欄には、電波法第10条第2項の点検である場合には「予備免許の番号」、第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。

[4～6 同左]

[新設]

電子メールアドレス

注1 第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、免許規則第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許の場合を除く。）に指定されている識別信号を①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の五 基幹放送局事業計画変更届出書の様式（第43条の2第3項関係）（総務大臣が [新設]

この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

基幹放送局事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名（注1） 印

電波法施行規則第43条の2第1項の規定により、事業計画を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 区分（注2）（注3）

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 主たる出資者及びその議決権の数
- (3) 役員に関する事項
- (4) 基幹放送の業務又は放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要
- (5) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (6) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (7) 週間放送番組の編集に関する事項
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (10) その他の事項

2 提出書類（注2）（注3）

- 変更後の定款又は寄附行為〔上記1(1)関係〕
- 免許規則第4条第2項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記1(2)～(6)関係〕
- 新たに選任された役員等の履歴書〔上記1(3)関係〕
- 4月又は10月の週間番組表〔上記1(7)関係〕

変更事項について新旧を対比したもの〔上記1(8)～(10)関係〕

注1 届出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 免許規則別表第二号第1に定める基幹放送放送局の無線局事項書注23又は免許規則別表第二号第5に定める衛星基幹放送局の無線局事項書注38を参照のこと。

別表第五号の六 基幹放送局事業収支結果報告書の様式（第43条の2第3項関係）（総務大臣が [新設]

この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

基幹放送局事業収支結果報告書

年 月 日

総務大臣 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名（注1） 印

電波法施行規則第43条の2第2項の規定により、（注2）の放送事業収支結果について、別紙のとおり届け出ます。

別紙 事業収支結果報告書

注1 届出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 「年度（第 期）」又は「第 期（年 月 日から 年 月 日まで）」のように記載すること。

市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、非常局の無線設備の機能試験の免除を求める理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

目次

第一章 略
第二章 無線局の免許手続

第一章 同上
第二章 同上

第一節 第二節の二 略
第二節の三 特定無線局の免許手続の特例(第二十条の四―第二十条の十一)

第一節 第二節の二 同上
第二節の三 特定無線局の免許手続の特例(第二十条の四―第二十条の十)

第三章 略

第三章 同上

第四章 略

第四章 同上

第五章 無線局の登録手続

第五章 同上

第一節 第四節 略

第一節 第四節 同上

第五節 登録状(第二十五条の二十一―第二十五条の二十二)

第五節 登録状(第二十五条の二十一・第二十五条の二十二)

第六節 略

第六節 同上

第二章の二 第六章 略

第二章の二 第六章 同上

第七章 無線局の運用等の特例に係る手続(第三十一条の二―第三十一条の五)

第七章 無線局の運用の特例に係る手続(第三十一条の二―第三十一条の四)

附則

附則

(希望する識別信号)

(希望する識別信号)

第二条の二 申請者は、申請に係る無線局(アマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。以下「無線局」という。)並びにアマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。において、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。

第二条の二 申請者は、申請に係る無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、適合表示無線設備のみを使用する簡易無線局(以下「パーソナル無線」という。)並びにアマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。において、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。

(申請書)

(申請書)

第三条 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項(第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。)を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

第三条 法第六条に規定する申請書の様式は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		申請書の様式
一	パーソナル無線及びアマチュア局	別表第一号
二	その他の無線局	別表第一号の二

一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数

三 希望する識別信号(アマチュア局を除く。)

四 希望する免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

(添付書類)

(添付書類等)

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
〔一〕九 略	十 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局	別表第二号の二第8
	十一 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第二号の三第1
	十二 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局	別表第二号の三第2
	十三 アマチュア局	別表第二号の三第3
〔表略〕		
〔2 略〕		
〔工事落成期限の延長〕		
<p>第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。</p>		
<p>第十一条 法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p>		
<p>一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>		
<p>二 無線局の種別及び局数</p>		
<p>三 識別信号</p>		
<p>四 予備免許の年月日及び予備免許通知書（第十条の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号</p>		

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
〔一〕九 同上	十 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局	〔同上〕
	十一 人工衛星局及び宇宙局	別表第二号の二第8
	十二 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局	別表第二号の三第1
	十三 パーソナル無線	別表第二号の三第2
	十四 〔同上〕	別表第二号の三第3
	十五 〔同上〕	別表第二号の三第4
〔表同上〕		
〔2 同上〕		
〔工事落成期限の延長〕		
<p>第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。</p>		
<p>第十一条 法第八条第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行なうものとする。</p>		
〔新設〕		

3] 法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

〔一〜四 略〕

五 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)

開設を必要とする理由、通信の相手方、希望する運用許容時間及び運用開始の予定期日

六 簡易無線局

(1) 無線操縦発振器(模型飛行機、模型ボートその他これらに類するもの) 線操縦発振器を使用する簡易無線局に係るものに無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。) 及び運用開始の予定期日

簡易無線局

〔2〕 略〕

〔七〜九 略〕

〔2〜4 略〕

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の設置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合(第二項各号に掲げる無線局の種類ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと)及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。))、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるもの(ごと)に、同時に申請しようとする無線局の種類及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。))又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の

〔新設〕

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

〔一〜四 同上〕

五 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)

開設を必要とする理由及び運用開始の予定期日

六 簡易無線局

(1) パーソナル無線及び無線操縦発振器(模型飛行機、模型ボートその他これらに類するものを無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。) 及び運用開始の予定期日

簡易無線局

〔2〕 同上〕

〔七〜九 同上〕

〔2〜4 同上〕

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の設置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合(第二項各号に掲げる無線局の種類ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと)及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。))、簡易無線局の場合にあつては第四条第二項の表十二の項及び十三の項に掲げるもの(ごと)、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては同項の表六の項及び十四の項に掲げるもの(ごと)に、同時に申請しようとする無線局の種類及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。))又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の

送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

〔3 略〕

4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうち一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届出書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分（船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。）の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

〔2 略〕

3 免許の申請書に添付する工事設計書は、検定期間による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（施行規則第十一条の五の規定による型式検定を要しない機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合を含む。）は、当該機

送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

〔3 同上〕

4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうち一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届出書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分（船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときを除き、添付図面に係る部分に限る。）の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、総務大臣が別に告示するところにより、既に提出された免許の申請書に添付した工事設計書の写しがあらかじめ総務大臣に提出されているときに限る。

〔2 同上〕

3 免許の申請書に添付する工事設計書は、検定期間による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合は、当該機器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの（これに相当するものを含む。）及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

〔4 略〕

（再免許の申請）

第十六条 再免許を申請しようとするときは、第三条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。

〔4 同上〕

（再免許の申請）

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 免許の番号

二 免許の年月日及び有効期間満了の期日

三 継続開設を必要とする理由（遭難自動通報局を除く。）

四 希望する電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力

五 希望する運用許容時間（第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。）

六 将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第四百十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

七 免許の期間における業務の概要（基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）

八 申請の際における無線設備の工事設計の内容

九 人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）

十 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）

2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一 将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、経営形態を除く。）

二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

四 放送区域

五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支

(添付書類等)

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 免許の番号
- 二 継続開設を必要とする理由
- 三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 四 希望する運用許容時間(第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。)
- 五 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第四百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。))を行う地上一般放送局を除く。))をいう。以下同じ。))及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。))を除く。))に限る。)
- 六 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。)
- 七 申請の際における無線設備の工事設計の内容
- 八 人工衛星の使用可能期間(人工衛星に開設する無線局に限る。)

の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)

六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

5 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。

第十六条の二 再免許の申請が陸上移動局(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)、携帯局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、簡易無線局及び構内無線局に関するものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 免許の番号
- 二 識別信号
- 三 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 四 希望する免許の有効期間
- 五 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容

- 九 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）
- 2| 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。
- 一 将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、同条第一項第一号を除く。）
 - 二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
 - 三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
 - 四 放送区域
 - 五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）
 - 六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称
 - 七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3| 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。
- 4 第四条第二項の規定は、前条の申請書に添付する書類について準用する。
- 5 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替へるものとする。
- 6| 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。
（添付書類の提出の省略）
- 第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。
（工事設計書等の提出の省略等）
- 第十七条 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免

[新設]

[新設]

許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（申請の期間）

第十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、再免許の申請が総務大臣が別に告示する無線局に関するものであつて、当該申請を電子申請等により行う場合にあつては、免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

（審査及び免許の付与）

第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

「一〜四 略」

（申請の期間）

第十七条 「同上」

〔新設〕

2 免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、前項の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

（申請書等）

第十八条 第三条及び第四条第二項の規定は、再免許の申請（陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許の申請を除く。）について準用する。

2 陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式は、別表第一号の二の二のとおりとする。

（工事設計書等の提出の省略等）

第十八条の二 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに、当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又はその内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、前条の規定により再免許申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、再免許申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（審査及び免許の付与）

第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

「一〜四 同上」

<p>〔2 略〕</p> <p>(相続等における免許の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 承継に係る無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称</p> <p>2 前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>3 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>4 前三項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。</p> <p>(免許の承継の申請)</p> <p>第二十条の三 法第二十条第二項、第四項(分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。又は第五項(合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。の規定により無線局の免許人の地位の承継(承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。))をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 承継に係る無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。</p> <p>〔6・7 略〕</p> <p>8 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。</p> <p>9 略</p> <p>第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。又は第五項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。)(法第二十条第十項において準用する場合を</p>	<p>〔2 同上〕</p> <p>(相続等における免許の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 承継に係る無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称</p> <p>2 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、前項の書類に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。</p> <p>(免許の承継の申請)</p> <p>第二十条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 承継に係る無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前二項の申請書の様式は、別表第三号で定める。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。</p> <p>〔6・7 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>第二十条の三の二 〔同上〕</p>	<p>〔2 略〕</p> <p>(相続等における免許の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 承継に係る無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称</p> <p>2 前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>3 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>4 前三項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。</p> <p>(免許の承継の申請)</p> <p>第二十条の三 法第二十条第二項、第四項(分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。又は第五項(合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。の規定により無線局の免許人の地位の承継(承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。))をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 承継に係る無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。</p> <p>〔6・7 略〕</p> <p>8 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。</p> <p>9 略</p> <p>第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。又は第五項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。)(法第二十条第十項において準用する場合を</p>	<p>〔2 同上〕</p> <p>(相続等における免許の承継の届出)</p> <p>第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 承継に係る無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称</p> <p>2 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、前項の書類に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。</p> <p>(免許の承継の申請)</p> <p>第二十条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 承継に係る無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前二項の申請書の様式は、別表第三号で定める。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。</p> <p>〔6・7 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>第二十条の三の二 〔同上〕</p>
---	--	---	--

含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〇四 略〕

五 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

〔2 略〕

3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

〔4〇7 略〕

8 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〇二 略〕

三 承継に係る無線局の識別信号、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間

〔四〇六 略〕

2 前項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

〔3〇6 略〕

7 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

（包括免許の申請書）

第二十条の五 法第二十七条の二の規定により特定無線局の包括免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 特定無線局の包括免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許を受けようとする特定無線局の種別

三 希望する包括免許の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

五 承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

〔2 同上〕

3 前二項の申請書の様式は、別表第四号で定める。

〔4〇7 同上〕

〔新設〕

第二十条の三の三 〔同上〕

〔一〇二 同上〕

三 承継に係る無線局の識別信号、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

〔四〇六 同上〕

2 前項の申請書の様式は、別表第四号の二で定める。

〔3〇6 同上〕

〔新設〕

（包括免許の申請書等）

第二十条の五 法第二十七条の三第一項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の三第一項の規定により前項の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は、別表第二号の四のとおりとする。

3 法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容は、既に受けた包括免許に係る契約の内容と同一である契約に係る包括免許の申請をしようとする場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(添付書類等)

第二十條の六 法第二十七條の三に規定する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は別表第二号の四のとおりとする。

2] 法第二十七條の三第一項第八号に規定する契約の内容が、既に受けた包括免許に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る包括免許の申請をしようとするものである場合(当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3] 法第二十七條の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
- 二 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
- 三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

(特定無線局の再免許の申請)

第二十條の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、第二十條の五第一項各号に掲げる事項のほか包括免許の番号及び包括免許の年月日を申請書に記載し、総合通信局長に提出して行わなければならない。

2] 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合の記載事項)

第二十條の六 法第二十七條の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
- 二 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
- 三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

(特定無線局の再免許の申請)

第二十條の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第八号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

- 一 包括免許の番号
- 二 包括免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 三 継続開設を必要とする理由
- 四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 五 将来の業務計画等(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)
- 六 免許の期間における業務の概要(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)
- 七 申請の際における無線設備の工事設計の内容
- 八 最大運用数
- 2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
 - 一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
 - 二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項
 - 三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項
- 3 第一項の再免許申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとし、当該申請書に添付する書類は、別表第二号の四の様式による無線局事項書及び工事設計書とする。

(添付書類)

第二十條の九 前條の申請書には、次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項を除く。))及び無線設備を設置しようとする区域(を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。)

一 包括免許の番号

二 継続開設を必要とする理由

三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四 将来の業務計画等(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

五 免許の期間における業務の概要(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

六 申請の際における無線設備の工事設計の内容

七 最大運用数

2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の無線局事項書及び工事設計書に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3 第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。
(添付書類の提出の省略)

第二十條の十 法第二十七條の二第一号に定める無線局(通信の相手方が外国の人工衛星局であるものを除く。)の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容(免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの)と同一である場合は、前條の規定にかかわらず、第二十條の八に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

第二十條の十一 [略]

(包括免許に関する準用規定)

第二十條の十二 第九條、第十四條及び第十八條の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十條の二(第四項を除く。)、第二十條の三(第二項を除く。))及び第二十條の三の二(第二項を除く。))の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十條の三第八項及び第二十條の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七條」とあるのは「法第二十七條の十一第二項において読み替えて適用する法第二十条第六

[新設]

第二十條の九 前條の申請書には、次に掲げる事項(特定無線局(法第二十七條の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))に係る申請にあつては、次に掲げる事項(第七号に掲げる事項を除く。))及び無線設備を設置しようとする区域(を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。)

一 包括免許の番号

二 継続開設を必要とする理由

四 将来の業務計画等(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

五 免許の期間における業務の概要(設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)

六 申請の際における無線設備の工事設計の内容

七 最大運用数

2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の無線局事項書及び工事設計書に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項

三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3 第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。
(添付書類の提出の省略)

[新設]

第二十條の九 [同上]

(包括免許に関する準用規定)

第二十條の十 第九條、第十四條及び第十七條の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十條の二(第三項を除く。))、第二十條の三(第二項を除く。))及び第二十條の三の二(第二項を除く。))の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。

項において準用する法第二十七条の四」と読み替えるものとする。

第三節 免許状

(様式等)

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

〔2～5 略〕

〔削る〕

6|| 〔略〕

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。
〔削る〕

(免許状の訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)

四 免許の番号又は包括免許の番号

五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2|| 前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3|| 第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4|| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5|| 〔略〕

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)

四 免許の番号又は包括免許の番号

五 再交付を求める理由

2|| 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3|| 前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(特定無線局の運用開始の期限の延長)

第三節 免許状

(様式等)

第二十一条 法第十四条の免許状の様式は、別表第五号から別表第五号の四までで定める。

〔2～5 同上〕

6|| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。

7|| 〔同上〕

第二十一条の二 法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第五号の五のとおりとする。
2|| 総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、小型の免許状によることがある。
(訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。
〔新設〕

〔新設〕

2|| 前項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3|| 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4|| 〔同上〕

(免許状の再交付)

第二十三条 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

2|| 前条第四項の規定は、前項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。但し、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(特定無線局の運用開始の期限の延長)

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別

三 包括免許の番号

四 運用開始の期限

五 希望する延長期限及び延長する理由

2 前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。

3 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(無線局の運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)

四 免許の番号又は包括免許の番号

五 運用開始の期日又は運用開始年月日(法第十六条第二項に該当する場合を除く。)

六 運用休止期間及び運用を休止する理由(法第十六条第二項に該当する場合に限る。)

2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 無線航行陸上局 運用規則第八十条第三号及び第四号(これらの規定を運用規則第八十

二条において準用する場合を含む。)に掲げる事項

二 標準周波数局 運用規則第四百十条各号に掲げる事項

三 特別業務の局(設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。) 運用規則第四百十条各号に掲げる事項

3 前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。

(特定無線局の開設の届出)

第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)とする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 包括免許に係る特定無線局ごとの番号(以下「特定無線局の番号」という。)

第二十三条の二 法第二十七条の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書にその写し一通を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(運用開始等の届出)

第二十四条 法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、文書により行なうものとする。この場合において、当該届出が法第十六条第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に付記するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項(施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)とする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 包括免許に係る特定無線局ごとの番号(以下「特定無線局の番号」という。)

<p>四 特定無線局を開設した日</p> <p>五 無線設備の設置場所</p> <p>六 無線設備の工事設計の内容</p> <p>2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。</p> <p>3 法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。</p> <p>（無線局の廃止の届出）</p> <p>第二十四条の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 無線局の種別及び局数</p> <p>三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）</p> <p>四 免許の番号又は包括免許の番号</p> <p>五 廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出した場合には、廃止した年月日）</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。</p> <p>3 第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。</p> <p>（特定無線局の廃止の届出）</p> <p>第二十四条の四 法第二十七條の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 包括免許の番号</p> <p>三 特定無線局の番号</p> <p>四 廃止した年月日</p> <p>五 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨</p> <p>前項の届出書の様式は、別表第七号の二のとおりとする。</p> <p>（無線局の変更の申請等）</p> <p>第二十五条 第十二條の規定は、法第十七條の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九</p>	<p>四 特定無線局を開設した日</p> <p>五 無線設備の設置場所</p> <p>六 無線設備の工事設計の内容</p> <p>2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三）の様式により行うものとする。</p> <p>3 法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。</p> <p>（免許後の変更等の手続）</p> <p>第二十四条の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）</p> <p>三 無線局の種別</p> <p>四 免許の番号</p> <p>五 免許の年月日</p> <p>六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。</p> <p>第二十四条の四 法第二十七條の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 包括免許の番号</p> <p>三 特定無線局の番号</p> <p>四 廃止した年月日</p> <p>五 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨</p> <p>第二十五条 第十二條の規定は、法第十七條の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九</p>	<p>四 特定無線局を開設した日</p> <p>五 無線設備の設置場所</p> <p>六 無線設備の工事設計の内容</p> <p>2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三）の様式により行うものとする。</p> <p>3 法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。</p> <p>（免許後の変更等の手続）</p> <p>第二十四条の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）</p> <p>三 無線局の種別</p> <p>四 免許の番号</p> <p>五 免許の年月日</p> <p>六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。</p> <p>第二十四条の四 法第二十七條の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 包括免許の番号</p> <p>三 特定無線局の番号</p> <p>四 廃止した年月日</p> <p>五 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨</p> <p>第二十五条 第十二條の規定は、法第十七條の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九</p>
--	---	---

- 条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。
- 2| 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置^二ことに単一の申請又は届出をすることができる。
 - 3| 第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。
 - 4| 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
 - 一| 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二| 無線局の種別及び局数
 - 三| 識別信号
 - 四| 免許の番号
 - 五| 変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号
 - 六| 設置場所変更の年月日又は工事を完了した年月日
 - 七| 検査を希望する日（法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）
 - 5| 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。
 - 6| 法第十八条第二項で定める書類は、第四項の届出書に添えて提出しなければならない。
 - 7| 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。
 - 第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更し又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。
 - [2] 略
 - 第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。
 - (認定の申請)
 - 第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一| 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏

- 条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。
- 2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置^二ことに単一の申請又は届出をすることができる。
 - 3 第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。
 - 4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、その旨を文書により総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
 - 5 法第十八条第二項で定める書類は、前項の届出書に添えて提出しなければならない。
 - 6 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。
 - 第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により通信の相手方の変更又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、申請書に第二十号の五第二項の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。
 - [2] 同上
 - 第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する文書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めるものとする。
 - (認定の申請)
 - 第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 〔新設〕

名

二 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

〔2 略〕

3 第一項の申請書の様式は別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は別表第八号の二のとおりとする。
(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第四項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送(放送法第二十条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)」をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七條一」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第二十条第六項において準用する法第七條一」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と読み替えるものとする。

(登録の申請書等)

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔削る〕

一 四 略

三 四 略

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項(第四号に掲げ

〔2 同上〕

3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。
(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第三項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送(放送法第二十条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)」をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

(登録の申請書等)

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 〔同上〕

一 無線局の種別

二 五 同上

三 四 同上

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請

<p>る事項にあつては、希望する場合に限る。)を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 希望する登録の有効期間</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(相続等における登録の承継の届出)</p> <p>第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 承継に係る登録局の登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>〔三 略〕</p> <p>2 前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。</p> <p>3 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>(包括登録の申請書等)</p> <p>第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。</p> <p>2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項(第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。)は、次のとおりとする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>一 略〕</p> <p>二 略〕</p> <p>三 略〕</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(包括登録の再登録の申請等)</p> <p>第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。)を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 希望する登録の有効期間</p> <p>〔五 略〕</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(登録状)</p>	<p>書を総合通信局長に提出して行わなければならない。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 登録の有効期間満了の期日</p> <p>2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(相続等における登録の承継の届出)</p> <p>第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により無線局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に、同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 承継に係る無線局の種別、登録の年月日、登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、前項の書類に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。</p> <p>(包括登録の申請書等)</p> <p>第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。</p> <p>2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の種別</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>(包括登録の再登録の申請等)</p> <p>第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、次の事項を記載した再登録申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 登録の有効期間満了の期日</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>2 前項の再登録申請書の様式は別表第一号の五のとおりとする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(登録状)</p>

<p>第二十五条の二十一 「略」</p> <p>2 前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。 〔登録状の訂正〕</p> <p>第二十五条の二十二 登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録の番号</p> <p>三 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。</p> <p>3 第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。</p> <p>4 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。</p> <p>5 第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。 〔登録状の再交付〕</p> <p>第二十五条の二十二の二 登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録の番号</p> <p>三 再交付を求める理由</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。</p> <p>3 第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。 ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>第六節 登録後の手続 (登録局の開設の届出等)</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一 四 略</p> <p>二 略</p> <p>三 法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(登録局の廃止の届出)</p> <p>第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲</p>	<p>第二十五条の二十一 「同上」</p> <p>2 前項の登録状の様式は、別表第五号の十のとおりとする。 〔登録状の訂正及び再交付〕</p> <p>第二十五条の二十一 第二十二条及び第二十三条の規定は、登録状について準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。</p> <p>第六節 登録後の手続 (登録局の開設の届出等)</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。</p> <p>一 一 四 同上</p> <p>二 登録の年月日 〔同上〕</p> <p>三 同上 〔同上〕</p> <p>3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第五号の十一の様式により行うものとする。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(登録局の廃止の届出)</p> <p>第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による無線局の廃止の届出は、次に掲</p>
<p>第二十五条の二十一 「同上」</p> <p>2 前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。 〔登録状の訂正〕</p> <p>第二十五条の二十二 登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録の番号</p> <p>三 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。</p> <p>3 第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。</p> <p>4 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。</p> <p>5 第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。 〔登録状の再交付〕</p> <p>第二十五条の二十二の二 登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録の番号</p> <p>三 再交付を求める理由</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。</p> <p>3 第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。 ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>第六節 登録後の手続 (登録局の開設の届出等)</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 一 四 略</p> <p>二 略</p> <p>三 法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>(登録局の廃止の届出)</p> <p>第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲</p>	<p>第二十五条の二十一 「同上」</p> <p>2 前項の登録状の様式は、別表第五号の十のとおりとする。 〔登録状の訂正及び再交付〕</p> <p>第二十五条の二十一 第二十二条及び第二十三条の規定は、登録状について準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。</p> <p>第六節 登録後の手続 (登録局の開設の届出等)</p> <p>第二十五条の二十三 法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次の事項とする。</p> <p>一 一 四 同上</p> <p>二 登録の年月日 〔同上〕</p> <p>三 同上 〔同上〕</p> <p>3 法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第五号の十一の様式により行うものとする。</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>(登録局の廃止の届出)</p> <p>第二十五条の二十四 法第二十七条の二十六第一項の規定による無線局の廃止の届出は、次に掲</p>

げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一・二 略〕

〔削除〕

〔削除〕

三 〔略〕

四 〔略〕

五 包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨

2 前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一 略〕

二 登録の番号

〔三 略〕

〔2 略〕

3 前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

(無線設備等保守規程の認定の申請)

第二十五条の二十六 〔略〕

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の三のとおりとする。

(無線設備等保守規程の変更の申請)

第二十五条の二十七 〔略〕

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

(無線設備等保守規程の変更の届出)

第二十五条の二十八 〔略〕

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

(無線設備等保守規程認定書の交付)

第二十五条の二十九 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第八号の五の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

〔2 略〕

(無線設備等保守規程の廃止の届出)

第二十五条の三十一 〔略〕

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の六のとおりとする。

(相続等に関する規定の準用)

第二十五条の三十四 第二十条の二(第四項を除く。)の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の

げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一・二 同上〕

三 無線局の種別

四 登録の年月日

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 包括登録に係るすべての登録局を廃止したときは、その旨

〔新設〕

(変更登録の申請)

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次の事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一 同上〕

二 登録の年月日及び登録の番号

〔三 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

(無線設備等保守規程の認定の申請)

第二十五条の二十六 〔同上〕

2 前項の申請書の様式は、別表第五号の十二のとおりとする。

(無線設備等保守規程の変更の申請)

第二十五条の二十七 〔同上〕

2 前項の申請書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

(無線設備等保守規程の変更の届出)

第二十五条の二十八 〔同上〕

2 前項の届出書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

(無線設備等保守規程認定書の交付)

第二十五条の二十九 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第五号の十四の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

〔2 同上〕

(無線設備等保守規程の廃止の届出)

第二十五条の三十一 〔同上〕

2 前項の届出書の様式は、別表第五号の十五のとおりとする。

(相続等に関する規定の準用)

第二十五条の三十四 第二十条の二(第三項を除く。)の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び

氏名又は名称」と読み替えるものとする。

(設置許可の申請)

第二十六条 「略」

2 前項の申請をしようとする者は、別表第九号第1の申請書に同表第2又は第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。))と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一(総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。))は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

〔2 略〕

(許可状の訂正)

第二十八条 法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことができる。

4 第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

(許可状の再交付)

第二十八条の二 法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局

認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

(設置許可の申請)

第二十六条 「同上」

2 前項の申請をしようとする者は、別表第六号第1の様式による申請書に同表第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。))と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一(総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。))は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第七号で定める様式の許可状を交付する。

〔2 同上〕

第二十八条 第二十二条の規定は、許可状の訂正の場合に準用する。

2 法第百条第二項の許可を受けた者は、前条第一項の許可状を破損し、よこし、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に別表第六号第2の様式による添付書類(図面を除く部分とする。))一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 第二十二条第四項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

〔新設〕

<p>長に提出しなければならない。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設備の種別及び設備数</p> <p>三 許可の番号</p> <p>四 許可の年月日</p> <p>五 再交付を求める理由</p> <p>2 第二十二條第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の承継の届出)</p> <p>第二十八條の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第二十九條 法第百条第五項において準用する法第十七條の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第三十條 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 廃止する年月日</p> <p>三 設備の種別及び設備数</p> <p>四 許可の番号</p> <p>五 許可の年月日</p> <p>(外国の無線局の運用の許可手続)</p> <p>第三十一條 「略」</p> <p>2 前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 「略」</p> <p>三 「削る」</p> <p>四 「三〇五 略」</p> <p>3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設備の種別及び設備数</p> <p>三 許可の番号</p> <p>四 許可の年月日</p> <p>五 再交付を求める理由</p> <p>2 第二十二條第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の承継の届出)</p> <p>第二十八條の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第二十九條 法第百条第五項において準用する法第十七條の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第三十條 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 廃止する年月日</p> <p>三 高周波利用設備の種別</p> <p>四 許可の番号</p> <p>五 許可の年月日</p> <p>(外国の無線局の運用の許可手続)</p> <p>第三十一條 「同上」</p> <p>2 前項の申請をしようとする包括免許人は、申請書に次の事項を記載した書類を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>「新設」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 包括免許の年月日</p> <p>三 「三〇五 同上」</p> <p>3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>「一〇四 同上」</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設備の種別及び設備数</p> <p>三 許可の番号</p> <p>四 許可の年月日</p> <p>五 再交付を求める理由</p> <p>2 第二十二條第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の承継の届出)</p> <p>第二十八條の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第二十九條 法第百条第五項において準用する法第十七條の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。</p> <p>(変更等の手続)</p> <p>第二十八條の二 第二十条の二(第三項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。</p> <p>第二十九條 法第百条第五項において準用する法第十七條の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 包括免許の年月日</p> <p>三 「三〇五 同上」</p> <p>3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>「一〇四 同上」</p>	<p>長に提出しなければならない。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 設備の種別及び設備数</p> <p>三 許可の番号</p> <p>四 許可の年月日</p> <p>五 再交付を求める理由</p> <p>2 第二十二條第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。</p> <p>(許可の承継の届出)</p> <p>第二十八條の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第二十九條 法第百条第五項において準用する法第十七條の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号の二又は別表第九号の三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第三十條 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。</p> <p>一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 廃止する年月日</p> <p>三 高周波利用設備の種別</p> <p>四 許可の番号</p> <p>五 許可の年月日</p> <p>(外国の無線局の運用の許可手続)</p> <p>第三十一條 「同上」</p> <p>2 前項の申請をしようとする包括免許人は、申請書に次の事項を記載した書類を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。</p> <p>「新設」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 包括免許の年月日</p> <p>三 「三〇五 同上」</p> <p>3 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
--	---	---	---

4 第二項の申請書の様式は、別表第十一号のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、別表第十一号の二のとおりとする。

第七章 無線局の運用等の特例に係る手続

〔外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例〕

第三十一条の二 法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に船舶局にあつては別表第二号第3の、航空機局にあつては別表第二号第4の無線局事項書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

2 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、その申請が適当と認めるときは、申請者に対し免許を与える。

3 第二十二條第五項の規定は、法第二十七條第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の三 〔略〕

〔2 略〕

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

〔4 略〕

第三十一条の四 〔略〕

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の五 第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

4 第二項の申請書の様式は、別表第八号第一のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、同表第二のとおりとする。

第七章 無線局の運用の特例に係る手続

〔新設〕

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 〔同上〕

〔2 同上〕

3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。

〔4 同上〕

第三十一条の三 〔同上〕

(登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)

第三十一条の四 第三十一条の二の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の二第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

(2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請 の場合	1 2 3 (① ② ⑤ ⑥) 4 5	
2 再免許の申 請の場合	1 2 3 4 (注) 5	(注) ②にあつては、電波利 用料納入告知書送付先に 変更がある場合に限る。

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）と郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載

事項に対応して記載すること。免許の申請（アマチュア局を除く。）の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

(3) ③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(4) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(5) ⑥の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

ウ 固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。

9 施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

(1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する口にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第2項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の口にレ印を付け、1年を単位とする期間を記載すること。

10 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。

11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[削る]

別表第一号の二 無線局（パーソナル無線及びアマチュア局を除く。）の免許申請書及び無線局（陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）簡易無線局及び構内無線局を除く。）の再免許申請書の様式（第3条及び第18条関係）

無線局再免許申請書（注1）

年 月 日

収入印紙 ちよう付欄		

総務大臣 殿（注2）

申請者（注3）

住所

氏名

印

代表者氏名

下記の無線局を開設したいので、電波法第6条の規定により別紙の書類を添
の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条
えて申請します。

記

①無線局の種別及び局数	②識別信号	③免許の番号	④免許の年月日	⑤備考（注4）

申請に関する連絡責任者（注8）

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注1 免許又は再免許のいずれかの不要の文字を^{まつ}抹消すること。

2 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の免許の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

3 申請者の欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法

- 人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 4 収入印紙については、次によること。
- (1) 複数の無線局を申請する場合は、「①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。
- | | |
|-------|---------------|
| (記載例) | 10W 1局×9,000円 |
| | 1 W 6局×4,000円 |
| | <hr/> |
| | 合計33,000円 |
- (2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
- (3) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。
- 5 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、第2条第1項及び第2項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては基幹放送の種類を付記すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。ただし、免許の申請の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。
- (3) ③の欄及び④の欄は、再免許の申請に限り、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
- 6 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許を申請する場合は、⑤の欄に認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
- 7 免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。
- 8 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。
- 9 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[削る]

別表第一号の二の二 陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）

）、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式（第18条関係）

無線局再免許申請書

年 月 日

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿

申請者（注1） 住所
氏名 印
代表者氏名

	収入印紙	
	ちよう付欄	

無線局 陸上移動局
 携帯局
 アマチュア局 （局数： ）（注2）の再免許を受けたいので、無線局免許手続
 簡易無線局
 構内無線局

規則第16条の2の規定により下記のとおり申請します。

記

①免許の番号	②識別信号	③免許の年月日	④免許の有効期間満了の期日	⑤希望する免許の有効期間	⑥備考（注3）

⑦無線局事項書及び工事設計書の内容

ア 欠格事由の有無 有 無

イ 免許の有効期間中において無線局事項書及び無線設備の工事設計の内容に変更があった場合には当該変更の許可の申請又は届出を行っており、それ以後本申請までの期間に変更していない。

ウ 法第3章に規定する条件に合致する。

申請に関する連絡責任者（注5）

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注1 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載する。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 該当する無線局の種別の□にレ印を付し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、局数を併せて記載すること。
- 3 収入印紙については、次によること。
- (1) 複数の無線局を申請する場合は、無線局の種別及び局数の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。
- (記載例) 5W 7局×3,350円
 15W 1局×6,700円
 合 計 30,150円
- (2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
 - (3) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。
- 4 ①の欄から⑦の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄、③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (3) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
 - (4) アマチュア局の場合は、⑥の欄に移動する送信機の台数を記載すること。
 - (5) ⑦の欄は、無線局事項書及び工事設計書の内容について該当する場合には、□にレ印を付けること。
- 5 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には所属、氏名及び電子メールアドレスの記載を要しない。
- 6 免許状の送付を希望するときは、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該免許状を封入し得るも

のとする。

7 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 特定無線局の種別	
② 包括免許の番号	
③ 包括免許の年月日	
④ 希望する包括免許の有効期間	
⑤ 備考	

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ -----

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

[削る]

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 3 (① ④ ⑤) 4 5	
2 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注) 5	(注) 電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5 1の欄は、次によること。

注1 免許又は再免許のいずれかの不要の文字を抹消すること。^{まつ}

2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
[新設]

[新設]

[新設]

3 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

[削る]

[削る]

6 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2) ②の欄及び③の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。

(3) ④の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(4) ⑤の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

4 収入印紙については、該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

5 1の欄から3の欄までの記載は、次によること。

(1) 1の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2) 2の欄及び3の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記載すること。

6 免許状の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は免許状を封入し得るものとする。

[新設]

ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 4の欄は、次によること。

(1) 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。

(2) 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。

9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[新設]

[新設]

7 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の三 無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [新設]

無線局登録（再登録）申請書

無線局登録（再登録）申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

電波法第27条の18第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

(注3)

記 (注4)

1 申請者 (注5)

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無 (注6)

有 無

3 登録又は再登録に関する事項 (注7)

① 無線設備の規格	
-----------	--

② 無線設備の設置場所	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 備考	

4 電波利用料 (注8)

① 電波利用料の前納 (注9)

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の登録の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他 (年)

② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。) (注10)

1 の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ -----

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 登録の申請の場合	1 2 3 (① ② ③ ⑥) ⑦) 4 5	

2 再登録の申請 の場合	1 2 3 (④ ⑤ ⑥ ⑦) 4 (注) 5	(注) ②にあつては、電波利用 料納入告知書送付先に変更 がある場合に限る。
-----------------	----------------------------	--

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 法第27条の20第2項第1号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について施行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。
- (2) ②の欄は、次によること。
 - ア 移動しない無線局にあつては、登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもって「35.25.47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。
 - イ 移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。
 - ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
 - イ 周波数については、使用する周波数を記載すること。
 - ウ 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。

- (4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。
- (5) ⑥の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
- (6) ⑦の欄は、次によること。
 - ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 8 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。
- 9 施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。
 - (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する口にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
 - (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の登録の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。
- 10 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。
- 11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 12 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の四 無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第1項及び第25条の19第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄 (注2)

- 電波法第27条の29第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
(注3)

記 (注4)

1 申請者 (注5)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無 (注6)

有 無

3 登録又は再登録に関する事項 (注7)

別表第一号の四 無線局の登録申請書及び包括登録申請書の様式（第25条の10第1項及び第25条の17第1項関係）

収入印紙

無線局登録申請書 (注1)
包括登録

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注2) 殿
申請者 (注3) ^{ふりがな}住所
^{ふりがな}氏名又は名称

Ⓔ

下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第2項の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 無線設備の規格	
2 無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
3 周波数及び空中線電力	
4 備 考	

- 注1 登録又は包括登録のいずれかの不要な文字を抹消すること。
- 2 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 3 申請者欄の記載は、次によること。
 - (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて

① 無線設備の規格	
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	
⑧ 備考	

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
部署名	フリガナ -----

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当するにレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 登録の申請の場合	1 2 3 (① ② ③) ⑥ ⑧) 4 5	
2 再登録の申請	1 2 3 (④ ⑤ ⑥)	(注) 電波利用料納入告知書送付

当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

4 収入印紙については、当該欄に全部をちよう付できない場合は、その欄に別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

5 1の欄の記載は、登録又は包括登録を受けようとする無線局の無線設備の規格を記載すること。

6 2の欄は、次によること。

(1) 移動しない無線局にあつては登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇－〇－〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもって「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇－〇－〇何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。

(2) 移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(3) 包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線設備を設置しようとする区域を記載すること。ただし、移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

7 3の欄は、次によること。

(1) 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

(2) 周波数については、使用する周波数を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線局が使用する周波数を記載すること。

(3) 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録を受けようとするすべての無線設備が送信に際して使用できる空中線電力のうち最大のものを記載すること。

8 4の欄は、当該申請に係る連絡先として、法人にあつては、連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

9 登録状の送付を希望するときは、申請者の住所及び郵便番号並びに氏名又は名称を記載した封筒を申請書に添付すること。

10 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、同規格の用紙に記載すること。

の場合	⑦ ⑧	4 (注)	5	先に変更がある場合に限る。
-----	-----	-------	---	---------------

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号及び住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 法第27条の20第2項第1号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備の規格について施行規則第17条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備を設置しようとする区域を全て記載すること。ただし、移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。
 - ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
 - イ 周波数については、当該申請に係る無線局の無線設備が使用する周波数を全て記載すること。
 - ウ 空中線電力については、当該申請に係る無線局の無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を全て記載すること。
- (4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。
- (5) ⑥の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
- (6) ⑧の欄は、次によること。
 - ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 4の欄は、次によること。

(1) 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。

(2) 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。

9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[削る]

別表第一号の五 無線局の再登録申請書の様式（第25条の14第2項及び第25条の19第2項関係）

収入印紙

無線局再登録申請書（注1）
包括再登録

年 月 日

（何）総合通信局長（注2）殿
申請者（注3）

住所
氏名又は名称

㊟

下記の無線局の再登録を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定
無線局免許手続規則第25条の19第1項
により申請します。

記

1 登録の番号	
2 登録の年月日	
3 登録の有効期間満了の 期日	
4 登録の有効期間中にお いて同時に開設されてい ることとなる無線局の見 込数	
5 備 考	

注1 再登録又は包括再登録のいずれかの不要の文字を抹消すること。

注2 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

注3 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号
又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記
入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律に
より直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法
人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記
載すること。

(3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて
当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記する
こと。

注4 収入印紙については、当該欄に全部をちよう付できない場合は、その欄に別紙にちよう
付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

- 5 1の欄、2の欄及び3の欄は、現に受けている登録又は包括登録について記載すること。
- 6 4の欄は、包括再登録の場合に限り記載すること。
- 7 5の欄は、当該申請に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。また、施行規則第9条の規定により、5年に満たない一定の期間を登録の期間として希望する場合は、その期間について「有効期間満了日は平成19年11月30日までを希望する。」のように記載すること。
- 8 登録状の送付を希望するときは、申請者の住所及び郵便番号並びに氏名又は名称を記載した封筒を申請書に添付すること。
- 9 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、同規格の用紙に記載すること。

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1枚目

長

辺

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 住所	都道府県 市区町村コード [] 〒 ()
6 法人又は団体及び代表者氏名	電話番号 () フリガナ
7 希望する運用許容時間	
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日____日
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____月____日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月____日以内の日
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード
	基幹放送の種類コード
11 放送事項	コード
	目的別種類
12 識別信号	
13 基幹放送局の名称	
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1枚目

無線局事項書

※ 整理番号		4 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	3 免許の番号
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		7 希望する運用許容時間	
6 氏名又は名称	フリガナ	8 工事落成の予定期日	
9 氏名又は名称	フリガナ	9 免許の年月日	
10 申請(届出)の区分	フリガナ	10 免許の有効期間	
11 住所	都道府県 市区町村コード []	11 希望する免許の有効期間	
12 郵便番号	フリガナ	12 最初の免許の年月日	
13 電話番号	電話番号	13 運用開始の予定期日	
14 無線局の目的コード	無線局の目的コード []	14 無線局の目的コード []	
15 放送事項	コード []	15 放送事項	
16 識別信号	コード []	16 識別信号	
17 基幹放送局の名称		17 基幹放送局の名称	
18 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		18 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2枚目

15 無線局の区別			
16 設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード	住所
17 無線設備の工事費			
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称		法人又は団体	
		フリガナ	
		代表者氏名	
		フリガナ	
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力			
22 事業計画等	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績		
	23 備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

2枚目

20 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	住所	※ 整理番号
		フリガナ		
		フリガナ		
		フリガナ		
21 無線設備の工事費				
22 認定を受けようとする者の氏名又は名称				
23 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項		
24 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲		(別紙) <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績		
25 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項		
27 備考				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

長

辺

長

辺

5枚目

28 無線局の区別		放送区域内の 世帯数 (A)	プランケット・ エリア内の世帯数 (B)	比率 ($\frac{(B)}{(A)} \times 100$) (%)
使用する無線設備の区分				
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機			
<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

5 5枚目

32 無線局の区別	※ 整理番号	比率 ($\frac{(B)}{(A)} \times 100$)	%	%	%	%	%
	放送区域の世帯数 (A)	プランケット・エリア 内の世帯数(B)					
使用する無線設備の区分	<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 主空中線
33 プランケットエリア内の世帯数情報							

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

6枚目

長 辺	30 無線局の区別	
	31 通信事項コード	
	32 通信の相手方	
短 辺 (日本工業規格A列4番)		

6 6枚目

短 辺	34 無線局の区別				※ 整理番号	
	35 通信事項コード			36 通信の相手方		
	長 辺 (日本工業規格A列4番)					

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	[(注1) ~ (注3) 略]
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 12 (注1) 13 14 15 (注2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 略] (注2) <u>16の欄から23の欄まで</u> に変更がある場合に限る。 。 (注3) <u>25の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注4) <u>27の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注5) <u>29の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注6) <u>31の欄又は32の欄</u> に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16	[(注1) ~ (注3) 略]

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 (注1) 16 17 18 19 20 21 22 (注2) 23 24 (注2) 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 (注3) 35 (注3) 36 (注3)	[(注1) ~ (注3) 同左]
2 変更の申請又は届出の場合	1 2 3 (注1) 4 5 6 7 9 (注1) 10 (注1) 16 (注1) 17 18 19 (注2) 28 (注3) 30 (注4) 32 (注5) 34 (注6) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 同左] (注2) <u>20の欄から27の欄まで</u> に変更がある場合に限る。 。 (注3) <u>29の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注4) <u>31の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注5) <u>33の欄</u> に変更がある場合に限る。 (注6) <u>35の欄又は36の欄</u> に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 12 14 15 (注1) 16 17	[(注1) ~ (注3) 同左]

18 (注2)	19	20 (注2)	21
22	23	24	25 26 27 28 29
30 (注3)	31 (注3)		
32 (注3)			

- 2 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の種別コード等のコード表（以下「無線局種別等コード表」という。）により該当するコードを記載すること。
[削る]
[削る]
- 5 4の欄は、次によること。
[(1)・(2) 略]
- 6 5の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 7 6の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 8 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

[削る]

- 9 8の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「H28.12.21」のように記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。

[削る]

18	19	20	22 (注2)	23
24 (注2)	25	26	27	28 29
30	31	32	33	34 (注3)
35 (注3)	36 (注3)			

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、総務大臣が別に告示するコード表（以下「コード表」という。）により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている放送局の免許の番号を記載すること。
- 6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。
- 7 5の欄の記載は、次によること。
[(1)・(2) 同左]
[新設]
- [新設]

- 8 6の欄は、次により記載すること。
(1) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
(2) 住所の欄は、次によること。
都道府県一市区町村コードは、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード（以下「都道府県コード」という。）により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 8の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある場合は記載を要しない。
- 11 9の欄は、当該基幹放送局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注9の日付指定の場合に準じて記載すること。

11 10の欄は、総務大臣が別に告示する無線局の目的コード等のコード表（以下「無線局目的等コード表」という。）により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

12 11の欄は、次によること。

- (1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この別表において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード欄は、無線局種別等コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

（記載例）

コード	目的別種類
01	報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
02	教育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
03	教養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
04	娯楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
06	その他（通信販売番組等）

[イ 略]

[(2) 略]

- (3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
（記載例） 何県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組
（記載例） 何県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
ア 博覧会等の用に供する場合
（記載例） 何博覧会の案内等に係る事項

12 10の欄は、当該基幹放送局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 12の欄は、当該基幹放送局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

15 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

16 14の欄は、コード表により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

17 15の欄の記載は、次によること。

- (1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード[]欄は、コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

（記載例）

コード [01]	報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
コード [02]	教育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
コード [03]	教養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
コード [04]	娯楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
コード [06]	その他（通信販売番組等）

[イ 同左]

[(2) 同左]

- (3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
（記載例） (何) 県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組
（記載例） (何) 県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
ア 博覧会等の用に供する場合
（記載例） (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) 何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

[(5) 略]

13 12の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

14 13の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

15 14の欄は、次によること。

[(1)～(4) 略]

16 15、24、26、28及び30の欄は、13の欄に記載した当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

17 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

18 17の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 申請に係る基幹放送局が同一の免許人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うもの場合は次のように記載すること。

[（記載例） 略]

[（注） 略]

[(2) 略]

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 19の欄は、次により記載すること。

(1) 地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線ま

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

[(5) 同左]

18 16の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する呼出名称

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する呼出名称を含む。）を左欄から順番に記載すること。

19 17、19、28、30、32及び34の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

20 18の欄の記載は次によること。

[(1)～(4) 同左]

[新設]

21 20の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

22 21の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 申請に係る基幹放送局が同一人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うもの場合は次のように記載すること。

[（記載例） 同左]

[（注） 同左]

[(2) 同左]

23 22の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。

24 23の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になる

での範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

〔2〕～〔4〕 略

(5) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同様であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

〔イ 略〕

21 20の欄は、次により記載すること。

(1) 19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

(2) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同様であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

〔イ 略〕

22 21の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

〔2〕・〔3〕 略

(4) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同様であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

よう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

〔2〕～〔4〕 同左

(5) 〔同左〕

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

〔イ 同左〕

25 24の欄は、次により記載すること。

(1) 23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

(2) 〔同左〕

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

〔イ 同左〕

26 25の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

〔2〕・〔3〕 同左

(4) 〔同左〕

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同様である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

[イ 略]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同ーであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 [(注2)～(注4) 略] (注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6)～(注12) [略]
	(2) (注1) (注2) (注3)	
	(3) (注1) (注2) (注3) (注10)	
	(4) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	
	(5) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	
	(6) (注1) (注2) (注10)	
	(7) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(8) (注1) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(9) (注1) (注10) (注12)	
	(10) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(11) (注1) (注4) (注7) (注10) (注12)	
	(12) (注1) (注3) (注10) (注12)	
	(13) (注1) (注8)	
	(14) (注1) (注9)	
	(15) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注11)	
	(16) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注11)	
	(17) (注1) (注2) (注3)	
	(18) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注12)	

[イ 同左]

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注3) (注9)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同ーであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 [(注2)～(注4) 同左] [新設] (注5)～(注11) [同左]
	(2) [同左]	
	(3) (注1) (注2) (注3) (注9)	
	(4) (注1) (注2) (注3) (注9) (注11)	
	(5) (注1) (注2) (注3) (注9) (注11)	
	(6) (注1) (注2) (注9)	
	(7) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(8) (注1) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(9) (注1) (注9) (注11)	
	(10) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(11) (注1) (注4) (注6) (注9) (注11)	
	(12) (注1) (注3) (注9) (注11)	
	(13) (注1) (注7)	
	(14) (注1) (注8)	
	(15) (注1) (注2) (注3) (注6) (注9) (注10)	
	(16) (注1) (注2) (注3) (注6) (注9) (注10)	
	(17) [同左]	
	(18) (注1) (注2) (注3) (注6) (注9) (注11)	

[2 略]

3 再免許の申請の場合	(1)	(注1) (注2) (注5) (注10)	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じである場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>[(注2) ~ (注4) 略]</p> <p>(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。</p> <p>(注6) [略]</p> <p>(注7) 放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注8) ~ (注12) [略]</p>
	(3)	(注1) (注2) (注3) (注10)	
	(4)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	
	(5)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	
	(6)	(注1) (注2) (注10)	
	(7)	(注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(8)	(注1) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(9)	(注1) (注10) (注12)	
	(10)	(注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	
	(11)	(注1) (注4) (注10) (注12)	
	(12)	(注1) (注3) (注10) (注12)	
	(13)	(注1) (注8)	
	(14)	(注1) (注9)	
	(15)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注11)	
	(16)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注11)	
	(17)	(注1) (注2) (注3)	
	(19)	(注1)	

[1]・(2) 略

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに、外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

[様式略]

[(注1) ~ (注3) 略]

(注4) 法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人

[2 同左]

3 再免許の申請の場合	(1)	(注1) (注2) (注3) (注9)	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じである場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>[(注2) ~ (注4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(注5) [同左]</p> <p>(注6) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注7) ~ (注11) [同左]</p>
	(3)	(注1) (注2) (注3) (注9)	
	(4)	(注1) (注2) (注3) (注9) (注11)	
	(5)	(注1) (注2) (注3) (注9) (注11)	
	(6)	(注1) (注2) (注9)	
	(7)	(注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(8)	(注1) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(9)	(注1) (注9) (注11)	
	(10)	(注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (注11)	
	(11)	(注1) (注3) (注9) (注11)	
	(12)	(注1) (注3) (注9) (注11)	
	(13)	(注1) (注7)	
	(14)	(注1) (注8)	
	(15)	(注1) (注2) (注3) (注9) (注10)	
	(16)	(注1) (注2) (注3) (注9) (注10)	
	(17)	[同左]	
	(19)	[同左]	

[1]・(2) 同左

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

[様式同左]

[(注1) ~ (注3) 同左]

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人

にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[(注6) 略]

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[(7)~(ウ) 略]

(エ) 出資予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

[様式略]

[(注1) ~ (注3) 略]

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

(7) 当該出資者に2以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(イ) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する2以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であっても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

[(7) 略]

(イ) 当該出資者に2以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

[(注6) ・ (注7) 略]

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

[様式略]

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

[ア 略]

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年

にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[(注6) 同左]

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[(7)~(ウ) 同左]

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

[様式同左]

[(注1) ~ (注3) 同左]

(注4) [同左]

(7) 当該出資者に2以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(イ) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する2以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であっても記載すること。

(注5) [同左]

[(7) 同左]

(イ) 当該出資者に2以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

[(注6) ・ (注7) 同左]

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

[様式同左]

(注1) [同左]

[ア 同左]

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年

法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体(以下この注において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄は、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

[注2)・(注3) 略]

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

[様式略]

(注) (4)(注1)アからウまで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注1)アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注1)アからウまでに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

[(6)~(8) 略]

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。))及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等(協会が開設するものに限る。))に限る。以下この注において同じ。)及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。))について、次のアからオまでの様式により記載すること。

法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員(以下「理事等」という。))を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

[注2)・(注3) 同左]

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

[様式同左]

(注) (4)(注2)アからウ、(注3)及び(注4)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注2)アからウについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注2)アからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

[(6)~(8) 同左]

(9) [同左]

ア 放送番組表

(7) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

[様式略]

[(注1) 略]

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号（報道は（報）、教育は（育）、教養は（養）、娯楽は（娯）、その他は（他）と表示）に従い、個々に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

[(注3) ・ (注4) 略]

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について個々の放送番組の欄に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を（ ）で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の番組の記載

[様式略]

[(注1) ～ (注3) 略]

(注4) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、番組数計の欄に有料放送に係る時間を（ ）で再掲すること。

(4) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

[様式略]

[(注1) ・ (注2) 略]

(注3) 番組数計の欄は、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

[(注4) 略]

[(ウ) 略]

[イ～エ 略]

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(7) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

[様式略]

(注1) 供給者名の欄は、ア(7)Aの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載

ア 放送番組表

(7) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

[様式同左]

[(注1) 同左]

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号（報道は（報）、教育は（育）、教養は（養）、娯楽は（娯）、その他は（他）と表示）に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

[(注3) ・ (注4) 同左]

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を（ ）で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の放送番組の記載

[様式同左]

[(注1) ～ (注3) 同左]

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を（ ）で再掲すること。

(4) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

[様式同左]

[(注1) ・ (注2) 同左]

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

[(注4) 同左]

[(ウ) 同左]

[イ～エ 同左]

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(7) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

[様式同左]

(注1) 供給者名の欄は、アの(7)Aの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に

し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、ア(7)Aの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、ア(7)Aの放送番組表の合計の欄の時間から合計(①+②=③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

[(注4) ・ (注5) 略]

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の番組の記載

[様式略]

(注1) 供給者名の欄は、ア(7)Bの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(7)Bの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

[(注3) ・ (注4) 略]

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

[様式略]

(注1) 供給者名の欄は、ア(4)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(4)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

[(注3) ・ (注4) 略]

(ウ) (7)又は(4)以外の特定地上基幹放送局等の場合

[様式略]

(注1) 供給者名の欄は、ア(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

[(注3) 略]

[10~13] 略]

(14) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

[ア 略]

記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、アの(7)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、アの(7)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

[(注4) ・ (注5) 同左]

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の放送番組の記載

[様式同左]

(注1) 供給者名の欄は、アの(7)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(7)のBの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

[(注3) ・ (注4) 同左]

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

[様式略]

(注1) 供給者名の欄は、アの(4)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(4)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

[(注3) ・ (注4) 略]

(ウ) (7)又は(4)以外の特定地上基幹放送局等の場合

[様式同左]

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

[(注3) 同左]

[10~13] 同左]

(14) [同左]

[ア 同左]

イ 他の事業への出資

[様式略]

[(注1) 略]

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(7) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(4) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支
[1~7 略]										
8 経常利益 (5 + 6 - 7)										
備考										

[(注1) ~ (注5) 略]

(注6) 次の書類を添付すること (地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(7) 放送料表

(4) 最近の決算期における計算書類 (施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)

(4) その他参考となる書類

[(注7) ・ (注8) 略]

[イ 略]

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

[様式略]

[(注1) ・ (注2) 略]

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

イ 他の事業への出資

[様式別紙]

[(注1) 同左]

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) [同左]

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支
[1~7 同左]										
8 経常利益 (5 + (6 - 7))										
備考										

[(注1) ~ (注5) 同左]

(注6) 次の書類を添付すること (地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

ア 放送料表

イ 最近の決算期における計算書類 (施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)

ウ その他参考となる書類

[(注7) ・ (注8) 同左]

[イ 同左]

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

[様式同左]

[(注1) ・ (注2) 同左]

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[注4] 略]

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること。

[ア・イ 略]

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 23の欄は、次によること。

[削る]

(1) [略]

(2) [略]

(3) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び識別信号又は相手方の無線局が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

(4)～(8) [略]

25 25の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域（下記注26の(3)ア(イ)の周波数によるものとする。）が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄は、最近の国勢調査による数を記載すること。

26 27の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

(2) 全部・一部の別の欄は、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信

[注4] 同左]

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、22の欄の別紙の様式に準じて記載すること。）

[ア・イ 同左]

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

28 27の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) [同左]

(3) [同左]

(4) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び呼出符号等又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

(5)～(9) [同左]

29 29の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域（下記注30の(3)アの(イ)の周波数によるものとする。）が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満（ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送（以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。）であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄には、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

(2) 全部・一部の別の欄には、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管

局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同じである旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

〔7〕 略

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によること^が適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）。)

〔A～C 略〕

〔ウ〕 略

〔イ 略〕

27 29の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

〔1〕 略

(2) 放送区域内の世帯数の欄は、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。

(3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄は、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$$D=60\sqrt{P}$$

Dは、送信空中線からの距離 (m)

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値 (kW)

(4) 比率の欄は、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率を記載すること。

28 31の欄は、無線局種目的等コード表により該当するコードを記載すること。

29 32の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

32 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

轄区域内にあるものに限る。)のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同じである旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 〔同左〕

〔7〕 同左

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たつては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によること^が適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。)

〔A～C 同左〕

〔ウ〕 同左

〔イ 同左〕

31 33の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

〔1〕 同左

(2) 放送区域内の世帯数の欄には、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。

(3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄には、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$$D=60\sqrt{P}$$

Dは、送信空中線からの距離 (m)

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値 (kW)

(4) 比率の欄には、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率 (%)を記載すること。

32 35の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

33 36の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

34 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

35 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

36 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）
（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）
（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の様式のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第6の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

1枚目

無線局事項書	
1 免許の番号	(局分)
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県-市区町村コード []
	〒 (-)
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 () -
	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: . . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: . . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

短 辺

1枚目

無線局事項書

無線局事項書		※整理番号	
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	4 無線局の数	5 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	無線局の種別コード	8 希望する運用許容時間	日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 目の日
		9 工事落成の予定期日	
7 申請者氏名等	法人又は団体の別	10 免許の年月日	免許の有効期間
		11 免許の有効期間	
8 住所	氏名又は名称	12 希望する免許の有効期間	13 最初の免許の年月日
		13 最初の免許の有効期間	
9 無線局の種別	都道府県-市区町村コード	14 運用開始の予定期日	免許の日付指定: <input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日
		15 無線局の目的コード	
10 通信の相手方	電話番号	16 通信事項コード	17 通信の相手方
		17 通信の相手方	
11 識別信号	12 無線局の目的コード	13 無線局の目的コード	14 無線局の目的コード
12 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	15 無線局の目的コード	16 無線局の目的コード	17 無線局の目的コード
13 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	18 識別信号	19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	20 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

短 辺

(日本工業規格A列4番)

短 辺

長

2枚目

長

辺

16 無線局の区別			
区分			<input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 常置場所
設置場所 番号	設置場所の 区別コード	都道府県- 市区町村 コード	住所
船舶又は航空機名		フリガナ	
主たる停泊港又は定置場			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

無線設備の 設置場所は <input type="checkbox"/> 設置場所 又は <input type="checkbox"/> 常置場所	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	無線局の区別	※整理番号	住所
			フリガナ 都道府県-市区町村 コード []		
			フリガナ 都道府県-市区町村 コード []		
			フリガナ 都道府県-市区町村 コード []		
			フリガナ 都道府県-市区町村 コード []		
			フリガナ 都道府県-市区町村 コード []		
22 移動範囲	フリガナ 船舶又は航空機名	主たる停泊港又は定置場			
	基本コード []	付加コード []			
	基本コード []	付加コード []			
23 <input type="checkbox"/> 船舶又は <input type="checkbox"/> 航空機の所有者(設置場所又は常置場所とする場合)	基本コード []				
	付加コード []				
24 備考	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()				

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

3枚目

長
辺

18 無線局の区別				
		基本コード	付加コード	備考
19 移動範囲				
20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)		区分	<input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機	
		所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
21 備考				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

		※ 整理番号		
25 無線局の区別				
26 空中線系番号		添付図面		<input type="checkbox"/> 回線見直し図
電波伝搬路の地上高		添付図面		<input type="checkbox"/> 回線見直し図
電波伝搬路の地上高		<input type="checkbox"/> 電波伝搬路の地上高の一部又は全部が45m以上		
伝搬障害防止区域の指定		他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由		
補足事項				

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 (注) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 16 (注2) 18 (注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 19の欄から21の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15	

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載し、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

5 4の欄は、次によること。

〔1〕 略

〔2〕 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 (注1) 7 8 9 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 (注2) 26 (注2)	(注1) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。 (注2) 伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注1) 4 6 7 10 (注1) 11 (注1) 20 (注2) 25 (注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 21の欄から24の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 26の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 10 12 18 19	

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関第12345号～関第12350号」、「関第12345、関第12350号」のように記載すること。

6 4の欄は、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、無線標定移動局、携帯移動地球局又は実験試験局について第15条の2の2第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

7 5の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8 6の欄の記載は、次によること。

〔1〕 同左

〔2〕 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6月

月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

〔3〕 略〕

- (4) 電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。）の無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔5〕 略〕

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

〔削る〕

9 〔略〕

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「H28.12.21」のように記載すること。

中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第1項第7号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

〔3〕 同左〕

- (4) 電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。）の無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔5〕 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

9 7の欄の記載は、次によること。

- (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

- (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

10 〔同左〕

11 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

11 10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。

13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14 13の欄は、次によること。

- (1) 「何所属何固定局」、「免許人所属何固定局」のように記載すること。
- (2) 個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

[3] 略

- (4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 略]

16 15の欄は、次によること。

[(1)～(3) 略]

17 16及び18の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）

[ア 略]

12 10の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

13 11の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

14 12の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

15 14の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注11に準じて記載すること。

16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。

17 16の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

18 17の欄の記載は、次によること。

- (1) 「何（又は免許人）所属何固定局」等のように記載すること。
- (2) 個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

[3] 同左]

- (4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

19 18の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 同左]

20 19の欄の記載は、次によること。

[(1)～(3) 同左]

21 20及び25の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

22 21の欄の記載は、次によること。

- (1) [同左]

[ア 同左]

イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

[ウ 略]

(2) PHSの基地局の場合

設置場所の口にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何ビル屋上」、「何県何市何町〇-〇-〇公衆電話ボックス上」のように記載すること。

(3) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の口にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。

(4) 移動する無線局の場合

[ア 略]

イ 無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びV S A T地球局を除く。）を(1)イに準じて記載すること。

[ウ 略]

エ V S A T地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びV S A T制御地球局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。

19 19の欄は、移動する無線局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

20 20の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する口にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

21 21の欄は、次によること。

[削る]

(1) [略]

(2) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

[ウ 同左]

(2) PHSの基地局の場合

設置場所の口にレ印を付け、無線設備の設置場所（「何県何市何町〇-〇-〇何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。

(3) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合

設置場所の口にレ印を付け、無線設備の設置場所を記載すること。

(4) 移動する無線局の場合

[ア 同左]

イ 無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びV S A T地球局を除く。）を(1)のイに準じて記載すること。

[ウ 同左]

エ V S A T地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びV S A T制御地球局の無線設備の設置場所を記載すること。

22 22の欄の記載は、移動する無線局に限り、コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

23 23の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する口にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

24 24の欄の記載は、次によること。

(1) 5の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) [同左]

(3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

(3) [略]

(4) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局根本基準第6条第2項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(6)~(11) [略]

[削る]

22 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

23 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

24 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

(4) [同左]

(5) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の無線局が開設されており、当該既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合であつて、無線局根本基準第6条第2項の調整が図られているときは、その旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している場合は、その契約の内容（第15条第2項の規定により記載を省略するときには、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号）を記載すること。

(7)~(12) [同左]

26 26の欄は、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限り記載することとし、次によること。

(1) 空中線系番号の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る空中線系について、工事設計書の空中線系番号の欄に対応する番号を「1-1（〇〇向け）、3-2（××向け）」のように記載すること。

(2) 電波伝搬路の地上高の欄は、該当する場合には□にレ印を付けること。

(3) 添付図面の欄は、添付図面として回線見通し図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、回線見通し図は、指定を希望する電波伝搬路及び地形の高低が示され、電波伝搬路との高低差が45メートル以上かどうか容易に判別できるものであること。

(4) 他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る無線設備が特定無線設備である場合に限り記載すること。なお、他の通信手段への代替が容易でない理由には、当該無線設備の周辺の光ファイバ等の敷設状況及び、当該無線設備を含む無線通信の回線経路の状況を踏まえた理由を記載すること。

(5) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合はその事項を記載すること。

27 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

29 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。

）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。

）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

1枚目

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県一市区町村コード [] 〒()
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 () - フリガナ 英文
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：_____._____._____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：_____._____._____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月____日以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	[MMS I] [NBDP]
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

短

1枚目

無線局事項書							
1 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード		3 免許の番号		4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		6 氏名又は名称及び代表者氏名	法人団体 個人の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	7 希望する運用許容時間	8 工事落成の予定期日	9 免許の年月日	10 免許の有効期間
6 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ コード [] 英文	7 氏名又は名称及び代表者氏名	法人又は団体の フリガナ コード [] 英文	11 希望する免許の有効期間	12 最初の免許の年月日	13 運用開始の予定期日	14 無線局の目的コード
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ コード [] 英文	8 住所	都道府県一市区町村コード [] 郵便番号 - 電話番号	15 希望する免許の有効期間	16 最初の免許の年月日	17 運用開始の予定期日	18 無線局の目的コード
8 住所	フリガナ コード [] 英文	9 通信の相手方		19 希望する免許の有効期間	20 最初の免許の年月日	21 運用開始の予定期日	22 無線局の目的コード
9 通信の相手方		10 識別信号	[MMS I] [NBDP]	23 希望する免許の有効期間	24 最初の免許の年月日	25 運用開始の予定期日	26 無線局の目的コード
10 識別信号	[MMS I] [NBDP]	11 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		27 希望する免許の有効期間	28 最初の免許の年月日	29 運用開始の予定期日	30 無線局の目的コード

短 辺

長

短

(日本工業規格A列4番)

2枚目(船舶局に限る。)

長

辺

16	無線局の区別		
17 電波法の型式並びに第33条及び第35条の規定による周波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J]		
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70		W
	<input type="checkbox"/> F 3 E		W
	<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [K]		
	<input type="checkbox"/> J 3 E 2182 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2177 2187.5 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2174.5 kHz		W
	<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L]		
	<input type="checkbox"/> J 3 E 2182 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2177 2187.5 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2174.5 kHz		W
	<input type="checkbox"/> J 3 E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz		W
	<input type="checkbox"/> F 1 B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz		W
	<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S]		
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70	12.5W	
	<input type="checkbox"/> F 1 D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz	12.5W	
	<input type="checkbox"/> F 1 D 12.5 kHz間隔の周波数 182波	12.5W	
	<input type="checkbox"/> F 1 D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz	12.5W	
	<input type="checkbox"/> F 1 D 25 kHz間隔の周波数 91波	12.5W	
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M]			
<input type="checkbox"/> Q O N 9350 MHz	0.4W		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [Q]			
<input type="checkbox"/> F 1 D 161.975 162.025 MHz	1.0W		
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.025 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.028 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.031 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.037 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.04 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> A 3 X 121.5 MHz	0.05W		
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.028 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.031 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.037 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.04 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> A 3 X 121.5 MHz	0.05W		
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P]			
<input type="checkbox"/> F 3 E 150 MHz (ch 15 - 17)	W		
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [T]			
<input type="checkbox"/> A 3 E 121.5 123.1 MHz	W		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目(船舶局に限る。)

長

辺

20	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	無線局の区別	整理番号	(2) (1)以外の無線設備
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J]			
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70	W		<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J]
	<input type="checkbox"/> F 3 E	W		<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70
	<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [K]			<input type="checkbox"/> F 3 E
	<input type="checkbox"/> J 3 E 2182 kHz	W		<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X]
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2177 2187.5 kHz	W		<input type="checkbox"/> A 3 E
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2174.5 kHz	W		<input type="checkbox"/> 超短波帯 (10 MHz DSB) の無線設備の機器 [W]
	<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L]			<input type="checkbox"/> A 3 E
	<input type="checkbox"/> J 3 E 2182 kHz	W		<input type="checkbox"/> 短波帯 07 MHz SSB) の無線設備の機器 [U]
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2177 2187.5 kHz	W		<input type="checkbox"/> J 3 E
	<input type="checkbox"/> F 1 B 2174.5 kHz	W		<input type="checkbox"/> A 3 E
	<input type="checkbox"/> J 3 E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	W		<input type="checkbox"/> 短波帯 07 MHz DSB) の無線設備の機器 [V]
	<input type="checkbox"/> F 1 B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz	W		<input type="checkbox"/> A 3 E
	<input type="checkbox"/> F 1 B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz	W		<input type="checkbox"/> F 3 E 457.525 457.55 457.575 MHz
	<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S]			<input type="checkbox"/> F 1 D 457.51625 - 457.58437MHz及び 467.51625 - 467.58437MHz
	<input type="checkbox"/> F 2 B ch 70	12.5W		<input type="checkbox"/> レーダー G]
	<input type="checkbox"/> F 1 D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz	12.5W		<input type="checkbox"/> P O N 9410 MHz
	<input type="checkbox"/> F 1 D 12.5 kHz間隔の周波数 182波	12.5W		<input type="checkbox"/> 簡易船舶自動識別装置 [R]
	<input type="checkbox"/> F 1 D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz	12.5W		<input type="checkbox"/> F 1 D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波
	<input type="checkbox"/> F 1 D 25 kHz間隔の周波数 91波	12.5W		<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [Y]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M]			<input type="checkbox"/> その他の設備	
<input type="checkbox"/> Q O N 9350 MHz	0.4W			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [Q]				
<input type="checkbox"/> F 1 D 161.975 162.025 MHz	1.0W			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]				
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.025 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.028 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.031 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.037 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.04 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> A 3 X 121.5 MHz	0.05W			
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]				
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.028 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.031 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.037 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> G 1 B 406.04 MHz	5.0W			
<input type="checkbox"/> A 3 X 121.5 MHz	0.05W			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P]				
<input type="checkbox"/> F 3 E 150 MHz (ch 15 - 17)	W			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [T]				
<input type="checkbox"/> A 3 E 121.5 123.1 MHz	W			

(日本工業規格A列4番)

短

辺

短

3枚目

短 辺

18	無線局の区別	
19	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F 2 B ch 70 W <input type="checkbox"/> F 3 E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X] <input type="checkbox"/> A 3 E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W] <input type="checkbox"/> A 3 E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U] <input type="checkbox"/> J 3 E W <input type="checkbox"/> H 3 E 27524 kHz W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V] <input type="checkbox"/> A 3 E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I] <input type="checkbox"/> F 3 E ch 15 ch 17 W <input type="checkbox"/> F 3 E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> F 1 D F 1 E 457.51625MHz - 457.584375MHz及び 467.51625MHz - 467.584375MHz 6.25kHz間隔の24波 W <input type="checkbox"/> レーダー [G] kW <input type="checkbox"/> P O N 9410 MHz <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R] <input type="checkbox"/> F 1 D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2 W <input type="checkbox"/> V H F データ交換装置 [Y] W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他の設備
20	無線設備の設置場所	船舶名 フリガナ ----- 英文
21	停泊港コード	
22	主たる停泊港	
23	船舶の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
24	船舶の運行者	
25	船舶の用途コード	
26	総トン数	
27	旅客定員コード	
28	長さコード	
29	国際航海従事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

21	無線局の区別	※ 整理番号	24 主たる停泊港	30 長さコード	34 航行区域又は従業削除コード
22	無線設備の設置場所	フリガナ 船舶名 英文	23 停泊港コード	29 旅客定員コード	33 航行する海域コード
25	船舶の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()	26 船舶の運行者	36 信号符号	
27	船舶の用途コード		28 総トン数	無線設備の名称	コード []
31	国際航海従事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32 電気通信業務の取扱範囲	無線設備の名称	
35	船舶番号又は漁船登録番号		35 加入海洋局	無線設備の名称	
36	加入海洋局		36 加入	無線設備の名称	
37	施行規則第28条第2項の無線設備等		局種コード	無線設備の名称	
38	施行規則第28条第3項の無線設備等		局種コード	無線設備の名称	
40	施行規則第28条第6項の無線設備等		局種コード	無線設備の名称	
41	法第33条及び第35条関連(義務船舶局の場合に限る。)	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 [英文 (518kHz)] <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 [和文 (124kHz)] <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ専用受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 [超短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 [中短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 [中短波帯] <input type="checkbox"/> 無線航行法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航行法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航行法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 <input type="checkbox"/> 型名 [] <input type="checkbox"/> 識別信号 [] <input type="checkbox"/> 免許の番号 []	<input type="checkbox"/> 法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 <input type="checkbox"/> 型名 [] <input type="checkbox"/> 識別信号 [] <input type="checkbox"/> 免許の番号 [] <input type="checkbox"/> その他 (他の無線設備の機器を予備設備とするときはその機器) [] <input type="checkbox"/> 法第35条第2号の措置 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 法第35条第3号の措置		
42	備考				

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

4枚目

30	無線局の区別	
31	電気通信業務の取扱範囲	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
32	航行する海域コード	
33	航行区域又は従業制限コード	
34	船舶番号又は漁船登録番号	
35	信号符字	
36	加入海岸局	正加入 準加入
37	施行規則第28条第2項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称 コード []
38	施行規則第28条第3項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
39	施行規則第28条第6項の無線設備等	局種コード 無線設備の名称
40	電波法第33条及び第35条関連（義務船舶局等の場合に限る。）	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔英文（518kHz）〕 <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機〔和文（424kHz）〕 <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔超短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯〕 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機〔中短波帯及び短波帯〕 <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 []
	(1) 電波法第33条の規定により備えなければならない受信機等	
	(2) 電波法第35条の措置	<input type="checkbox"/> 電波法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 [] <input type="checkbox"/> その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） [] <input type="checkbox"/> 電波法第35条第2号の措置 （ <input type="checkbox"/> 他の者への委託） <input type="checkbox"/> 電波法第35条第3号の措置
41	備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 16 (注2) 18 (注3) 30 (注4) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 略] (注2) 17の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 19の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 31の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15 16 17 18 19	

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
[削る]
[削る]
- 5 4の欄は、次によること。
[(1)~(3) 略]
- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶局にあつては、英文による表記を付記すること。

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄等	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注1) 5 6 9 (注1) 10 (注1) 19 (注2) 21 (注3) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 同左] (注2) 20の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 22の欄から42の欄までに変更がある場合に限る。 [新設]
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 17 18 19 20	

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 7 5の欄は、次によること。
[(1)~(3) 同左]
[新設]
[新設]
- 8 6の欄は、次によること。
(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。
ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
[(1)・(2) 略]
- 16 15の欄は、船舶地球局の場合に、17及び19の欄は船舶局の場合に記載することとし、次

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。

- (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。
- 11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載することとし、義務船舶局の場合は「無期限」と記載すること。
- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- 14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 17 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 18 17の欄は、次の区分に従い、記載すること。
[(1)・(2) 同左]
- 19 18の欄は、船舶地球局の場合に、20の欄は船舶局の場合に記載することとし、次による

によること。

[(1)・(2) 略]

(3) 船舶局にあつては、無線設備の機器等、希望する電波の型式、周波数、空中線電力について、該当する口にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器等、電波の型式、周波数、空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。

[(4) 略]

17 16、18及び30の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

18 20の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。

19 21の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の2桁で記載すること。

20 22の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。

21 船舶地球局においては、23、25から29まで及び31から35までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を41の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

22 23の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

23 24の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。

24 25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

25 26の欄は、次によること。

[(1)～(3) 略]

26 27及び28の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

27 29の欄は、該当する口にレ印を付けること。

28 31の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。

29 32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

30 33の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

31 34の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「TK2-1234」のように

こと。

[(1)・(2) 同左]

(3) 船舶局にあつては、各無線設備は、該当する機器がある場合又は希望する電波の型式及び周波数について、該当する口にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。

[(4) 同左]

20 19の欄及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21 22の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては英語による名称を付記すること。

22 23の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県について、日本工業規格 J I S X0401に規定する都道府県のコード（2桁）を記載すること。

23 24の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。

24 船舶地球局においては、25及び27から36までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を41の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

25 25の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

26 26の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。

27 27の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

28 28の欄は、次によること。

[(1)～(3) 同左]

29 29の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

30 30の欄は、船舶局に限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

31 31の欄は、該当する口にレ印を付けること。

32 32の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。

33 33の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

34 34の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

35 35の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「TK2-1234」のように

記載すること。

- 32 35の欄は、当該船舶の信号符号がある場合に限り記載すること。
- 33 36の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。
- 34 37の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 35 38及び39の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称の欄は具体的に記載すること。
(記載例) T G インマルサットC
- 36 40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。
[(1)~(3) 略]
- 37 41の欄は、次によること。
[削る]
- (1) [略]
- (2) 非義務船舶局であつて、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。
- (3) 船舶安全法第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。
[(4)~(9) 略]
[削る]
- 38 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 39 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 40 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

記載すること。

- 36 36の欄は、当該船舶の信号符号がある場合に限り、記載すること。
- 37 37の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。
- 38 38の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、コード表により該当するコードを記載すること。
- 39 39の欄及び40の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種については、コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称は具体的に記載すること。
(記載例) T G インマルサットC
- 40 41の欄は、船舶局に限り記載することとし、次によること。
[(1)~(3) 同左]
- 41 42の欄の記載は、次によること。
(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
(2) [同左]
[新設]
- (3) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。
[(4)~(9) 同左]
- 10 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。
- 42 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 43 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 44 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（航空機局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種類コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県—市区町村コード []
	〒()
	電話番号() -
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	英文
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
16 無線設備の設置場所	航空機名 (登録記号)
17 主たる定置場	
18 航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
19 航空機の運行者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
20 航空機の用途コード	
21 航行区域	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
22 気密室の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
23 最高飛行高度	<input type="checkbox"/> ft <input type="checkbox"/> m
24 航空法第60条の規定に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
25 航空機の型式	
26 個体識別コード	
27 備考	

無線局事項書		※ 整理番号	
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード	3 免許の番号
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6 氏名又は名称及び代表者氏名	法人 団体の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人 フリガナ コード [] 英文 姓 [フリガナ] 名 [フリガナ]	7 希望する運用許容時間	
6 申請(届出)者名等	フリガナ 都道府県—市区町村コード [] 住所 []	8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 目の日
14 無線局の目的コード	郵便番号	9 免許の年月日	
14 無線局の目的コード	電話番号	10 免許の有効期間	
14 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	11 希望する免許の有効期間	
16 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 従たる目的	12 最初の免許の年月日	
17 識別信号	15 通信事項コード	13 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 以内の日
18 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		21 航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
19 無線設備の設置場所	航空機名 (登録記号)	24 航行区域	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
22 航空機の運行者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()	29 個体識別コード	
26 最高飛行高度	<input type="checkbox"/> ft <input type="checkbox"/> m	25 気密室の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
30 備考			

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	[(注) 略]
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15	

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
[削る]
[削る]
- 5 4の欄は、次によること。
[(1)~(3) 略]
- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航空に従事する航空機にあつては、英文による表記を付記すること。

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注) 5 6 9 (注) 10 (注) 当該変更に係る記載欄	[(注) 同左]
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 17 18	

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 7 5の欄の記載は、次によること。
[(1)~(3) 同左]
[新設]
[新設]
- 8 6の欄の記載は、次によること。
(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。
ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。
イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航空に従事する航空機にあつては、英語による名称を付記すること。
(2) 住所の欄は、次によること。
都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市

9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 9及び10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

11 11及び12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、11の欄に、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

[削る]

12 13の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

13 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 略]

14 15の欄は、次によること。

[(1)～(3) 略]

15 16の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

16 17の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。

17 航空機地球局においては、18、20から23まで及び25の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を27の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

18 18の欄は、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

19 19の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあつて

区町村の記載は要しない。

9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10に準じて記載することとし、義務航空機局の場合は「無期限」と記載すること。

13 11の欄は、法第27条又は施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17 16の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」等のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

18 17の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 同左]

19 18の欄の記載は、次によること。

[(1)～(3) 同左]

20 19の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

21 20の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。

22 航空機地球局においては、21、23から26まで及び28の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を30の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

23 21の欄は、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

24 22の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあつて

は、申請者)又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

20 20の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

21 21から24までの欄は、該当する口にレ印を付け、併せて23の欄に最高飛行高度を記載すること。

22 25の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

23 26の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

24 27の欄は、次によること。

[削る]

(1)~(7) [略]

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

27 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

は、申請者とする。)又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

25 23の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

26 24から27までの欄は、該当する口にレ印を付け、26の欄については最高飛行高度を記載すること。

27 28の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

28 29の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

29 30の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2)~(8) [同左]

30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

32 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）
人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）
（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認められた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）

1枚目

長

辺

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体
6 住所	都道府県-市区町村コード [_____]
	〒(-)
電話番号() -	
7 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ _____
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	基幹放送の種類コード
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 人工衛星の名称	
16 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1 1枚目

無線局事項書

※ 整理番号			
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	3 免許の番号
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	フリガナ- 氏名又は名称 フリガナ- 住所	法人又は団体 代表者名 フリガナ フリガナ	7 希望する運用許容時間
			4 次格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
6 申請(届出)者名等	フリガナ- 都道府県-市区町村コード	フリガナ- フリガナ	8 工事落成の予定期日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日
フリガナ- フリガナ 都道府県-市区町村コード	フリガナ- フリガナ	フリガナ- フリガナ	9 免許の年月日
			10 免許の有効期間
郵便番号	電話番号		11 希望する免許の有効期間
14 無線局の目的コード	無線局の目的コード [_____] 基幹放送の種類コード [_____]		12 最初の免許の年月日
15 識別信号			13 運用開始の予定期日 <input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	16 人工衛星の名称		

短 辺

長

辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

長

辺

17	無線局の区別			
18	対地静止衛星	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅
		人工衛星の軌道又は位置	軌道の傾斜角	周期
18	対地静止衛星以外の人工衛星	遠地点の高度	近地点の高度	軌道の種類
		近地点の高度	コード []	
		軌道の種類		
		コード []		
19	打上げ予定時期			
20	使用可能期間			
21	軌道に関する事項			
22	目的を遂行できる位置の範囲			
23	予備衛星の数			
24	同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの	宇宙物体の数		打上げ予定時期
25	人工衛星の打上げ場所			
26	人工衛星の国際標識番号			
27	人工衛星の姿勢制御方式			
28	人工衛星の所有者			
29	人工衛星を上げるために使用するロケットの種類			
30	受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲			
31	備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2枚目

19	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	人工衛星の名称
		軌道の傾斜角	周期	遠地点の高度	近地点の高度	軌道の種類	コード []
20	打上げ予定時期						
21	目的を遂行できる位置の範囲						
22	予備衛星の数						
23	人工衛星の打上げ場所						
24	人工衛星の国際標識番号						
25	人工衛星の姿勢制御方式						
26	人工衛星の所有者						
27	人工衛星を上げるために使用するロケットの種類						
28	無線設備の工事費						
29	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
30	放送法第2条第24号の無線設備の範囲						
31	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
32	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
33	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
34	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
35	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
36	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						
37	無線設備の運用に用いられる電気通信設備の概略						

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

3 枚目

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
38	事業計画等	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (注1) 13 (注1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注1) 31 32 33 (注2) 34 (注2) 35 (注2) 36 (注2) 37 (注2) 38 (注2)	(注1) <u>衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。</u> (注2) <u>衛星基幹放送局等の場合に限る。</u>
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 14 17 (注2) 18 (注2) 32 (注3) 38 (注4) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 略] (注2) <u>18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。</u> (注3) <u>33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。</u>

3 3 枚目

	38 無線局の区別		※整理番号	
39 通信事項コード		40 通信の相手方		
41 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲				

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 (注1) 39 (注1) 40 (注1) 41 (注1)	(注1) <u>基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。</u> [新設]
2 変更の申請又は届出の場合	1 2 3 (注1) 5 6 9 (注1) 10 (注1) 15 18 (注2) 19 (注2) 36 (注3) 38 (注4) 当該変更に係る記載欄	[(注1) 同左] (注2) <u>19の欄から37の欄までに変更がある場合に限る。</u> (注3) <u>当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更</u>

									(注4) 衛星基幹放送局等の場合で、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3 再免許の申請の場合	1	2	3	4	5	6	7	8	(注1) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
								11 (注1)	12 (注2)
								13 (注2)	14 15 16 17
								18 (注1)	19 20
								21 (注1)	22 (注1)
								23 (注1)	24 (注1) 25
								26 27 (注1)	28 (注1)
								29 30 (注2)	31 32
								33 (注1)	38 (注1)
									(注2) 衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

イ 再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）

										があるときに限る。 (注4) 39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	[新設]
								11	12 14 15 16 17 18	
								19	20 21 22 23 24 25	(注1) 基幹放送に加えて
								26	27 28 29 30 31 36	基幹放送以外の無線
								37	38 (注1) 39 (注1)	通信の送信をする無線
								40 (注1)	41 (注1)	局の場合に限る。

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

ウ 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

(7) 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

(4) 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

エ 電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

6 5の欄は、法人又は団体の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 5の欄の記載は、次によること。

- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできるだけ詳しく記載すること。
- (2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

8 6の欄の記載は、次によること。

- (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。
申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の

- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

- 11 10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

- 12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること（衛星基幹放送局等の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。）。

- 13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

- 14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 略]

- 16 15の欄は、人工衛星の名称を「N-SAT-110」のように記載すること。

欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

- (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

- 10 8の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

- 11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

- 12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

- 14 12の欄は、当該無線局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

- 15 13の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

- 16 14の欄は、コード表により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

[新設]

[新設]

- 17 15の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 同左]

- 18 16の欄は、人工衛星の名称を「BSAT-1a」のように記載すること。

17 16の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

ア 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

(7) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。

この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(4) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

イ 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

(7) 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

(4) デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

A 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

B 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

C 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

D 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ 空中線電力の記載は、次によること。

[新設]

- (7) 電波の型式の別に記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。
- (6) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。
- (5) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 電波の型式は、次によること。

- (7) 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
- (4) 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
- (6) 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

A 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

B 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

イ 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

ウ 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

[削る]

19 17の欄の記載は次によること。

- (1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法

により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

(2) 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

ア 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(7) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

(i) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

(v) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

(x) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア 電波の型式の別に記載すること。

イ 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

ウ 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

エ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送

18 17及び32の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

[イ 略]

ウ 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

[ア～ウ 略]

エ 軌道の種類は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

20 19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

21 20の欄は、「28年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

22 21の欄は、18の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置に関する事項以外の、人工衛星局及び衛星基幹放送局等の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。

23 22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局及び衛星基幹放送局等の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

24 23の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。

[削る]

25 24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り記載することとし、宇宙物体の数の欄は開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄は当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

26 25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載するこ

信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

20 18の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21 19の欄の記載は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経110°」のように記載すること。

[イ 同左]

ウ 人工衛星の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

[ア～ウ 同左]

エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。

22 20の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

23 21の欄は、「15年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

24 22の欄は、19の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。

25 23の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

[新設]

26 24の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

27 25の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

28 26の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載するこ

と。

- 27 26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 28 27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 29 28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 30 29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、26の欄を記載した場合に限る。
- 31 30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を記載し、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。
- 32 31の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局等の場合
- ア 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。
- ウ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- (2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
- ア 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。
- イ 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
- ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- エ 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
- オ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 33 33の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。
- 34 34の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

[様式略]

と。

- 29 27の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 30 28の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 31 29の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 32 30の欄は、27の欄を記載した場合に限り、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

[新設]

[新設]

33 31の欄は、「全国」のように記載すること。

34 32の欄は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

[様式同左]

[(注1) ・ (注2) 略]

35 35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

[(1)~(4) 略]

36 36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

37 37の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

[(1)~(3) 略]

38 38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する口にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)~(6)、(8)~(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	[略]	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 [(注2) ~ (注4) 略]
[2・3 略]		

39 38の欄の(別紙)は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

[(注1) ・ (注2) 同左]

33 33の欄は、次により記載すること。

[(1)~(4) 同左]

34 34の欄は、33の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

35 35の欄は、次により記載すること。

[(1)~(3) 同左]

38 36の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する口にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)~(6)、(8)~(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	[同左]	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下「 <u>衛星基幹放送局等</u> 」という。))の場合は、申請者の住所とする。以下この(注1)において同じ。)が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 [(注2) ~ (注4) 同左]
[2・3 同左]		

39 「36 事業計画等」の(別紙)の記載は、次によること。

(1) [同左]

[ア・イ 略]

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(7) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(4) 定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(7) 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(4) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(7) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

[（注3） 略]

[2] 略

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

[様式略]

[（注1）～（注3） 略]

(注4) 法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[（注6） 略]

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[ア～ウ 略]

エ 出資予定のものについてはその旨

[(4)～(6) 略]

(7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支
[1～7 略]										
8 経常利益 (5 + 6 -										

[ア・イ 同左]

ウ [同左]

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

イ 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

ウ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

[（注3） 同左]

[2] 同左

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

[様式同左]

[（注1）～（注3） 同左]

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[（注6） 同左]

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

[ア～ウ 同左]

エ 出資の予定のものについてはその旨

[(4)～(6) 同左]

(7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支
[1～7 同左]										
8 経常利益 (5 + (6										

7)																			
備考																			

[(注1) ~ (注3) 略]

[イ 略]

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること。

[ア・イ 略]

[(9) 略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

40 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

41 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表の定める規格の用紙とする。

42 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

-7)																			
備考																			

[(注1) ~ (注3) 同左]

[イ 同左]

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること（各事項の細目については、特に示すものを除くほか、21の欄の別紙の様式に準じて記載すること。）。

[ア・イ 同左]

[(9) 同左]

40 37の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

(4) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

41 39の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42 40の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43 41の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。

44 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

45 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

46 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

[削る]

別表第二号第6 人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1 1 枚目

無線局事項書

1 申請(届出)の区分 <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		2 無線局の種類コード	3 免許の番号	※ 整理番号		4 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		7 希望する運用許容時間		日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日までの日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日までの日		
法人団体の別 フリガナ コード []		8 工事着成の予定期日		フリガナ コード []		
氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体		9 免許の年月日		フリガナ コード []		
申請(届出)者名等 フリガナ 住所 都道府県—市区町村コード []		10 免許の有効期間		フリガナ コード []		
郵便番号		11 希望する免許の有効期間		フリガナ コード []		
電話番号		12 最初の免許の年月日		フリガナ コード []		
無線局の目的コード <input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的		13 運用開始の予定期日		フリガナ コード []		
14 無線局の目的コード		15 通信事項コード		フリガナ コード []		
17 識別符号		16 通信の相手方		フリガナ コード []		
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		18 人工衛星の名称		フリガナ コード []		

短

長

(日本工業規格A列4番)

2-2 軌目

		対地静止衛星軌道		20 無線局の区別		※ 整理番号			
		対地静止衛星		緯度の変動幅				経度の変動幅	
21 人工衛星の軌道又は位置		軌道の傾斜角		周期		近地点の高度		軌道の種類	
対地静止衛星以外の人工衛星								コード[]	
22 打上げ予定時期		23 使用可能期間		24 軌道に関する事項					
25 目的を遂行できる位置の範囲									
26 予備衛星の数		宇宙物体の数		打上げ予定時期					
28 人工衛星の打上げ場所				29 人工衛星の国際識別番号					
30 人工衛星の姿勢制御方式				37 同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの					
31 人工衛星の所有者				32 人工衛星を打ち上げるために使用するロケットの種類					
33 受信のする目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲									
34 備考									

短

辺

長

辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注1) 5 6 9 (注1) 10 (注1) 20 (注2) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 21の欄から34の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 10 11 17 18 19 20 23 29	

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関字第12345号～関字第12350号」、「関字第12345号、関字第12350号」のように記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 5の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第1項第7号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

(3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

(4) 電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第

1 項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

18 17の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

19 18の欄は、人工衛星の名称を「N－S A T－110」のように記載すること。

20 19の欄の記載は、次によること。

(1) 電波の型式は、次によること。

ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

(7) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(4) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H

1. 00kHz～999kHz	1 K00～999K
1. 00MHz～999MHz	1 M00～999M
1. 00GHz～999GHz	1 G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。
- (3) 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。
- 21 20の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 22 21の欄の記載は、次によること。
- (1) 対地静止衛星の場合
- ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。
- イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。
- (2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合
- ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。
- イ 周期の欄は、分単位で記載すること。
- ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。
- エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。
- 23 22の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。
- 24 23の欄は、「15年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。
- 25 24の欄は、21の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に記して記載すること。
- 26 25の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。
- 27 26の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。
- 28 27の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。
- 29 28の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。

- 30 29の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 31 30の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 32 31の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 33 32の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。
- 34 33の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。
- 35 34の欄の記載は、次によること。
- (1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - (2) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。
 - (3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
 - (4) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - (5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (6) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 36 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 37 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。
- 38 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号の二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1枚目

長

辺

工事設計書	
1 無線局の区別	
2 装置の区別	番号 第 () 装置 ()
	現用装置の番号
3 送信の方式コード	
4 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	定格出力(W)
	低下させる方法コード
	低下後の出力(W)
	変調方式コード
	発振コード
	製造者名
5 受信機	型式又は名称
	適合表示無線設備の番号
	製造番号
6 設置場所番号	通過帯域幅
	雑音指数(dB)

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1 1枚目

工事設計書

1 無線局の区別		※ 整理番号	
2 装置の区別	方式コード	4 送信機	1 無線局の区別
	番号	低下後の出力(W)	2 送信機
	第 () 装置 ()	低下させる方法コード	4 送信機
3 装置の区別	現用装置の番号	型式又は名称	4 送信機
		製造者名	4 送信機
		型式又は名称	4 送信機
7 空中線型式等	基本コード	10 送電線	6 設置場所番号
	付加コード	給電線	5 受信機
	編成面コード	共用線	5 受信機
8 空中線	地上高(m)	給電線損失(dB)	通過帯域幅
	海抜高(m)	共用線損失(dB)	製造番号
	空中線柱の長さ(m)	その他の損失(dB)	製造番号
9 空中線位置	経度	11 受信する周波数	雑音指数(dB)
	緯度		雑音指数(dB)
	高度		雑音指数(dB)
10 送電線	送電線型式		
	送電線位置		
	送電線位置		
12 空中線系に関するその他の事項			
<input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。			
13 附属装置		14 電源設備	
記録部	区別	備有	補正事項
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有	
	送信所	<input type="checkbox"/> 無	
	その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 有	
	15 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 有	
	16 添付図面	<input type="checkbox"/> 送受信機系統図	<input type="checkbox"/> 電源系統図
	17 備考		<input type="checkbox"/> 調整装置

短 辺

(日本工業規格A列4番)

長

辺

2枚目

7 無線局の区別							
8 空中線系番号				()			
9 空中線		空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
9 空中線		海拔高(m)/地上高(m)					
9 空中線		空中線柱の高さ(m)					
9 空中線		利得 (dBd, dBi又はdB)					
9 空中線		空中線の位置	緯度		経度		
10 給電線等		給電線損失(dB)					
10 給電線等		共用器損失(dB)					
10 給電線等		その他損失(dB)					
11		発射する周波数等					
12		受信する周波数					
13		空中線系に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
14		附属装置	コード	補足事項			
15		電源設備	予備電源の有無	補足事項			
		演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
		送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
16		その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。				
17		添付図面	□送受信機系統図 □電源系統図 □調整装置系統図				
18		備考					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

2枚目

※ 整理番号		18 無線局の区別		水平面又は垂直面の別 □水平面 □垂直面 方位角 減衰量 (dB) 角度 (度)												補足事項
空中線系番号		19 空中線指向情報その1		方位角 減衰量 (dB) 角度 (度)												

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

3枚目

長
短
辺
長
短
辺

19 無線局の区別									
空中線系番号		()				<input type="checkbox"/> 水平面又は垂直面の別 <input type="checkbox"/> 垂直面(方位角 度)			
角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)	角度(度)	減衰量(dB)
補足事項									

短 辺 (日本工業規格A列4番)

空中線系番号	20 無線局の区別		整理番号			
	方位角(度)	減衰量(dB)	方位角(度)	減衰量(dB)	方位角(度)	減衰量(dB)
21 空中線指向情報その2						
		補足事項				

3枚目

短 辺 (日本工業規格A列4番)

5 枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

23 無線局の区別					
周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
24 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力					

長

辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 1、7、19、21及び23の欄は、無線局事項書に記載した当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

[削る]

2 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

3 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

4 4の欄は、次によること。

〔1〕・〔2〕 略]

(3) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合については、その他の出力を18の欄に記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載することとし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合には、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

(6) 発振コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

〔7〕 略]

[削る]

8 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

9 [略]

5 5の欄は、次によること。

1 通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、18、20及び22の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

〔1〕・〔2〕 同左]

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合等については、その他の出力を17の欄に記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔7〕 同左]

8 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。

9 技術基準適合証明番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

10 [同左]

6 [同左]

1 通過帯域幅の欄には受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」

又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(2) 雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合に限り記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

6 6の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該設備の設置場所番号を記載すること。

7 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

8 9の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

(2) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

(3) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(4) 利得の欄は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ 中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

(2) 雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合（ヘテロダイン中継方式の場合を除く。）に限り記載すること。

7 6の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

8 7の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

9 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(3) [同左]

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

[新設]

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ 中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

ウ ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不適当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を13の欄に記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて「35.2 5.47」のように記載すること。

9 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

10 11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11 12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

12 13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(記載例)

双ループ H 2 L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）
4 L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

[2] 略]

(3) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合は、その旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(4) 構成が複雑なため記載が困難なときは、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

[ア・イ 略]

ウ 送信空中線については、輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

[エ 略]

13 14の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

14 15の欄は、該当する□にレ印を付け、当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）を記載すること。

15 16の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合

ウ ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不適当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を空中線のその他の事項の欄に記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて「135. 30.05」のように記載すること。

10 9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

11 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

12 11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(記載例)

双ループ H 2 L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）
4 L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

[2] 同左]

(3) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合はその旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(4) 構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

[ア・イ 同左]

ウ 送信空中線については、輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

[エ 同左]

14 13の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

15 14の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）

16 15の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規

致している場合は、□にレ印を付けること。

16 17の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは、18の欄にその旨を記載して、同一である図面の添付を省略することができる。

[1] 略]

- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。
- (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続系統を記載すること。

17 18の欄は、次によること。

[1] 略]

- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

③ 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

④ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

18 20及び22の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

① 中波放送、超短波放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、次により20の欄に記載すること。

ア 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、水平面の□にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
-------	-------	------	--------	-------

定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

17 16の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは17の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

[1] 同左]

- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
- (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。

18 17の欄は、次によること。

[1] 同左]

- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、17の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。

③ 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

④ 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

⑤ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。

[新設]

中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°

イ 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示されたアに掲げる表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄は、垂直面の口にレ点を付け、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

ウ 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

エ 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(2) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

ア 20の欄は、(1)に準じて記載すること。

イ 22の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角をそれぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°

B 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

C 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(3) その他の基幹放送局の場合

20及び22の欄は記載せず、13の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

[削る]

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア マルチメディア放送、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(7) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の口にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

(4) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示された次の表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又

19 24の欄は、次により記載すること。

[(1)~(4) 略]

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ERP 1W」、「最大ERP 1W」、「最大EIRP 1W」のように記載すること。

[(6) 略]

20 [略]

[削る]

21 適合表示無線設備の場合は、4の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該設備に係る添付図面は添付しないこと。

22 [略]

23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

は垂直面の区別の欄には、垂直面の口にレ点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

(f) 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(7) 19の欄は、アに準じて記載すること。

(4) 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0~30°	1°	0~360°	2°
超短波放送	0~30°	1°	0~360°	2°
マルチメディア放送	0~30°	1°	0~360°	2°
中波放送	0~90°	5°	0~360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

ウ その他の基幹放送局の場合

12の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

20 23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

[(1)~(4) 同左]

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ERP 1W」、「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。

[(6) 同左]

21 [同左]

22 検定合格機器の場合は、4の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

23 適合表示無線設備の場合は、4の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

24 [同左]

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶及び航空機に開設するものについては別表第二号の二第5の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては別表第二号の二第8のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機及び宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中において「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と、「海岸地球局、航空地球局」、「携帯基地地球局、地球局」とあり、及び「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機及び宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

1 枚目

工事設計書	
1 無線局の区別	(局分)
2 装置の区別	番号
	予備送信装置
3 通信方式コード	
4 通信路数	
5 A T I S 番号又は船舶等識別番号	
6 低下後の出力 (W)	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	定格出力 (W)
	低下させる方法コード
	変調方式コード
送信機	製造者名
	型式又は名称
	検定番号
	適合表示無線設備の番号
	製造番号
	製造者名
7 受信機	検定番号又は名称
	製造番号
	通過帯域幅
	雑音指数 (dB)
	予備電源
9 設置場所番号	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

長

短 辺

1 枚目

工事設計書		※ 整理番号	
1 無線局の区別 (局分)			
2 装置の区別	製造番号	技術基準適合証明番号	製造番号
	予備送信装置		
3 通信方式コード		型式又は名称	検定番号
4 通信路数		製造者名	
5 A T I S 番号又は船舶等識別番号	検定番号又は名称	型式又は名称	検定番号
	製造番号	製造者名	
6 低下後の出力 (W)	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	製造者名	
	定格出力 (W)	型式又は名称	検定番号
7 送信機	製造者名	製造者名	
	型式又は名称	型式又は名称	検定番号
8 予備電源	予備送信装置	製造者名	
	設置場所番号	型式又は名称	検定番号
9 設置場所番号	製造者名	型式又は名称	検定番号
	型式又は名称	製造者名	
10 空中線系統番号	検定番号又は名称	製造者名	
	製造番号	型式又は名称	検定番号
11 空中線	製造者名	型式又は名称	検定番号
	型式又は名称	製造者名	
12 給電線等	製造者名	型式又は名称	検定番号
	型式又は名称	製造者名	
13 発射する周波数等	製造者名	型式又は名称	検定番号
	型式又は名称	製造者名	
14 受信する周波数	製造者名	型式又は名称	検定番号
	型式又は名称	製造者名	

短 辺

長

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

16 附属装置	19 備考
17 その他の工事設計	
18 添付図面	
19 無線設備系統図	
20 電源系統図	

2枚目

長	10 無線局の区別		(局分)					
	空中線系	11 空中線系番号						
		空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード		
			海拔高 (m) / 地上高 (m)					
		空中線	利得 (dBi)					
			指向方向 (度)					
			口径 (m)					
			水平面の主輻射の角度の幅(度)					
	給電線系	13 給電線損失 (dB)		送信	受信			
		共用器損失 (dB)		送信	受信			
		その他損失 (dB)		送信	受信			
	14 発射する周波数等							
	15 受信する周波数							
	16 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
	短	17 附属装置	コード	補足事項				

18 その他の工事設計		□電波第3章に規定する条件に合致する。						
19 添付図面		□無線設備系統図 □電源系統図						
20 備考								

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目 (発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。)

20 無線局の区別	無線局の区別 (局分)	整理番号	補足事項	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	空中線電力	周波数	電波の型式	周波数番号	21 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力										

短 辺

(日本工業規格A列4番)

短

長

3枚目

21 無線局の区別		(局分)			
周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
22					
長 放射する電波の型式、周波数及び空中線電力 短 辺					

(日本工業規格A列4番)

注1 1、10及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

〔1〕 略

〔2〕 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

〔3〕 略

6 5の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置又は同条第6項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ATIS番号又は船舶等識別番号を記載すること。

7 6の欄は、次によること。

〔1〕・〔2〕 略

〔3〕 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

〔4〕 略

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1及び20の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載し、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 [同左]

〔1〕 同左

〔2〕 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は96chのように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

〔3〕 同左

7 5の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置又は同条第7項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ATIS番号又は船舶等識別番号を記載すること。

8 [同左]

〔1〕・〔2〕 同左

〔3〕 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔4〕 同左

(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること

。(6)・(7) 略

(8) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2) 製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載すること。

[削る]

(3) 通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB（設備規則第49条の7に規定する条件に適合する無線局及び1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、中間周波数における6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(4) [略]

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

。(6)・(7) 同左]

(8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

9 [同左]

[新設]

(1) 製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載することとし、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注8に準じて記載すること。

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

[新設]

(3) [同左]

9 [略]

10 9の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

11 11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

12 12の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

[4] 略

(5) 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

13 13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14 14の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

15 15の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

〔1〕～〔4〕 略

10 [同左]

11 9の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

12 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

13 11の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、G i s（絶対利得）で記載すること。

[4] 同左

(5) 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「13.5.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

14 12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

15 13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように21の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、20及び21の欄の記載は要しない。

16 14の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。

17 15の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

〔1〕～〔4〕 同左

17 17の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

18 18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19 19の欄は、添付図面として、無線設備系統図及び電源系統図（海岸局の場合に限る。）を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。ただし、14の欄において「—」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。

〔2〕 略〕

20 20の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

〔2〕 略〕

〔削る〕

21 22の欄は、次により記載すること。

〔1〕～〔4〕 略〕

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。

〔6〕 略〕

22 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

23 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、3の欄（海岸局の場合に限る。）、4の欄、6の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄、低下させる方法コードの欄、低下後の出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び19の欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

24 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、

18 16の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

19 17の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20 18の欄は、添付図面として、無線設備系統図及び電源系統図（海岸局の場合に限る。）を添付することとし、□にレ印を付けること。ただし、13の欄において「—」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

〔2〕 同左〕

21 19の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別番号により明示すること。

〔2〕 同左〕

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22 21の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

〔1〕～〔4〕 同左〕

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。

〔6〕 同左〕

23 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨記載すること。

24 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、3の欄（海岸局の場合に限る。）、4の欄、6の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄、低下させる方法コードの欄、低下後の出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び18の欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

25 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、

この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

27 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

28 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係) (総合通信局長がこの
様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

1枚目

長

短

工事設計書	
1 無線局の区別	
2 装置の区別	第 装置
3 通信方式コード	
4 通信路数	
5 予備の別	<input type="checkbox"/> セット予備 () <input type="checkbox"/> システム予備
送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	定格出力 (W)
	低下させる方法コード
	低下後の出力 (W)
	変調方式コード
	クロック周波数 (MHz)
受信機	検定番号
	適合表示無線設備の番号
	製造番号
	区別
5 予備の別	<input type="checkbox"/> システム予備 () <input type="checkbox"/> セット予備 ()
4 通信路数	
3 通信方式コード	
2 装置の区別	第 装置
1 無線局の区別	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1 1枚目

工事設計書

3 通信方式コード		※ 整理番号	
2 装置の区別		1 無線局の区別	
10 空中線系統番号		11 空中線	
16 回線番号	15 受信する周波数	14 送信する周波数	13 帯域幅等
17 相手の番号	18 無線局の番号	19 無線局の番号	20 空中線系統に関する他の事項
22 附属装置	23 その他の工事設計	24 添付図面	25 回線工局の数
27 戸別受信機	28 備考	29 無線設備系統図	30 備考

長

短

(日本工業規格A列4番)

2枚目

長	10 無線局の区別				
	11 空中線系番号				
	空中線の型式名				
	空中線型式等		送受の別コード	基本コード	付加コード
			偏波面コード	SDコード	SD間隔 (m)
	空中線	12 海拔高 (m) / 地上高 (m)			
		利得 (dBi)			
		指向方向 (度)			
		口径 (m)			
		水平面の主輻射の角度の幅 (度)			
13 給電線等	給電線損失 (dB)	送信	受信		
	共用器損失 (dB)	送信	受信		
	その他損失 (dB)	送信	受信		
空中線系	14 発射する周波数等				
	15 受信する周波数				
	16 使用する無給電中継装置				
	17 回線の条件コード				
通信の相手方	18 自局の空中線系番号				
	相手方の識別信号				
	相手方の免許の番号				
	相手方の装置の区別等	装置の区別	第 装置	空中線系番号	
19 無給電中継装置番号					
無給電中継装置	20 種類コード				
	海拔高 (m) / 地上高 (m)				
	縦径 (m) / 横径 (m)				
	入反射角 (度)				
	無給電中継装置の位置	緯度	経度		
設置場所番号					
(日本工業規格A列4番)					

短

辺

(日本工業規格A列4番)

辺

29 無線局の区別	※ 整理番号										
	補足事項										
20 発射する周波数の型式	周波数										
	周波数番号										
20 発射する周波数の型式	周波数及び空中線電力										
	周波数										
30 発射する周波数の型式、周波数及び空中線電力											
(日本工業規格A列4番)											

2 2枚目 (発射する周波数等の欄に番号を記入する場合は除く。)

短

辺

長

(日本工業規格A列4番)

3枚目

長

辺

21 無線局の区別		
22 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。	
23 全伝送区間の距離 (km)		
24 附属装置	コード	補足事項
25 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。	
26 添付図面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図	
27 同報子局の数		
28 屋外受信設備の台数		
29 戸別受信機数		
30 備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

4 枚目

長

辺

31 無線局の区別				
周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 1、10、21及び31の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、通信の相手方、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

[1] 略]

(2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

[3] 略]

6 5の欄は、当該装置がセット予備（現用の送信装置と同等の設備であつて周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は、該当する□にレ印を付けること。また、セット予備の場合は、括弧内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。

7 6の欄は、次によること。

[1]・(2) 略]

(3) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[4] 略]

(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[6]・(7) 略]

(8) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

[9] 略]

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1及び29の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、通信の相手方、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 [同左]

[(1) 同左]

(2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

[3] 同左]

7 5の欄は、当該装置がセット予備（現用の送信装置と同等の設備であつて周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は、該当する□にレ印を付けること。セット予備の場合は、括弧内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。

8 6の欄は、次によること。

[1]・(2) 同左]

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[4] 同左]

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[6]・(7) 同左]

(8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

[9] 同左]

8 7の欄は、次によること。

(1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2) 通過帯域幅の欄は、次によること。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(3) [略]

(4) EQLコードの欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

9 [略]

10 9の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

11 11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。

12 12の欄は、次により記載すること。

(1) 空中線の型式名の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造事業者等が付した型式名を記載すること。

(2) 空中線型式等の欄は、次によること。

[削る]

ア 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コードの欄及びSDコードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

イ SD間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の輻射体の中心からの間隔を記載する

9 [同左]

(1) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7、第49条の15及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

[新設]

(2) [同左]

(3) EQLコードの欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

10 [同左]

11 9の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

12 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。

13 11の欄は、次により記載すること。

[新設]

(1) [同左]

ア 空中線の型式名の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造事業者等が付した型式名を記載すること。

イ 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コード(26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄及びSDコードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

ウ SD間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の輻射体の中心からの間隔を記載す

こと。

3 3 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。

4 4 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

5 5 [略]

6 6 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

7 7 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。また、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「35.25.47.9」のように記載すること。

13 13 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14 14 の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように32の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、31及び32の欄の記載は要しない。

15 15 の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

16 16 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれの空中線に属するものか、19の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信経路が当該無線局に近い方から順に「1、2」のように記載すること。

17 17 の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

18 18 の欄は、次によること。

(1) 自局の空中線系番号の欄は、11の欄に対応する番号を記載すること。

[(2)・(3) 略]

19 19 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無給電中継装置ごとに番号を付すこと。

20 20 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。

ること。

2 2 海拔高の欄及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。

3 3 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

4 4 [同左]

5 5 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

6 6 空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「135.30.05.9」のように記載すること。

14 14 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

15 15 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように30の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、29及び30の欄の記載は要しない。

16 16 の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

17 17 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれかの空中線に属するものとして、18の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信経路が当該無線局に近い方から順に「1、2」のように記載すること。

18 18 の欄は、2GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

19 19 の欄は、次によること。

(1) 自局の空中線系番号の欄は、10の欄に対応する番号を記載すること。

[(2)・(3) 同左]

20 20 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無給電中継装置ごとに番号を付すこと。

21 21 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。

- (1) 種類コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (2) 海拔高及び地上高の欄は、注12の(3)に準じて記載すること。
- (3) 縦径の欄、横径の欄及び入反射角の欄は、平面反射板又は2枚反射板の場合に限り記載することとし、その縦横の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、22の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ背面給電の場合は、同欄に注12の(1)に準じて空中線の型式名及び注12の(4)及び(6)に準じて利得及び口径を記載すること。
- (4) 無給電中継装置の位置の欄は、注12の(7)に準じて記載すること。
- (5) 設置場所番号の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該設備の設置場所番号を記載すること。

21 22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)～(3) 略]

22 23の欄は、3.456GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz帯、7.5GHz帯又は12GHz帯の周波数の電波を使用する無線局に限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計画を含めて記載すること。

23 24の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

24 25の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、にレ印を付けること。

25 26の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、にレ印を付けること。ただし、14の欄において「-」を記載した場合は、添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

26 27、28及び29の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載すること。

27 30の欄は、次によること。

- (1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[(2) 略]

[削る]

28 32の欄は、次により記載すること。

- (1) 種類コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 海拔高の欄及び地上高の欄は、注13の(2)に準じて記載すること。

(3) 縦径の欄、横径の欄及び入反射角の欄は、平面反射板又は2枚反射板の場合に限り記載することとし、その縦横の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、20の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ背面給電の場合は、同欄に注13の(1)のアに準じて空中線の型式名及び注13の(3)及び(5)に準じて利得及び口径を記載すること。

(4) 無給電中継装置の位置の欄は、注13の(6)に準じて記載すること。

(5) 設置場所番号の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄に対応する番号を記載すること。

22 20の欄は、10の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)～(3) 同左]

23 21の欄は、3.456GHzを超え13.25GHz以下の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz帯、7.5GHz帯又は12GHz帯の周波数の電波を使用する無線局に限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計画を含めて記載すること。

24 22の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

25 23の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について法第3章に規定する条件に合致している場合は、にレ印を付けること。

26 24の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、にレ印を付けることとする。ただし、13の欄において「-」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

27 25、26及び27の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載することとする。

28 28の欄は、次によること。

- (1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号及び識別信号により明示すること。

[(2) 同左]

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

29 30の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載するこ

[(1)~(5) 略]

29 [略]

30 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、4の欄、6の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び26の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

31 [略]

32 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

33 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

34 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

ととし、次によること。

[(1)~(5) 同左]

30 [同左]

31 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、4の欄、6の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び24の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

32 [同左]

33 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

34 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

35 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局
及び無線測位局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (総合通信局長
がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

別表第二号の二第4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局
及び無線測位局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係)

1枚目

工事設計書	
1 無線局の区別	
2 装置の区別	第 装置 装置名 []
3 通信方式コード	
4 有効通達距離等	
5 測定確度 (%)	
6 最小測定距離	
7 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
	定格出力 (W)
	低下させる方法コード
	低下後の出力 (W)
	変調方式コード
	パルス幅
	製造者名
8 受信機	検定番号又は名称
	適合表示無線設備の番号
	製造番号
9 予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 設置場所番号	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

1 1枚目

工事設計書		※整理番号 (局分)	
2 装置区別	無線局の区別	無線局又は名称	※整理番号
	予備電源	9 予備電源 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	10 設置場所番号
3 通信方式コード	測定確度 (%)	15 測定確度 (%)	
	有効通達距離等	6 有効通達距離等	
4 装置名 []	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	12 空中線	13 給電線
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	12 空中線	13 給電線
5 空中線系統番号	逆受の別	12 空中線	13 給電線
	逆受の別	12 空中線	13 給電線
6 通過帯域幅	通過帯域幅	12 空中線	13 給電線
	通過帯域幅	12 空中線	13 給電線
7 送信機	パルス幅	12 空中線	13 給電線
	パルス幅	12 空中線	13 給電線
8 受信機	製造者名	12 空中線	13 給電線
	製造者名	12 空中線	13 給電線
9 予備電源	予備電源	12 空中線	13 給電線
	予備電源	12 空中線	13 給電線
10 設置場所番号	設置場所番号	12 空中線	13 給電線
	設置場所番号	12 空中線	13 給電線
<input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。 <input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。			
17 附属装置		20 備考	
18 その他の工事設計		19 添付図面	
□ 法第3章に規定する条件に合致する。		□ 無線設備系統図 □ 電源系統図 □ 敷地平面図	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

2枚目

長	11 無線局の区別							
	空中線系	12 空中線系番号						
		空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード		
			13 海拔高(m)/地上高(m)					
			空中線利得 (dBi)					
	給電線等	指向方向(度)						
		水平面の主輻射の角度の幅(度)						
		空中線の位置	緯度		経度			
	給電線等	14 給電線損失(dB)	送信		受信			
		共用器損失(dB)	送信		受信			
		その他損失(dB)	送信		受信			
	15 発射する周波数等							
	16 受信する周波数							
	17 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
	短	18 附属装置	コード	補足事項				

19 その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。						
20 添付図面		□無線設備系統図 □電源系統図 □敷地平面図						
21 備考								

短 辺 (日本工業規格A列4番)

短	21	無線局の区別	※整理番号	補足事項																	
		(部分)																			
長	22	周波数	電波の型式	周波数番号	電波の型式	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数
		周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数

2 2枚目(発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。)

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目

長

辺

22	無線局の区別				
23	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項
発射する電波の型式、周波数及び空中線電力					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 1、11及び22の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、無線標定移動局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が同じであつて、製造番号及び適合表示無線設備の番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該欄の装置名の部分に記載すること。

[様式略]

4 3の欄は、航空局に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。無線標定移動局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が同じであつて、製造番号及び技術基準適合証明番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該欄の装置名の部分に記載すること。

[様式同左]

5 3の欄は、航空局に限り、コード表により該当するコードを記載すること。

6 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局（ラジオ・ブイの無線局を除く。）及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他

の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。ただし、設備規則第45条の12の6第4号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

[(1)・(2) 略]

6 [略]

7 6の欄は、無線航行陸上局に限り最小測定距離を記載すること。

8 7の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

(3) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[(4) 略]

(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(6) パルス幅の欄は、電波の型式がパルス変調のもの（設備規則別表第2号第1の表で規定されるものを除く。）にあつては、秒で示すパルスの幅を記載すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(10) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

9 8の欄は、次によること。

(1) 送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄の□にレ印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注8に準じて記載すること。

(2) 通過帯域幅の欄は、次によること。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅（地上に設置する航空用DMEのうち、精度の異なる二つの距離測定モードを有するもの（以下「地上DME/P」という。）については、中間周波数における12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な

の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

[(1)・(2) 同左]

7 [同左]

8 6の欄は、無線航行陸上局に限り記載すること。

9 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[(4) 同左]

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[新設]

(6) [同左]

(7) [同左]

(8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

10 [同左]

(1) 製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注9に準じて記載すること。

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅（地上に設置する航空用DMEのうち、精度の異なる二つの距離測定モードを有するもの（「地上DME/P」という。）については、12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

方法によることができる。

10 [略]

11 10の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

12 12の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

13 13の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

(4) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

[5] 略

(6) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

14 14の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

15 15の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

16 16の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

17 17の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)~(3) 略]

11 [同左]

12 10の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

13 11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

14 12の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード (26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis (絶対利得)で記載すること。

(4) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

[5] 同左]

(6) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「13.5.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

15 13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

16 14の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

17 15の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

18 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)~(3) 同左]

(4) 空中線を回転させて使用する場合は、回転角度及び回転速度を記載すること。

(記載例) 回転角度：360°
回転速度：15rpm

[5] 略]

(6) 2,000kHz以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するもの場合又はI L Sの無線設備若しくはV O Rを使用する無線局の場合はその設置方法を記載し、構成が複雑なため記載が困難な場合はその接地方法は添付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。

[7] 略]

18 18の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

19 19の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20 20の欄は、添付図面として、無線設備系統図、電源系統図及び敷地平面図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、15の欄において「-」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。また、当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は、21の欄にその旨を記載し、図面の添付を省略することができる。なお、添付図面の記載は、次によること。

[1] 略]

(2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること（航空局の場合に限る。）。

(3) 敷地平面図は、空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）の場合に限る。）。

21 21の欄は、第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

(4) 空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及びその回転速度を記載すること。

(記載例) 回転角度：360°
回転速度：15rpm

[5] 同左]

(6) 2,000kHz以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するもの場合又はI L Sの無線設備若しくはV O Rを使用する無線局の場合、その設置方法を記載し、構成が複雑なため記載が困難な場合は、その接地方法は添付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。

[7] 同左]

19 17の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

20 18の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

21 19の欄は、添付図面として添付する図面の□にレ印を付けること。ただし、14の欄において「-」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。また、当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は、20の欄にその旨を記載し、図面の添付を省略することができる。なお、添付図面の記載は、次によること。

[1] 同左]

(2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること（航空局に限る。）。

(3) 敷地平面図は、空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）に限る。）。

[新設]

22 20の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22 23の欄は、次によること。

[(1)~(5) 略]

23 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

24 検定合格機器の場合は、7の欄（製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。）、8の欄、12から17の欄まで、18の欄（選択呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器の場合に限る。）、19の欄、22及び23の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は、添付しないこと。

25 第15条の3第4項（第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合は、送受信機のうち、7の欄（適合表示無線設備の番号の欄に限る。）、12から15までの欄、17から19までの欄、22及び23の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

26 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

27 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

29 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

23 22の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

[(1)~(5) 同左]

24 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨記載すること。

25 検定合格機器の場合は、7の欄（製造者名、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。）、8の欄、11の欄から16の欄まで、17の欄（選択呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器に限る。）、18の欄、21及び22の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は、添付しないこと。

26 第15条の3第4項（第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合は、送受信機のうち、7の欄（技術基準適合証明番号の欄に限る。）、11の欄から14の欄まで、16の欄から18の欄まで、21及び22の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

27 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

28 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

29 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

30 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

2枚目

長 辺	9 無線局の区別 (局分)						
	10 空中線系番号 ()						
	空中線系	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
		海拔高 (m) / 地上高 (m)					
		利得 (dBi)		送信		受信	
		11 口径 (m)					
		雑音温度 (K)					
		方位 / 仰角		方位		仰角	
		電力半値ビーム幅 (度)					
		ポインティング損失					
	空中線の位置		緯度		経度		
	追尾の方式		コード	指向確度 (度)	可動範囲		
	給電線等	12 給電線損失 (dB)		送信		受信	
		共用器損失 (dB)		送信		受信	
		その他損失 (dB)		送信		受信	
	13 発射する周波数等						
14 受信する周波数							
15 交差偏波識別度 (dB)		送信		受信			
16 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2枚目	24 無線局の区別 (局分)		※ 整理番号		空中線系番号 ()	
	衛星の雑音温度 (K)		衛星の雑音温度 (K)		()	
	総合伝送利得 (dB)		総合伝送利得 (dB)		()	
	人工衛星の軌道又は位置		人工衛星の軌道又は位置		()	
	人工衛星の名称		人工衛星の名称		()	
	通信の相手方		通信の相手方		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	
	()		()		()	

2枚目

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

3枚目

長

辺

17	無線局の区別 (局分)		
18	コード	台数	方式・規格等
	附属装置		
19	種類及び型式又は名称	製造番号	共通に使用する航空機地球局の識別信号 (航空機局名)
	共通予備装置		
20	電波発射停止装置の制御装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	方式及び性能
21	インターロック機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
22	自動停波機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
23	その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。	
24	添付図面		
	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図		
	<input type="checkbox"/> 機器配置図		
	<input type="checkbox"/> 電源系統図		
25	備考		
			<input type="checkbox"/> プロッキングチャート

短 辺 (日本工業規格A列4番)

4枚目

長

辺

26	無線局の区別 (局分)			
27	人工衛星の名称	人工衛星の軌道又は位置	総合伝送利得 (dB)	衛星回線雑音温度 (K)
	空中線系番号			
	通信の相手方			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

26	無線局の区別	※ 整理番号			
		局分	()		
	27	空中線系番号	水平面又は垂直面	角度 (度)	減衰量 (dB)
			減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)
27 空中線指向性線					
<input type="checkbox"/> 記載が困難な航空中線指向情報は添付図面のとおりである。 <input type="checkbox"/> 記載が困難な航空中線指向情報は添付図面のとおりである。 () に規定する条件に合致している。 <input type="checkbox"/> 軸対称特性に関しては、 () に規定する条件に合致している。					

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

項目
補足

9枚目

長	36 無線局の区別			(局分)
	37 通信の相手方となる人工衛星局に係る軌道又は位置			
	38 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
	39 当該人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
	40 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項			
辺	41 通信の制御に関する事項			
	42 業務区域	基本コード	付加コード	備考

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 1、9、17、26、28、30、32、34及び36の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載し、携帯移動地球局又は設備規則第54条の3第1項若しくは第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局について第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、24、26、28、30、32及び34の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の

欄の□にレ印を付け、番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

〔1〕 略

〔2〕 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

〔3〕 放送衛星局及び放送衛星試験局（以下この注において「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、〔1〕及び〔2〕の規定によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャンネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、1秒におけるシンボル数（同令第5章並びに第6章第3節及び第5節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は1秒における伝送容量（同令第6章第2節及び第4節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。

6 5の欄は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略

〔4〕 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

〔5〕 略

〔6〕 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

〔7〕・〔8〕 略

〔9〕 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合には当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合には最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たり

欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 〔同左〕

〔1〕 同左

〔2〕 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

ア 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

イ 時分割多元接続方式にあつては、一の搬送波当たりのチャンネルの数を記載すること。

〔3〕 放送衛星局及び放送衛星試験局（以下「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、〔1〕及び〔2〕によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャンネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、1秒におけるシンボル数（同令第5章並びに第6章第3節及び第5節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は1秒における伝送容量（同令第6章第2節及び第4節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。

7 〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左

〔4〕 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔5〕 同左

〔6〕 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔7〕・〔8〕 同左

〔9〕 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合には当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合には最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たり

にした値を記載すること。

- (10) 最大等価方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第49条の18においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。
- (11) 型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局にあつては、記載を要しない。
- (12) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (13) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

7 6の欄は、次によること。

(1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2) [略]

(3) [略]

[削る]

(4) 通過帯域幅の欄は、次によること。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が、470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(5) 雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

8 [略]

9 8の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

10 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「N-SAT-110向け」のように記載すること。

11 11の欄は、次によること。ただし、設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局

にした値を記載すること。

- (10) 最大等価方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第49条の18においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。
- (11) 型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局は記載を要しない。
- (12) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (13) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8 6の欄は、次によること。

[新設]

(1) [同左]

(2) [同左]

(3) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

[新設]

(5) 雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。

9 [同左]

10 8の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

11 9の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「N-SAT-110向け」のように記載すること。

12 10の欄は、次によること。ただし、携帯移動地球局（設備規則第49条の24の2に規定す

にあつては、空中線型式等の欄、利得の欄並びに口径及び追尾の方式の欄のみを記載し、それ以外の携帯移動地球局にあつては、全ての欄の記載を要しない。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、船舶地球局の場合は、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載し、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。

(4) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(5) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(3)に準じて記載すること。

[6～(8) 略]

(9) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもって、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(10) 追尾の方式の欄は、次によること。

ア コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

イ 指向精度の欄は、その値を記載すること。

[ウ 略]

12 12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

13 13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように35の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、34及び35の欄の記載を要しない。

14 14の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

15 15の欄は、次によること。

る携帯移動地球局にあつては、空中線型式等、利得、口径及び追尾の方式の欄を除く。）の場合は、記載を要しない。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード(26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。船舶地球局の場合にあつては、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。ただし、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。

(3) 利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、G i s（絶対利得）で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。

(4) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(5) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注8(3)に準じて記載すること。

[6～(8) 同左]

(9) 空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもって、「130.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

(10) [同左]

ア コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

イ 指向角度の欄は、その値を記載すること。

[ウ 同左]

13 11の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14 12の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように33の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、32及び33の欄の記載を要しない。

15 13の欄は、受信する周波数の範囲を記載すること。

16 14の欄は、次によること。

(1) 送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この別表において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。

[2] 略]

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

[(1)～(3) 略]

17 18の欄は、無線局種別等コード表により記載すること。

18 19の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第2条第6項第1号の装置について記載すること。

19 20の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、2以上の人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。

20 21の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。

21 22の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第15条の3第4項（第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

22 23の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

23 24の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、13の欄において「-」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

[2)～(4) 略]

24 25の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(1) 送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この様式において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。

[2] 同左]

17 15の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

[(1)～(3) 同左]

18 16の欄は、コード表により記載すること。

19 17の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第2条第6項第1号の装置について記載すること。

20 18の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、2以上の放送衛星局等、人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。

21 19の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。

22 20の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第15条の3第4項（第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

23 21の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

24 22の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、12の欄において「-」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

[2)～(4) 同左]

25 23の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。

〔2〕 略〕

〔削る〕

25 27の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この注において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「何衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

〔2～4〕 略〕

- (5) 空中線系番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得及び衛星回線雑音温度の関連付けができるように10の欄に対応した空中線系番号を記載すること。

〔6・7〕 略〕

26 29の欄は、10の欄の空中線系番号の別に次によること。

- (1) 空中線系番号の欄は、10の欄の番号と関係付けて記載すること。
- (2) 水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の口にレ印を付けること。

〔3〕 略〕

27 31の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注25(1)に準じて記載すること。

〔2〕 略〕

- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

〔4～6〕 略〕

- (7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

〔8〕 略〕

- (9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

28 33の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注25(1)に準じて記載すること。

〔2～6〕 略〕

29 35の欄は、次により記載すること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるよう

〔2〕 同左〕

- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

26 25の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この項において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

〔2～4〕 同左〕

- (5) 空中線番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得、衛星回線雑音温度の関連付けができるように9の欄に対応した空中線系番号を記載すること。

〔6・7〕 同左〕

27 27の欄は、9の欄の空中線系番号の別に次によること。

- (1) 空中線系番号の欄は、9の欄の番号と関係付けて記載すること。
- (2) 水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の口にレ印を付すこと。

〔3〕 同左〕

28 29の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注26(1)に準じて記載すること。

〔2〕 同左〕

- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器（トランスポンダ）番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

〔4～6〕 同左〕

- (7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

〔8〕 同左〕

- (9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

29 31の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注26(1)に準じて記載すること。

〔2～6〕 同左〕

30 33の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように

に付番すること。

[(2)～(5) 略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

30 37の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、27の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道 東経135° 緯度の変動幅 ±0.2° 経度の変動幅 ±0.1°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）

31 38の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

[(1)～(3) 略]

32 39の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例） 何地球局 何国何州何市内

33 40の欄は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例） 何地球局 回線制御 周波数割当 何回線 何国何州何市内

付番すること。

[(2)～(5) 同左]

31 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

32 適合表示無線設備の場合は、4の欄、5の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び23の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面（ブロッキングチャートを除く。）は添付することを要しない。

33 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

34 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

35 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

36 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

37 35の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、25の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道 東経135° 経度の変動幅 ±0.1° 緯度の変動幅 ±0.2°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（コード表により記載することができる。）

38 36の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

[(1)～(3) 同左]

39 37の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例） 何地球局 何国何州何市内

40 38の欄には、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例） 何地球局 回線制御 周波数割当 何回線 何国何州何市内

34 41の欄は、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

〔1) 略〕

(2) 本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市内

(3) 申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

35 42の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国(沖縄県を除く。)」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

〔削る〕

36 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

37 適合表示無線設備の場合は、4の欄、5の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)及び25の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面(ブロッキングチャートを除く。)は添付しないこと。

38 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

39 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

40 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

41 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

41 39の欄には、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

〔1) 同左〕

(2) 本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市内

(3) 申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

42 40の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

43 41の欄の記載は、次によること。

(1) 外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

(2) 施行規則第33条第7号の規定に基づき技術操作を管理する者を選任する無線局である場合は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する外国の無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力(制御又は管理に関するものに限る。)を記載すること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

2枚目

長

辺

13 無線局の区別				
機器の種類	台数	検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	製造番号	補足事項
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯) [DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯) [DSR]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (英文) [NRI]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]				
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 [EGC]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するものを除く。) [LP]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するもの) [LP]				
14 特殊な設備				
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [SAW]				
<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [FMB]				
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [VDR]				
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]				
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]				
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]				
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]				
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機 [F]				
<input type="checkbox"/> その他 ()				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

14 無線局の区別		※ 整理番号	
15 特殊な設備			
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	補足事項
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯) [DSR]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯) [DSR]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (英文) [NRI]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 [EGC]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するものを除く。) [LP]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に規定するもの) [LP]			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [SAW]			
<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [FMB]			
<input type="checkbox"/> レーダー [R]			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]			
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [VDR]			
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]			
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]			
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]			
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]			
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]			
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機 [F]			
<input type="checkbox"/> その他 ()			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

長

辺

3枚目

長

辺

15 無線局の区別	機器の種類	型式又は名称	方式・規格等	補足事項	
	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)[S]				
	<input type="checkbox"/> ファクシミリ [F]				
	<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]				
	<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]				
	16 附属装置	<input type="checkbox"/> 制御装置 [CON]			
		<input type="checkbox"/> 注意信号発生装置 [ASG]			
		<input type="checkbox"/> 施行規則第28条第5項の装置 [HFS]			
		<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (超短波帯) [DSC]			
		<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯) [DSC]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯及び短波帯) [DSC]					
<input type="checkbox"/> 狭帯域直接印刷電信装置 [NDP]					
17 船舶等識別番号					
18 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
19 添付図面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> ブロッキングチャート				
20 備考					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

16 無線局の区別		※ 整理番号		17 附属装置	型式	規格等	補足事項	備考
18 船舶等識別番号		21 備考						
装置の別	型式又は名称	方式	規格等	補足事項	型式	規格等	補足事項	備考
<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)[S]								
<input type="checkbox"/> ファクシミリ [F]								
<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]								
<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]								
<input type="checkbox"/> 制御装置 [CON]								
<input type="checkbox"/> 注意信号発生装置 [ASG]								
<input type="checkbox"/> 施行規則第28条第5項の装置 [HFS]								
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (超短波帯) [DSC]								
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯) [DSC]								
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯及び短波帯) [DSC]								
<input type="checkbox"/> 狭帯域直接印刷電信装置 [NDP]								
18 船舶等識別番号		21 備考						
19 その他の工事設計		20 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> ブロッキングチャート				
<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。								

短 辺

(日本工業規格A列4番)

辺

長

4 枚目

長

短

21 無線局の区別				
周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

短 辺 (日本工業規格A列4番)

4 4 枚目 (発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。)

周波数番号	電波の型式	周波数	22 無線局の区別	空中線電力	整理番号	補足事項

23 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力

短

長

短

(日本工業規格A列4番)

注1 1、13、15及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 3の欄は、次によること。

(1) 番号の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置（14の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容（5の欄の製造番号の欄、6の欄の製造番号の欄、8の欄及び9の欄を除く。）が同一である装置については、一括して記載することができる。

(2) 無線設備の種別の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(3) 現用又は予備の別の欄は、当該設備が法第35条第1号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、にレ印を付すこと。

4 4の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 5の欄は、次によること。

(1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器（施行規則第11条の5各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

(2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

(3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当するにレ印を付けること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

(4) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

[5] 略

(6) 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。

[7] 略

6 6の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄のにレ印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注5に準じて記載すること。

[削る]

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、14、16及び22の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3 [同左]

4 3の欄の記載は次によること。

(1) 番号の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置（15の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容（5の欄の製造番号の欄、6の欄の製造番号の欄及び8の欄から10の欄までを除く。）が同一である装置については、一括して記載することができる。

(2) 無線設備の種別の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(3) 現用又は予備の別の欄は、当該設備が、法第35条第1号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、にレ印を付すこと。

5 4の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 5の欄の記載は、次によること。

(1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

(2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。

(3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当するにレ印を付けること。

(4) 変調方式コードの欄は、電波の型式に対応する変調の方式について、コード表により該当するコードを記載すること。

[5] 同左]

(6) 検定番号等又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。

[(7) 同左]

[新設]

7 6の欄に記載は、次によること。

(1) 製造者名、検定番号等又は名称、製造番号の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収

7 [略]

8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。

なお、8から11までの欄は、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（固定されたものに限る。）の空中線について記載すること。

9 9の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

[2] 略]

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

[削る]

10 10の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

11 11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

12 12の欄は、次によること。

[1)~(3) 略]

13 14の欄は、次によること。

[1] 略]

(2) 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。ただし、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。

[3] 略]

(4) 双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であつて適合表示無線設備でないものについては、3の欄、5の欄及び6の欄並びに空中線系の欄に記載す

められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注6(5)に準じて記載すること。

(2) 通過帯域幅の欄は6dB低下の幅を記載すること。

8 [同左]

9 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

なお、8の欄から12の欄までは、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（固定されたものに限る。）の空中線について記載すること。

10 9の欄の記載は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード(26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[2] 同左]

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis(絶対利得)で記載すること。

11 10の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、給電線、共用器及びその他の損失の値をそれぞれ記載すること。

12 11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

13 12の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

14 13の欄の記載は、次によること。

[1)~(3) 同左]

15 15の欄の記載は、次によること。

[1] 同左]

(2) 検定番号等又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。この場合、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。

[3] 同左]

(4) 双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であつて適合表示無線設備でないものについては、装置の区別、送信機、受信機及び空中線系の欄に記載す

ること。

14 16の欄は、次によること。

- (1) 機器の種類は、該当する□にレ印を付けること。
- (2) 型式又は名称の欄は、機器の型式又は名称を記載すること。この場合において、選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第28条第5項の装置については、記載を要しない。
- (3) 方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
ア デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
イ 制御装置	制御項目
ウ 狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
エ 変調信号処理装置	A T I S 番号

15 17の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

16 18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

17 19の欄は、添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。

- (1) 注19(1)又は注22に該当する場合の当該機器に係る図面
- (2) 注21に該当する場合の当該部分に係る図面
- (3) 当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面（20の欄にその旨を記載すること。）
- (4) 10の欄において「-」を記載した場合の無線設備系統図
- 〔5〕 略

18 〔略〕

19 20の欄は、第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合におい

ること。

16 17の欄の記載は、次によること。

- (1) 装置の別の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- (2) 型式又は名称の欄は、機器の名称を記載すること。この場合において、選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第28条第5項の装置については記載を要しない。
- (3) 〔同左〕

装置の別	記載事項
1 デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
2 制御装置	制御項目
3 狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）

17 18の欄は、設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

18 19の欄は、記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19 添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、20の欄の該当する□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。

- (1) 注21(1)又は注24に該当する場合の当該機器に係る図面
- (2) 注23に該当する場合の当該部分に係る図面
- (3) 当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面（備考の欄にその旨を記載すること。）
- (4) 11の欄において「-」を記載した場合の無線設備系統図
- 〔5〕 同左

20 〔同左〕

〔新設〕

ては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

20 22の欄は、次によること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

[(2)~(5) 略]

21 [略]

22 [略]

23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

21 21の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22 23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

[(2)~(5) 同左]

23 [同左]

24 [同左]

25 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の様式に適宜記載すること。

26 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第7 航空機局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の二第7 航空機局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1枚目

工事設計書				
1 無線局の区別				
2 装置の区別	番号	第 装置	装置名 []	
	強制、非強制の別	<input type="checkbox"/> 強制	<input type="checkbox"/> 非強制	
3 通信方式コード				
4 有効通達距離等				
5 装置の配置場所の環境条件				
6 検定番号等	検定番号			
	国名			
	認定機関名			
	環境条件			
7 送信機	電波の型式			
	定格出力 (W)			
	変調方式コード			
	製造者名			
	型式又は名称			
	製造番号			
8 受信機	区別	<input type="checkbox"/> 送信機と同じ		
	通過帯幅			
9 予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
10 空中線系番号	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
	空中線型式等			
11 空中線	利得 (dBi)			
	水平面の主輻射の角度の幅 (度)			
	垂直面の主輻射の角度の幅 (度)			
	給電線等			
12 給電線等	給電線損失 (dB)	送信	受信	
	共用器損失 (dB)	送信	受信	
	その他損失 (dB)	送信	受信	
13 発射する周波数等				
14 受信する周波数				
15 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

1枚目

工事設計書				
2 装置の区別	番号	第 装置	装置名 []	
3 装置の区別	強制、非強制の別	<input type="checkbox"/> 強制	<input type="checkbox"/> 非強制	
	予備電源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
4 空中線系番号	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
	空中線型式等			
5 装置の配置場所の環境条件	利得 (dBi)			
	水平面の主輻射の角度の幅 (度)			
	垂直面の主輻射の角度の幅 (度)			
	給電線等			
6 給電線等	給電線損失 (dB)	送信	受信	
	共用器損失 (dB)	送信	受信	
	その他損失 (dB)	送信	受信	
7 発射する周波数等				
8 受信する周波数				
9 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。			

短

辺

長

辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

長

辺

16	無線局の区別				
17	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
航行用無線設備	<input type="checkbox"/> 無線方位測定器 [ADF]				
	<input type="checkbox"/> VOR受信機 [VOR]				
	<input type="checkbox"/> ローカライザ受信機 [LLZ]				
	<input type="checkbox"/> グライド・パス受信機 [GPR]				
	<input type="checkbox"/> マーカ受信機 [MKR]				
	<input type="checkbox"/> 衛星航法装置 [GPS]				
18	名称	台数	装置番号	方式・規格等	補足事項
	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		第〔 〕装置	トーン信号の方式 型式名 検定番号 国名 信号の方式	
	<input type="checkbox"/> 気圧高度情報変換装置 [DHX]		第〔 〕装置	気圧指示範囲 指示間隔	
	<input type="checkbox"/> データ伝送用符号変換装置 [DXX]		第〔 〕装置	多重の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 製造者名 製造番号 変調方式 通信速度 副搬送波周波数 偏移周波数	
	<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]		第〔 〕装置	検定番号	
	<input type="checkbox"/> 制御装置 [CON]		第〔 〕装置		
19	種類及び型式又は名称				
	製造番号				
	共通に使用する航空機局の識別信号 (航空機局名)				
	補足事項				
20	その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
21	添付図面	<input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図			
22	備考				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

16	無線局の区別	※整理番号			補足事項		
	17	種類及び型式又は名称	台数	製造者名	製造者名	補足事項	
		<input type="checkbox"/> 無線方位測定器 [ADF]					
		<input type="checkbox"/> VOR受信機 [VOR]					
		<input type="checkbox"/> ローカライザ受信機 [LLZ]					
		<input type="checkbox"/> グライド・パス受信機 [GPR]					
		<input type="checkbox"/> マーカ受信機 [MKR]					
		<input type="checkbox"/> 衛星航法装置 [GPS]					
		<input type="checkbox"/> ローラン受信機 [LRN]					
		18	種類及び型式又は名称	台数	装置番号	方式・規格等	補足事項
			<input type="checkbox"/> 選択呼出装置		第〔 〕装置	トーン信号の方式 型式名 検定番号 国名 信号の方式	
<input type="checkbox"/> 気圧高度情報変換装置				第〔 〕装置	気圧指示範囲 指示間隔		
<input type="checkbox"/> データ伝送用符号変換装置			第〔 〕装置	多重の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 製造者名 製造番号 変調方式 通信速度 副搬送波周波数 偏移周波数			
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置			第〔 〕装置	検定番号			
<input type="checkbox"/> 制御装置			第〔 〕装置				
19	種類及び型式又は名称		台数	装置番号	方式・規格等	補足事項	
	<input type="checkbox"/> 周波数測定装置			第〔 〕装置	型式名 検定番号 国名 信号の方式		
	<input type="checkbox"/> 気圧高度情報変換装置			第〔 〕装置	気圧指示範囲 指示間隔		
	<input type="checkbox"/> データ伝送用符号変換装置			第〔 〕装置	多重の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 製造者名 製造番号 変調方式 通信速度 副搬送波周波数 偏移周波数		
	<input type="checkbox"/> 周波数測定装置			第〔 〕装置	検定番号		
	<input type="checkbox"/> 制御装置		第〔 〕装置				
	20	共通に使用する航空機局の識別信号 (航空機局名)	製造番号	共通に使用する航空機局の識別信号 (航空機局名)			
		<input type="checkbox"/> 周波数測定装置		第〔 〕装置			
		<input type="checkbox"/> 気圧高度情報変換装置		第〔 〕装置			
		<input type="checkbox"/> データ伝送用符号変換装置		第〔 〕装置			
		<input type="checkbox"/> 周波数測定装置		第〔 〕装置			
<input type="checkbox"/> 制御装置			第〔 〕装置				
21		添付図面	21 添付図面				
		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	<input type="checkbox"/> 機軸配置図				
		<input type="checkbox"/> 電源系統図	<input type="checkbox"/> 電線系統図				
		22	備考	22 備考			

短 辺

長

辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

長 短	23 無線局の区別				
	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項
(日本工業規格A列4番)					

長 短	23 無線局の区別	※影理番号	補足事項
		空中線電力	
	24 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数	
		電波の型式	
	周波数番号		
(日本工業規格A列4番)			

注1 1、16及び23の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、強制、非強制の別の欄は、当該装置が航空法第60条又は第62条の規定により装備しなければならないものか否かについて該当する口にレ印を付けること。

装置名	記号	装置名	記号
HF無線電話	HF	航空機用気象レーダー	WR
HF無線電話（データ通信機能付）	HFDL	機上タカン	TACAN
VHF無線電話	VHF	ATCトランスポンダ（注4）	ATC
VHF無線電話（データ通信機能付）	VDL	ATCトランスポンダ（注5）	ATC-S
ACAS（注1）	ACAS-I	電波高度計	RA
ACAS（注2）	ACAS-S	航空機用ドップラ・レーダー	DR
ACAS（注3）	ACAS-II	航空機用救命無線機	ELT
機上DME	DME	航空機用携帯無線機	PLB

（注1） ACASであつて、表示する情報が位置情報のみのものうち、モードS質素を使用しないもの。

[（注2）・（注3） 略]

（注4） ATCトランスポンダのうち、モードS機能を有しないもの。

（注5） [略]

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、送受信装置が次の表の左欄に掲げるものである場合に限り、次の表の右欄に掲げる事項に該当する事項を記載すること。

装置の別	記載事項
1 VHF無線電話	有効通達距離（施行規則第31条の3の規定の適用がある場合に限る。以下この別表において同じ。）
2 ACAS	最大測定距離並びに距離及び方位の測定確度（ACASIについては、距離の測定確度を除く。）
3 機上DME	有効通達距離、最大測定距離及び距離の測定確度
4 航空機用気象レーダー	有効通達距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、16及び23の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、当該装置が航空法第60条又は第62条の規定により装備しなければならないものか否かについて該当する口にレ印を付けること。

装置名	記号	装置名	記号
HF無線電話	HF	航空機用気象レーダー	WR
HF無線電話（データ通信機能付）	HFDL	機上タカン	TACAN
VHF無線電話	VHF	ATCトランスポンダ	ATC
VHF無線電話（データ通信機能付）	VDL	ATCトランスポンダ（注4）	ATC-S
ACAS（注1）	ACAS-1	電波高度計	RA
ACAS（注2）	ACAS-S	航空機用ドップラ・レーダー	DR
ACAS（注3）	ACAS-2	航空機用救命無線機	ELT
機上DME	DME	航空機用携帯無線機	PLB

（注1） ACASであつて、表示する情報が位置情報のみのもの。

[（注2）・（注3） 同左]

[新設]

（注4） [同左]

5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 [同左]

装置の別	記載事項
1 VHF無線電話	有効通達距離（施行規則第31条の3の規定の適用がある場合に限る。以下同じ。）
2 ACAS	最大測定距離並びに距離及び方位の測定確度（ACASIについては、距離の測定確度を除く。）
3 機上DME	有効通達距離、最大測定距離及び距離の測定確度
4 航空機用気象レーダー	有効通達距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離

	の測定確度
5 機上タカン	有効通達距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定確度
6 ATCトランスポンダ	有効通達距離
7 電波高度計	最大測定高度及び高度の測定確度
8 航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定確度

6 [略]

7 6の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、検定番号の欄にその検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号を当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名とともに以下のように記載すること。また、環境条件については、5の欄の例に準じて記載すること。

[表略]

8 7の欄は、次によること。

[1] 略

(2) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[3] 略

9 8の欄は、次によること。

(1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2) 通過帯域幅の欄は、次によること。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB（機上DMEのものについては、中間周波数における6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

[削る]

10 [略]

11 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

12 11の欄は、次によること。

	の測定確度
5 機上タカン	有効通達距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定確度
6 ATCトランスポンダ	有効通達距離
7 電波高度計	最大測定高度及び高度の測定確度
8 航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定確度

7 [同左]

8 6の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、その検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号の欄に当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名とともに以下のように記載すること。環境条件については5の欄の例にならない記載すること。

[表同左]

9 [同左]

[1] 同左

(2) 変調方式コードの欄は、電波の型式別に、コード表により該当するコードを記載すること。

[3] 同左

[新設]

10 8の欄は、電波の型式別に、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB（機上DMEのものについては6dBとする。）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

11 [同左]

12 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

13 [同左]

- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
- (3) 水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ACAS、機上DME、機上タカン、ATCトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射角度の幅及び磁界面の主輻射角度の幅について、水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。

13 [略]

14 13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

15 [略]

16 15の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1)・(2) 略]

17 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を別に添付することとし、□にレ印を付けること。

17 17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□にレ印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。その他の欄は、総合通信局長の指示があつた場合に記載すること。なお、1の申請につき複数の工事設計書を添付する場合は、1の工事設計書に記載し、他の工事設計書への記載は要しない。

18 18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□にレ印を付け、その台数、当該装置が附属する2の欄に記載した装置の番号及び1から4までの装置については、その方式・規格等についても記載すること。また、5の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「HF無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応が分かるよう記載すること。

装置の別	方式・規格等
1 選択呼出装置	トーン信号の構成、型式名、検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの）、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

(3) 水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ACAS、機上DME、機上タカン、ATCトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射角度の幅及び磁界面の主輻射角度の幅について、水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。

14 [同左]

15 13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

16 [同左]

17 15の欄は、空中線系番号の別に、参考となる事項を記載すること。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

18 17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□にレ印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。なお、1の申請につき1枚の記載でよい。

19 18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□にレ印を付け、その台数、附属装置を付属させる装置について2の欄に記載した装置の番号及び1から4までの装置については、その方式及び規格についても記載すること。また、5の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「HF無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応がわかるよう記載すること。

装置の別	方式及び規格
1 選択呼出装置	トーン信号の構成、型式名、検定番号、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）

[2・3 略]	
4 周波数測定装置	検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの）
[5 略]	

19 19の欄は、第25条第2項の規定により、2の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合に限り該当事項を記載し、補足事項の欄には2の欄で記載した装置番号を記載すること。

20 [略]

21 21の欄は、添付図面として、機器配置図及び電源系統図を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

[(1)・(2) 略]

22 22の欄は、第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

23 24の欄は、次のように記載すること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

[(2)～(5) 略]

24 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

[2・3 同左]	
4 周波数測定装置	検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの。）
[5 同左]	

20 19の欄は、第25条第2項の規定により、2の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合、共通に使用する無線局について該当箇所を記載し、補足事項の欄には2の欄で記載した装置番号を記載すること。

21 [同左]

22 21の欄は、添付図面として、機器配置図及び電源系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

23 22の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

24 24の欄は、送信装置、空中線と発射する周波数等の関連付けができるよう、周波数番号を記載し、次のように記載すること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

[(2)～(5) 同左]

[新設]

25 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

28 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

28 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第8 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局並びに宇宙局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

別表第二号の二第8 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

2枚目

空中線系	7 無線局の区別						
	8 空中線系番号 ()						
	空中線	空中線型式等		送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		9 電力半値ビーム幅 (度)					
		指向精度 (度)					
		利得 (dBi)		送信		受信	
		口径 (m)					
		雑音温度 (K)					
	給電線等	10 給電線損失 (dB)		送信		受信	
		共用器損失 (dB)		送信		受信	
		その他損失 (dB)		送信		受信	
	11 発射する周波数等						
	12 受信する周波数						
13 空中線系に関するその他の事項 □構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。							
電源設備	種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項	
	予備電源の有無		□有 □無				
15 附属装置							
コード							
補足事項							
16 電波発射停止装置 □有 □無 方式及び性能							
17 軌道又は位置の変更機能 □有 □無 方式及び性能							
18 その他の工事設計 □電波法第3章に規定する条件に合致する。							
19 添付図面 □無線設備系統図又は送受信機系統図 □電源系統図 □地表面の利得コンタ図 □業務区域を示す図							
20 備考							

短 辺 (日本工業規格A列4番)

20 無線局の区別	※ 整理番号														
	周波数帯	偏波面コード													
21 周波数配列情報	周波数帯幅														
	中心周波数														
人工衛星の名称 トランスポンダ番号	ビーム名														

2枚目

短 辺

(日本工業規格A列4番)

短 辺

長 辺

3枚目

長

辺

21 無線局の区別					
人工衛星の名称			周波数帯		
トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

人工衛星の名称 アプリケーションの別	※ 整理番号		地球局の形態	周波数帯	用途	回線の使用目的	無線局の区別	※ 整理番号	配置エリア
23 宇宙通信概念情報									

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

4 枚目

長

辺

23 無線局の区別					
人工衛星の名称					
アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア	
補足事項					

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

4 4 枚目 (発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。)

周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	24 無線局の区別	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	※ 整理番号	トランスポンダ番号
						補足事項	項目
25 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力							

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

辺

長

5枚目

25 無線局の区別						
周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価 等方輻射電力	補足事項	トランスポンダ 番号

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

辺

注1 1、7、21、23及び25の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

[削る]

2 [略]

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の口にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては、記載を要しない。

[1] 略

(2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

6 5の欄は、次によること。

[1]・(2) 略

(3) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[4] 略

(5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

(6) 発振コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(7) 終段部の真空管又は半導体コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 電力束密度の欄は、申請する無線局の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

(9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合には当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりにした値を記載すること。

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

2 1、20、22及び24の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

3 [同左]

4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の口にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。

5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

6 4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては記載を要しない。

[1] 同左]

(2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。なお、テレビジョン中継に使用するための無線設備の場合は、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

7 [同左]

[1]・(2) 同左]

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[4] 同左]

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(7) 終段部の真空管又は半導体コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 電力束密度の欄は、申請をする当該人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

(9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合には当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりにした値を記載すること。

[10・11 略]

7 6の欄は、次によること。

(1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2) [略]

[削る]

(3) 通過帯域幅の欄は、次によること。

ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(4) 雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。

9 9の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

[2・3 略]

(4) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

(5) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(4)に準じて記載すること。

10 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

11 11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように26の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価平方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、25及び26の欄の記載は要しない。

12 12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

[10・11 同左]

8 [同左]

[新設]

(1) [同左]

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

[新設]

(3) 雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

9 7の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。

10 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード(26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[2・3 同左]

(4) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、G i s (絶対利得)で記載すること。

(5) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注8(3)に準じて記載すること。

11 9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

12 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように25の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価平方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、24及び25の欄の記載は要しない。

13 11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

13 13の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成（放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺）、**輻射器**の細部の構成（**輻射器**、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数）及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の**緯度及び経度**、その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、にレ印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

14 14の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

15 15の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

16 16の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を有する場合は、「有」のにレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を有しない場合は、「無」のにレ印を付け、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

17 17の欄は、次によること。

人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有する場合は、「有」のにレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有しない場合は、「無」のにレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局又は衛星基幹放送局等であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

[削る]

18 18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、にレ印を付けること。

19 19の欄は、添付図面として、無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。）、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付し、にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

14 12の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成（放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺）、**輻射器**の細部の構成（**輻射器**、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数）及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の**経度及び緯度**、その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することができる。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

15 13の欄は、次によること。

[(1)・(2) 同左]

16 14の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

17 15の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を含む場合は、「有」のにレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を含まない場合は、「無」のにレ印を付け、人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

[新設]

18 16の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含む場合は、「有」のにレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的なその方式及び性能を記載すること。

(2) 人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含まない場合は、「無」のにレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

19 17の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、にレ印を付けること。

20 18の欄は、添付図面として、無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。）、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付することとし、にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によるこ

[(1)・(2) 略]

(3) 地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局又は衛星基幹放送局等が対地静止衛星である場合は、送信空中線及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、絶対利得を最大利得から2、4、6、10、20dB、また、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4) 業務区域を示す図は、電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

20 20の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。ただし、衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 設備規則別表第3号の42の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（BN）及び平均電力（P）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

[削る]

21 22の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

[(2) 略]

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

[(4)~(6) 略]

(7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[(8) 略]

22 24の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注21(1)に準じて記載すること。

[(2)~(6) 略]

23 26の欄は、次によること。

と。

[(1)・(2) 同左]

(3) 地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局が対地静止衛星である場合は、送信及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、G i s（絶対利得）を最大利得から2、4、6、10、20dB、又、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4) 業務区域を示す図は、人工衛星局に限り電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

21 19の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 設備規則別表第3号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（BN）及び平均電力（P）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

3 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22 21の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称を記載すること。

[(2) 同左]

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器（トランスポンダ）番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

[(4)~(6) 同左]

(7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[(8) 同左]

23 23の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注22(1)に準じて記載すること。

[(2)~(6) 同左]

24 25の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

〔2)～(4) 略〕

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1000kW」又は「最大ERP 1000kW」のように記載すること。

〔6) 略〕

(7) トランスポンダ番号の欄は、22の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

24 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

28 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

〔2)～(4) 同左〕

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1000kW」又は「最大ERP 1000kW」のように記載すること。

〔6) 同左〕

(7) トランスポンダ番号の欄は、21の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

25 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。

26 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

27 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

29 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

1枚目

長

辺

無線局事項書及び工事設計書		(局分)	
1 免許の番号			
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		
3 無線局の種類コード			
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由			
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
6 住所	都道府県二市区町村コード []		
	電話番号(フリガナ) []		
7 氏名又は名称及び代表者氏名			
8 希望する運用許容時間			
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日		
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日以内の日		
11 無線設備の設置場所又は常置場所	区分		
	住所	都道府県二市区町村コード []	
	船舶名	フリガナ []	
主たる停泊港又は定置場			
12 移動範囲	基本コード []	付加コード []	
13 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的		
14 通信事項コード			
15 通信の相手方			
16 識別信号			
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力			
18 送信機	無線設備の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		
	ATIS番号 個体識別コード 検定番号 適合表示無線設備の番号 製造番号		
19 空中線	空中線型式等	基本コード []	付加コード [] 偏波面コード []
	高さ(m) 利得(dBi)		
20 附属装置	コード	補足事項	
21 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		
22 備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1枚目

無線局事項書及び工事設計書

1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード		3 免許の番号		4 無線局の数の数		5 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※ 影理番号	
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由											
7 氏名又は個人名(法人団体個人の別)	フリガナ []	法人又は団体	フリガナ []	個人又は代表者名	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []
8 申請(届出)者名(法人団体個人の別)	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []
9 住所	都道府県一市区町村コード []	郵便番号	[]	電話番号	[]	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []
10 無線設備の設置場所又は常置場所	フリガナ []	郵便番号	[]	電話番号	[]	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []	フリガナ []
11 移動範囲	基本コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []
12 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力											
13 ATIS番号											
14 個体識別コード											
15 検定番号											
16 適合表示無線設備の番号											
17 製造番号											
18 空中線型式等	基本コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []	付加コード []
19 高さ(m)											
20 利得(dBi)											
21 コード	補足事項										
22 備考											

長

辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

長

23 無線局の区別		(局分)			
工事設計書(検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。)	24 送信機	通信方式コード			
		通信路数			
		ATIS番号			
		個体識別コード			
		周波数	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	周波数	定格出力(W)			
		低下させる方法コード			
		低下後の出力(W)			
	変調方式コード				
	製造番号				
25 空中線	空中線型式等	基本コード	付加コード	偏波面コード	
	高さ(m)				
	利得(dBi)				
26 給電線等	給電線損失(dB)				
	共用器損失(dB)				
	その他損失(dB)				
27 空中線に関するその他の事項	□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
28 附属装置	コード	補足事項			
29 その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。				
30 添付図面	□無線設備系統図				
31 備考					

短 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目(検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合以外の場合に限る。)

工事設計書(その2)

27 無線局の区別		(局分)		※ 整理番号			
工事設計書(検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。)	28 送信機	定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造番号	
		定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造番号	
		定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造番号	
		定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造番号	
		定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造番号	
	29 空中線	ATIS番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	30 給電線等			
			給電線損失(dB)	共用器損失(dB)	その他損失(dB)		
		通信路数	通信方式コード	通信方式コード	製造番号		
		通信方式コード	製造番号	製造番号	製造番号		
		通信方式コード	製造番号	製造番号	製造番号		
27 無線局の区別		(局分)		※ 整理番号			
28 送信機		(局分)		※ 整理番号			
29 空中線		(局分)		※ 整理番号			
30 給電線等		(局分)		※ 整理番号			
31 備考		(局分)		※ 整理番号			
32 附属装置		(局分)		※ 整理番号			
33 その他の工事設計		(局分)		※ 整理番号			
34 添付図面		(局分)		※ 整理番号			
35 備考		(局分)		※ 整理番号			

短

長

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (注1) 19 (注1) 20 (注1) 21 (注1) 22 (注1) 23 (注2) 24 (注2) 25 (注2) 26 (注2) 27 (注2) 28 (注2) 29 (注2) 30 (注2) 31 (注2)	[(注1) ・ (注2) 略]
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 16 当該変更に係る記載欄	[(注) 略]
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注) 5 6 7 8 16 17	[(注) 略]

2 1の欄は、次によること。

- (1) 現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (2) 簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の2の2第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

5 4の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 9 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 (注1) 23 (注1) 24 (注1) 25 (注1) 26 (注2) 27 (注2) 28 (注2) 29 (注2) 30 (注2) 31 (注2) 32 (注2) 33 (注2) 34 (注2)	[(注1) ・ (注2) 同左]
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注) 4 6 7 10 (注) 11 (注) 19 当該変更に係る記載欄	[(注) 同左]
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 (注) 7 8 10 12 19 21	[(注) 同左]

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関第12345号～関第12350号」、「関第12345号、関第12350号」のように記載すること。

6 4の欄は、簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の2の2第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

7 5の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8 6の欄の記載は、次によること。

[(1)・(2) 同左]

[新設]

[新設]

(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

[削る]

9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

11 10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、次によること。

(1) 区分の欄は、該当する口にレ印を付けること。

(2) 住所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所（船舶を設置場所とする場合を除く。

[新設]

9 7の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する口にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

10 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

11 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

12 10の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

13 11の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

14 12の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

15 14の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注11に準じて記載すること。

16 15の欄の記載は、次によること。

[新設]

(1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所（船舶を

を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

③ [略]

④ [略]

13 12の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

14 13の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

15 14の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

17 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 略]

[削る]

18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

[(1)~(3) 略]

19 18の欄は、次によること。

(1) A T I S番号の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

② 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

③ [略]

④ 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑤ 製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

20 19の欄は、次によること。

(1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用す

設置場所とするものを除く。）を記載すること。

② [同左]

③ [同左]

17 16の欄は、コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

18 17の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

19 18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

[新設]

20 19の欄は、次の区分に従い、記載すること。

[(1)・(2) 同左]

21 20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

22 21の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

[(1)~(3) 同左]

23 22の欄の記載は、次によること。

(1) A T I S番号の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該識別番号を記載すること。

[新設]

② [同左]

③ 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

④ 製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

24 23の欄の記載は、次によること。

(1) 空中線型式等の欄の記載は、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表によりそれ

るものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。また、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

[2] 略

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

21 20の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

22 21の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

23 22の欄は、次によること。

[削る]

(1) [略]

(2) 第15条の2、第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）にあつては、緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

(7) [略]

24 23の欄は、16の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第15条の2の2第2項の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載す

ぞれ該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

[2] 同左

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

25 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

26 25の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

27 26の欄の記載は、次によること。

(1) 5の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) [同左]

(3) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号及び識別信号により明示すること。

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(5) [同左]

(6) [同左]

(7) [同左]

(8) 遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

(9) [同左]

28 27の欄は、当該無線局の識別信号を記載し、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

ること。

25 24の欄は、次によること。

- (1) 通信方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (2) 通信路数の欄は、次によること。

[ア 略]

イ 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

[ウ 略]

- (3) ATIS番号の欄は、注19の(1)によること。
- (4) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) [略]
- (9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (10) 製造番号の欄は、注19の(5)によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

26 25の欄は、次によること。

- (1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 高さの欄は、注20の(2)によること。
- (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

27 26の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

28 27の欄は、空中線の別に、次により記載すること。

[(1)～(3) 略]

29 28の欄は、次によること。

- (1) 通信方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) [同左]

[ア 同左]

イ 時分割多重方式の無線設備にあつてはその通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつてはその通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

[ウ 同左]

- (3) ATIS番号の欄の記載は、注22の(1)によること。

[新設]

(4) [同左]

(5) [同左]

- (6) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(7) [同左]

- (8) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(9) 製造番号の欄の記載は、注22の(4)によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

30 29の欄は、次によること。

- (1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 高さの欄は、注23の(2)によること。

(3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

31 30の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

32 31の欄は、空中線の別に、次により記載すること。

[(1)～(3) 同左]

29 28の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

30 29の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

31 30の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。また、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線の接続系統を記載すること。

32 31の欄は、注23に準じて記載すること。

33 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

34 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

35 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

36 無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

37 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

33 32の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

34 33の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

35 34の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

36 35の欄は、26の欄の記載要領に準じて記載すること。

37 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。

38 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

39 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

40 事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

41 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

[削る]

別表第二号の三第2 係) パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第4条、第12条関係)

無線局事項書及び工事設計書		整理番号
1 申請(届出)の区分 法人団体 個人 の別	2 免許の番号・呼出 名称 法人又は団体	3 無線局の数 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 氏名又は 名称 (個人)	フリガナ コード []	5 欠格事由
出 発 者 名 等	個人又は代表者名 姓 [フリガナ] 名 [フリガナ]	6 無線局の目的 簡易な業務用
住所	フリガナ 都道府県一市区町村コード []	7 通信事項 簡易な事項
郵便番号	郵便番号	8 通信の相手方 簡易無線局 (パーソナル無線)
電話番号	電話番号	9 移動範囲 全国
12 無線設備の 常置場所	15 電波の型式 F2D F3E	10 希望する運用許容時間 常時
13 無線設備の 常置場所	16 周波数 903.0125MHz 903.0375MHz ~ 304.9875MHz 12.5kHz間隔 2.5kHz間隔	11 免許の年月日
14 希望する免許の有効期間	17 周波数 157波 7波	13 免許の有効期間
18 変更する周の番号	19 技術基準適合証明番号 無線設備	14 希望する免許の有効期間
20 製造番号	21 備考	

(日本工業規格K4141番)

辺

長

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請 の場合	1 (注1) 3 4 (注2) 5 12 14 (注3) 16 17 19 20 21	(注1) 開設に該当する。 (注2) 法人又は団体欄の記載 は申請者が法人又は団体 の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定 による免許の有効期間を 希望する場合に限る。
2 再免許の申 請の場合	1 (注1) 2 3 4 (注2) 5 12 14 (注3) 16 17 19 20 21	(注1) 再免許に該当する。 (注2) 法人又は団体欄の記載 は申請者が法人又は団体 の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定 による免許の有効期間を 希望する場合に限る。
3 法第17条の 規定による無 線設備の変更 の工事の許可 又は申請の場 合	1 (注1) 2 3 4 (注2) 5 11 12 13 16 17 18 19 20 21	(注1) 変更に該当する。 (注2) 法人又は団体欄の記載 は申請者が法人又は団体 の場合に限る。
4 法第19条の 規定による変 更の申請の場 合	1 (注1) 2 3 4 (注2) 5 11 12 13 16 17 18 19 20 21	(注1) 変更に該当する。 (注2) 法人又は団体欄の記載 は申請者が法人又は団体 の場合に限る。
5 施行規則第4 3条第3項の規 定による常置 場所の変更の 届出の場合	1 (注1) 2 3 4 (注2) 5 11 12 13 16 17 18 19 20 21	(注1) 変更に該当する。 (注2) 法人又は団体欄の記載 は申請者が法人又は団体 の場合に限る。

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。

4 2の欄は、免許状の記載事項により記載すること。

5 3の欄は、第15条の2の2第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定

により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

6 4の欄の記載は、次によること。

(1) 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

(2) 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(3) 住所の欄は、都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7 5の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8 11の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

9 12の欄は、無線設備の常置場所と住所が同一である場合は、記載を省略することができる。

10 13の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注8に準じて記載すること。

11 14の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

12 16の欄は、希望する周波数の範囲について、該当する□にレ印を付けること。

13 17の欄は、希望する空中線電力について、該当する□にレ印を付けること。

14 18の欄は、該当する変更欄の番号に該当する□にレ印を付けること。

15 19の欄は、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに技術基準適合証明番号を記載すること。

16 21の欄の記載は、次によること。

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(2) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

17 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

18 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号の三第2 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の三第3 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 () ()
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：月日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から月日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から日日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：月以内の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名
14 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 ()
15 識別信号	[MMSI]
16 停泊港コード	
17 主たる停泊港又は定置場	
18 船舶又は航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()

無線局事項書及び工事設計書

無線局事項書及び工事設計書		※ 整理番号	
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	3 免許の番号
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		4 欠格事由	5 希望する運用許容時間 <input type="checkbox"/> 無 9 免許の有効期間 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 11 希望する免許の有効期間
7 氏名又は名称	フリガナ	8 免許の年月日	12 工事落成の予定期日
7 氏名又は名称	フリガナ	9 最近の免許の年月日	13 運用開始の予定期日
7 氏名又は名称	フリガナ	10 最新の免許の年月日	14 無線局の目的コード
7 氏名又は名称	フリガナ	11 希望する免許の有効期間	15 識別信号
7 氏名又は名称	フリガナ	12 工事落成の予定期日	18 通信の相手方
7 氏名又は名称	フリガナ	13 運用開始の予定期日	21 船舶又は航空機の所有者
7 氏名又は名称	フリガナ	14 無線局の目的コード	23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード
7 氏名又は名称	フリガナ	15 通信事項コード	25 船舶番号又は無線登録番号
7 氏名又は名称	フリガナ	15 通信事項コード	26 総トン数
7 氏名又は名称	フリガナ	15 通信事項コード	27 信号文字
7 氏名又は名称	フリガナ	15 通信事項コード	30 加入海岸局種加入
7 氏名又は名称	フリガナ	15 通信事項コード	
17 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名	16 郵便番号	
19 停泊港コード		17 郵便番号	
20 主たる停泊港又は定置場	無線設備の型式 <input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D <input type="checkbox"/> A3F <input type="checkbox"/> E3E <input type="checkbox"/> E3E <input type="checkbox"/> E3E <input type="checkbox"/> F1D <input type="checkbox"/> G0N <input type="checkbox"/> G1B <input type="checkbox"/> A3Y	20 主たる停泊港又は定置場	22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
20 主たる停泊港又は定置場	周波数 27MHz帯 54波 40MHz帯 () 150MHz帯 (ch 15-17) 150MHz帯 (ch 70) 150MHz帯 () 161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波 941MHz帯 935MHz帯 161.975MHz帯 406.025MHz帯 406.031MHz帯 406.037MHz帯 406.04MHz帯 121.5MHz帯	20 主たる停泊港又は定置場	22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

2枚目

19 無線局の区別			
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1 W
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5 W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW
	<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz	5 W	
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz	0.05W	
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード			
22 船舶番号又は漁船登録番号			
23 用途コード			
24 総トン数			
25 信号符字			
26 旅客定員コード			
27 長さコード			
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長

短 辺

※ 整理番号		35 特殊な装置 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯) (DSR) <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文) (NRN) <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 (LRN) <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 (GPS) <input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (S) <input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 (SM) <input type="checkbox"/> 無線方位測定機 (ADF) <input type="checkbox"/> データ伝送装置 (DT) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 (27M) <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (LP) <input type="checkbox"/> レーダー (R) <input type="checkbox"/> 航行非常用位置指示無線標識 (SE) <input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ (LTL) <input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示装置 (ATL) <input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 (40M) <input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) (150) <input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (PM) (JP) <input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) (TU) <input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 (VDE) <input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) (400) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
36 ATIS番号	37 船舶等識別番号	38 その他の工事設計	
39 備考			

短 辺

(裏面)

短 辺

長

3枚目

長
辺

29 無線局の区別			
30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
<input type="checkbox"/> 27MHzDSB送受信機 [27D]			
<input type="checkbox"/> 27MHzSSB送受信機 [27S]			
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40]			
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信 (AM) [150]			
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]			
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]			
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]			
<input type="checkbox"/> 簡易AIS [AIS]			
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]			
<input type="checkbox"/> レーダー [R]			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示受信装置 [ATL]			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
34 特殊な設備	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]		
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]		
	<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]		
	<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]		
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]		
35 附属装置	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		
	<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]		
	<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
36 A T I S 番号			
37 船舶等識別番号			
38 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		
39 備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 (注) 9 10 (注) 11 12 13 14 (注) 15 16 (注) 17 (注) 18 (注) 19 (注) 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	(注) 遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注1) 5 6 7 8 (注2) 15 19 (注2) 20 28	(注1) 遭難自動通報局を除く。 (注2) 遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

5 4の欄は、次によること。

〔1〕 略

〔2〕 再免許の申請の場合は、〔1〕に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

〔3〕 略

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する口にレ印を付けること。

7 6の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。た

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄等	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注) 6 7 8 (注) 9 (注) 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 (注) 7 8 11 16 22 30	(注) 遭難自動通報局を除く。

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 5の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

8 6の欄の記載は、次によること。

〔1〕 同左

〔2〕 再免許の申請の場合は、〔1〕に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第1項第7号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

〔3〕 同左

[新設]

[新設]

だし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

[削る]

[削る]

[削る]

11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14 13の欄は、船舶の場合は船舶の名称（フリガナを付けること。）を、航空機の場合は航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

15 14の欄は、特定船舶局及び船舶地球局に限り、該当する□にレ印を付けること。この場合において、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。

[新設]

9 7の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体個人の別は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は、法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は、法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は、個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コード欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

10 8の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

13 12の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[新設]

[新設]

16 15の欄は、次の区分に従い、記載すること。ただし、遭難自動通報設備を設置しない無線航行移動局の場合は記載を要しない。

[(1)・(2) 略]

[削る]

[削る]

17 16の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の2桁で記載すること。

18 17の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場の名称を記載すること。

19 18の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

20 19及び29の欄は、15の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21 20の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

22 21の欄は、航行区域又は従業制限及び航行する海域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

23 22の欄は、「123456」、「TK2-1234」のように記載すること。

24 23の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

25 24の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。

26 25の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。

27 26及び27の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

28 28の欄は、特定船舶局に限り、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の別に従い記載すること。

29 30の欄は、該当する□にレ印を付けること。また、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。

30 31の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。ただし、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては、記載を要しない。

31 32の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。

32 33の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができ

17 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。ただし、遭難自動通報設備を設置しない無線航行移動局の場合は記載を要しない。

[(1)・(2) 同左]

18 17の欄は、船舶の場合は船舶の名称（フリガナを付けること。）を、航空機の場合は航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

19 18の欄（特定船舶局及び船舶地球局に限る。）は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。

20 19の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県について、日本工業規格 J I S X0401に規定する都道府県コード（2桁）を記載すること。

21 20の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場を記載すること。

22 21の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

[新設]

23 22の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

24 23の欄は、航行区域又は従業制限並びに航行する海域について、コード表により該当するコードを記載すること。

25 24の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

26 25の欄は、「123456」又は「TK2-1234」のように記載すること。

[新設]

27 26の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。

28 27の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。

29 28及び29の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

30 30の欄（特定船舶局に限る。）は、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の区別より記載すること。

31 31の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。

32 32の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。この場合、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては記載を要しない。

33 33の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。

34 34の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができ

る。

33 34及び35の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。なお、特殊な設備は受信のみを目的とする受信設備（無線局のものを除く。）であるもの、附属装置は送信設備に接続される又は内蔵されている装置とする。

34 36の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

35 37の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

36 38の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

37 39の欄は、次によること。

- (1) 義務船舶局以外の船舶局であつて、船舶安全法第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨を記載すること。
- (2) 特定船舶局であつて、船舶安全法第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること。

[(3)・(4) 略]

- (5) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

[削る]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 特定船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

(9) [略]

38 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

39 免許の申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するとき又は工事設計の変更若しくは無線設備の変更の工事の届出をする場合において施行規則別表第1号の3第1の

る。

35 35の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。

36 36の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該識別番号を記載すること。

37 37の欄は、設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

38 38の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

39 39の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

- (2) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること（特定船舶局に限る。）。

[(3)・(4) 同左]

- (5) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号等により明示すること。

(6) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) 特定船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

(10) [同左]

[新設]

40 免許の申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するとき、工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の届出をする場合において施行規則別表第1号の3第1の21の項

21の項若しくは同表第2の2の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。

40 [略]

41 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。

42 無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

43 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

若しくは同表第2の2の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。

41 [同左]

42 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。

43 無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

[新設]

別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第5及び別表第二号の二第8のとおりとする。

別表第二号の三第4 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第6及び別表第二号の二第8のとおりとする。

1枚目

長 辺

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	A第 _____ 号
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更
3 社団(クラブ)／個人の別	<input type="checkbox"/> 社団(クラブ) <input type="checkbox"/> 個人
4 住所	都道府県-市区町村コード _____
	〒(_____) _____
	電話番号(_____) _____
5 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ _____
	国籍 _____
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____月 _____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____日 _____日の日
7 無線従事者免許証の番号	
8 無線局の目的	アマチュア業務用
9 通信事項	アマチュア業務に関する事項
10 呼出符号	
11 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード _____
	住所 _____
12 移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する(陸上、海上及び上空)
	<input type="checkbox"/> 移動しない
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯 _____ 電波の型式 _____ 空中線電力 _____
	<input type="checkbox"/> 135kHz <input type="checkbox"/> 3 LA <input type="checkbox"/> 4 LA _____ W
	<input type="checkbox"/> 475.5kHz <input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA _____ W
	<input type="checkbox"/> 1.9MHz <input type="checkbox"/> A 1 A <input type="checkbox"/> 3 MA <input type="checkbox"/> 4 MA _____ W
	<input type="checkbox"/> 3.5MHz <input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 3.8MHz <input type="checkbox"/> 3 HD <input type="checkbox"/> 4 HD _____ W
	<input type="checkbox"/> 7MHz <input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 10MHz <input type="checkbox"/> 2 HC _____ W
	<input type="checkbox"/> 14MHz <input type="checkbox"/> 2 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 18MHz <input type="checkbox"/> 3 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 21MHz <input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 24MHz <input type="checkbox"/> 3 HA <input type="checkbox"/> 4 HA _____ W
	<input type="checkbox"/> 28MHz <input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF _____ W
	<input type="checkbox"/> 50MHz <input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF _____ W
	<input type="checkbox"/> 144MHz <input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF _____ W
	<input type="checkbox"/> 430MHz <input type="checkbox"/> 3 VA <input type="checkbox"/> 4 VA <input type="checkbox"/> 3 VF <input type="checkbox"/> 4 VF _____ W
	<input type="checkbox"/> 1200MHz <input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF _____ W
	<input type="checkbox"/> 2400MHz <input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF _____ W
	<input type="checkbox"/> 5600MHz <input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF _____ W
	<input type="checkbox"/> 10.1GHz <input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF _____ W
	<input type="checkbox"/> 10.4GHz <input type="checkbox"/> 3 SA <input type="checkbox"/> 4 SA <input type="checkbox"/> 3 SF <input type="checkbox"/> 4 SF _____ W
	<input type="checkbox"/> 24GHz _____ W
	<input type="checkbox"/> 47GHz _____ W
	<input type="checkbox"/> 77GHz _____ W
	<input type="checkbox"/> 135GHz _____ W
	<input type="checkbox"/> 249GHz _____ W
	<input type="checkbox"/> _____ W
	<input type="checkbox"/> _____ W
<input type="checkbox"/> 4630kHz <input type="checkbox"/> A 1 A _____ W	
14 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 3~5 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 16
15 備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

無線局事項書及び工事設計書

1 申請(届出)の区分		※ 整理番号	
5 氏名又は申請(届出)者名	社団(クラブ)／個人の別	2 免許の番号	A業 _____ 号 _____
	フリガナ _____	3 呼出符号	_____
6 申請又は住所等	社団(クラブ)／個人の別	4 次格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	フリガナ _____	6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____月 _____日の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____日 _____日の日
7 住所	都道府県-市区町村コード _____	※ 免許の年月日	_____
	〒(_____) _____	※ 免許の有効期間	_____
8 郵便番号	フリガナ _____	7 希望する免許の有効期間	_____
	都道府県-市区町村コード _____	8 無線従事者免許証の番号	_____
9 無線設備の設置場所又は常置場所	郵便番号 _____	9 無線局の目的	アマチュア業務用
	都道府県-市区町村コード _____	10 通信事項	アマチュア業務に関する事項
11 無線設備の設置場所又は常置場所	郵便番号 _____	12 移動範囲	<input type="checkbox"/> 移動する(陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない
	都道府県-市区町村コード _____	電波の型式	電波の型式 _____
13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯 _____	希望する空中線電力	希望する空中線電力 _____
	電波の型式 _____	電波の型式	電波の型式 _____
14 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 8	<input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 16	
	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 14 <input type="checkbox"/> 18 <input type="checkbox"/> 21 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 28 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 144 <input type="checkbox"/> 430 <input type="checkbox"/> 1200 <input type="checkbox"/> 2400 <input type="checkbox"/> 5600 <input type="checkbox"/> 10.1 <input type="checkbox"/> 10.4 <input type="checkbox"/> 24 <input type="checkbox"/> 47 <input type="checkbox"/> 77 <input type="checkbox"/> 135 <input type="checkbox"/> 249 <input type="checkbox"/> 4630	<input type="checkbox"/> 1200 <input type="checkbox"/> 2400 <input type="checkbox"/> 5600 <input type="checkbox"/> 10.1G <input type="checkbox"/> 10.4G <input type="checkbox"/> 24G <input type="checkbox"/> 47G <input type="checkbox"/> 76G <input type="checkbox"/> 77G <input type="checkbox"/> 156G <input type="checkbox"/> 4630kHz	A 1 A _____
15 備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

16 工事設計書	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
		適合表示無線設備の番号		
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
		変調方式コード		
	終段管	名称個数	電圧	V
	定格出力(W)			
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
	適合表示無線設備の番号			
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	変調方式コード			
	終段管	名称個数	電圧	V
	定格出力(W)			
第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
適合表示無線設備の番号				
発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				
変調方式コード				
終段管	名称個数	電圧	V	
定格出力(W)				
第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
適合表示無線設備の番号				
発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				
変調方式コード				
終段管	名称個数	電圧	V	
定格出力(W)				
送信空中線の型式				
周波数測定装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 (誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無			
添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図			
その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

装置の区別	変更の種別	技術基準適合証明番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	※ 整理番号	終段管		定格出力(W)
					名称個数	電圧	
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
第 送信機	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更						V
送信空中線の型式							
添付図面							
		周波数測定装置の有無		その他の工事設計		無	
		<input type="checkbox"/> 送信機系統図		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。		<input type="checkbox"/> 有 (誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無	

16 工事設計書

短 辺

(裏面)

短 辺

短 辺

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 11 12 13 15 16	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 14 16	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 11 12 14	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 10 (注4) 13 (注3) 14 15	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更該当する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 (注1) 4 5 (注2) 6 7 (注3) 8 11 12 13 15 16	(注1) 開設に該当する。 (注2) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 5 (注3) 14 16	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 5 (注3) 11 12 14 15	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 (注3) 5 (注4) 8 (注5) 13 (注5) 14 15	(注1) 変更該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) この欄の変更をしない場合に限る。 (注4) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。

5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 11	2 (注) 14	3	4	5	10 (注) 変更に該当する。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

						請者が社団の場合に限る。 (注5) この欄の変更の場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 11	(注1) 14	2	3	5 (注2)	(注1) 変更に該当する。 (注2) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。

2 表面の記載は、次によること。

- (1) ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。
- (3) 2の欄は、現に免許を受けている免許の番号を記載すること。
- (4) 3の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。
- (5) 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- (6) 5の欄の記載は、次によること。
 - ア 氏名又は名称の欄は、次によること。
 - (7) 社団(クラブ)／個人の別の欄は、社団又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。
 - (4) 申請者が個人の場合は個人又は代表者名欄に氏名を記載し、社団の場合は社団(クラブ)名の欄にその名称を個人又は代表者名欄にその代表者氏名を記載(一般社団法人を除く。)し、それぞれにフリガナを付けること。
 - イ 住所の欄は、次によること。
 - (7) 都道府県コードを記載し、申請者が社団の場合は主たる事務所の所在地を、申請者が外国人である場合は日本における居住地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コード欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村への記載は要しない。
 - (4) 申請者が外国人である場合に限り、国籍欄にその国籍を記載すること。
- (7) 6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。
- (8) 7の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- (9) 8の欄は、申請者が有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の9に

規定する外国政府の証明書を有する者については、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合は代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。

(10) 11の欄の記載は、次によること。

ア 無線設備の設置（常置）場所と5の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。

(11) 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

(12) 13の欄の記載は、次によること。

ア 該当する□にレ印を付けること。電波の型式については、第10条の2第10項の規定に基づき総務大臣が別に告示する電波の型式の記号に該当する□にレ印を付けるか、□にレ印を付けて電波の型式を記載すること。

イ 変更申請（届出）の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力、電波の型式のすべてについて該当する□にレ印を付けること。

(13) 14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(14) 15の欄の記載は、次によること。

ア 免許の申請の場合

(7) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

(4) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

イ 呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号を記載すること。

ウ 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

(7) 電波の発射の停止を確認することができるもの

(4) 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであることを確認することができるもの

(9) インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていることを確認することができるもの

3 2の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

6 5の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名（一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

7 6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。

9 10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 11の欄は、次によること。

(1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と4の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

エ 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

オ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

カ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

(3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

11 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

[新設]

12 13の欄は、次によること。

[新設]

(1) 該当する□にレ印を付けることとし、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

(2) 変更の申請の場合であつても、変更後に発射する全ての周波数帯、空中線電力及び電波の型式について、該当する□にレ印を付けること。

13 14の欄は、該当する□にレ印を付けること。

[新設]

14 15の欄は、次によること。

[新設]

(1) 免許の申請の場合

ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

(2) 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

ア 電波の発射の停止を確認することができること。

イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15 16の欄は、次によること。

(1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

3 裏面の記載は、次によること。

(1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、この様式1枚に全部を記載できないときは、日本工業規格A列4番の規格の用紙に適宜記載すること。

- (2) 変更の種別の欄は、変更の申請又は届出の場合に限り、変更する送信機において該当する口にレ印を付けること。
- (3) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
- (4) 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- (5) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
- (6) 第15条の3第4項（第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。
- (7) 無線設備の機器が、免許の申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第1号の3第1の21の項若しくは同表第2の2の項又は別表第2号第1項第1号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (8) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- (9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。
- (10) 終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧を記載すること。
- (11) [略]
- (12) 送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。
- (13) 周波数測定装置（施行規則第11条の3第7号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する口にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみ場合は、記載を要しない。
- (14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、口にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

- (2) 「変更の種別」欄は変更する送信機において該当する口にレ印を付けること。
- (3) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により工事設計の全部を省略する場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄にその旨を記載すること。
- (4) 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。
[新設]
- (5) 第15条の3第4項（第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」、「変調方式」、「終段管」、「定格出力」の欄の記載を省略するものとする。
- (6) 無線設備の機器が、免許申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するものであるとき又は変更の届出の場合において施行規則別表第一号の三第1の22の項、同表第2の2の項若しくは別表第二号第1項第1号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (7) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分についてその変更後の事項を記載すること。
- (8) 変調の方式の欄は、無線電信の場合は記載を要しない。
- (9) 終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧及び入力を記載すること。
- (10) [同左]
- (11) 送信空中線の型式の欄は、移動する局の場合は記載を要しない。
- (12) 周波数測定装置（施行規則第11条の3第7号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する口にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみ場合は記載を要しない。
- (13) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、日本工業規格A列4番の用紙を用いて提出するものとし、口にレ印を付けること。また、付属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

15 その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

ただし、第15条の3第4項（第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、送信機系統図の提出を要しない。

14 その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の5及び第20条の8関係）

1枚目

長

短

無線局事項書及び工事設計書	
1 包括免許の番号	
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種類コード	
4 最大運用数	
5 無線設備を設置しようとする区域	基本コード〔 〕付加コード〔 〕
6 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
7 住所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-)
8 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 電話番号() - フリガナ
9 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信の相手方	
13 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
14 包括免許人の事務所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-)
15 工事設計 適合表示無線設備の表示の有無	無線設備の規格コード
	定格出力
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
適合表示無線設備の表示の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
16 備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

1枚目

長

短

無線局事項書及び工事設計書	
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
2 無線局の種類コード	
3 最大運用数	
4 無線設備を設置しようとする区域	基本コード〔 〕付加コード〔 〕
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-)
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 電話番号() - フリガナ
8 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
9 包括免許の年月日	
10 包括免許の有効期間	
11 希望する包括免許の有効期間	
12 最初の包括免許の日	
13 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月以内の日
14 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的
15 通信の相手方	
16 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
17 包括免許人の事務所	都道府県一市区町村コード〔 〕 〒(-)
18 工事設計	
19 備考	

(日本工業規格A列4番)

短

長

2枚目（特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

長	17 無線局の区別	
	18 最大運用数に係る計画等	
短	短	

(日本工業規格A列4番)

2枚目（特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

短	※ 整理番号	
	20 無線局の区別	
長	21 最大運用数に係る計画等	

(日本工業規格A列4番)

3枚目（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。）

19	無線局の区別		
20	外国の人工衛星の軌道又は位置		
21	通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間		
22	人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項		
23	人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項		
24	通信の制御に関する事項		
25	業務区域	基本コード	付加コード
26	備考		

短 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。）

23	外国の人工衛星の軌道又は位置	無線局の区別	※ 整理番号
	24 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間		
25	人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項		
26	人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項		
27	通信の制御に関する事項		
28	業務区域	基本コード []	付加コード []
		基本コード []	付加コード []
		基本コード []	付加コード []
29	備考		

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

長

4 枚目 (V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

27	無線局の区別					
	人工衛星の名称		周波数帯			
28	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺

4 4 枚目 (V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第45条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

30	無線局の区別		周波数帯		補足事項	
	※	整理番号	周波数帯幅	偏波面コード		
31	人工衛星の名称	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項	
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短 辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請 の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 17 (注1) 19 (注2) 27 (注3) 29 (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 18の欄に変更がある場合に限る。 (注2) 20の欄から26の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 28の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 30の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申 請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 13 14 17 18	

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の包括免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

[削る]

- 5 4の欄は、特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。
- 6 5の欄は、特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[削る]

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請 の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33	
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1 2 3 5 6 7 8 9 10 20 (注1) 22 (注2) 30 (注3) 32 (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 21の欄に変更がある場合に限る。 (注2) 23の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 31の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 33の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申 請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 16 17 21	

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関包第12345号～関包第12350号」、「関包第12345号、関包第12350号」のように記載すること。
- 6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 7 5の欄は、特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。
- 8 6の欄は、特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域をコード表により該当するコードを記載すること。
- 9 7の欄の記載は、次によること。
- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。
- (2) 再免許の申請の場合は、(1)に準じて記載すること。
- (3) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び

7 6の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

8 7の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9 8の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

10 9の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

(2) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、将来の事業計画等として免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は二以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。

[削る]

[削る]

[削る]

11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線

2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。

[新設]

[新設]

[新設]

10 8の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11に準じて記載すること。

13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4 第

設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。

13 12の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局、放送衛星試験局、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を他の人工衛星と区別できる特有の名称で「何衛星」のように記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

14 13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz 間隔 何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

15 14の欄は、注8に準じて記載すること。

16 15の欄は、次によること。

- (1) 無線設備の規格コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (2) 定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。
- [3] 略
- (4) 適合表示無線設備の表示の有無の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する口にレ印を付けること。

17 16の欄は、次によること。

[削る]

① 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。

② 国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又

1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注11に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「（何）系衛星」のように記載することができる。

17 16の欄の記載は、次によること。

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄の記載は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定するすべての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」又は「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

18 17の欄の記載は、注10の②に準じて記載すること。

19 18の欄の記載については、次によること。

- (1) 無線設備の規格コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (2) 定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。
- [3] 同左]
- (4) 技術基準適合証明の有無の欄は、免許の有効期限内に無線通信の用に供する予定のすべての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する口にレ印を付けること。

20 19の欄の記載は、次によること。

① 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

② 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

③ 国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又

は発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

(記載例) 国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告E・212に基づき、×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの

[削る]

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の6第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の包括免許の番号を記載すること。

(4)～(7) [略]

18 17、19、27及び29の欄は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

19 18の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 電気通信業務を行う特定無線局

[ア 略]

イ 運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数(運用数)見込み及び算出根拠

(2) 電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局

運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

20 20の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。)

(記載例) 対地静止衛星軌道 東経135° 緯度の変動幅 ±0.2° 経度の変動幅 ±0.1°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類(無線局種別等コード表により記載することができる。)

21 21の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

[(1)～(3) 略]

22 22の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局であ

は、発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

(記載例) 国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告E・212に基づき、×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの。

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の5第3項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である包括免許の番号を記載すること。

(6)～(9) [同左]

21 20、22、30及び32の欄の記載は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

22 21の欄は、次の事項を記載すること。

(1) [同左]

[ア 同左]

イ 運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数(運用数)見込み及び算出根拠

(2) 電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

23 23の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。)

(記載例) 対地静止衛星軌道 東経135° 経度の変動幅 ±0.1° 緯度の変動幅 ±0.2°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類(コード表により記載することができる。)

24 24の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

[(1)～(3) 同左]

25 25の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局であ

る場合には、記載を省略することができる。

(記載例) 何地球局 何国何州何市内

23 23の欄は、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市内

24 24の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

[1] 略]

(2) 本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市内

(3) 申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

25 25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国(沖縄県を除く。)」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

[削る]

26 28の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

[2] 略]

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

[4]~(6) 略]

(7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

[8] 略]

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る別表第二号の二第8に規定する工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

27 30の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

[2]~(6) 略]

ある場合には、記載を省略することができる。

(記載例) 何地球局 何国何州何市

26 26の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市

27 27の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

[1] 同左]

(2) 本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市

(3) 申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

28 28の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

29 29の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

30 31の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

[2] 同左]

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器(トランスポンダ)番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

[4]~(6) 同左]

(7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[8] 同左]

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

[2]~(6) 同左]

28 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

29 無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

32 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[新設]

別表第二号の五 登録の申請に添付する書類の様式（第25条の10第3項及び第25条の17第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	1 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
	2 住所	都道府県—市区町村コード []	
		〒 (-)	
	3 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 () -	
		フリガナ	
	4 運用開始の予定期日		
	5 希望する登録の有効期間		
	6 開設の目的		
	7 無線設備の常置場所	都道府県—市区町村コード []	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号		
	適合表示無線設備の番号		
	製造番号		
	空中線の利得		
	指向方向		
9 備考			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 1の欄の記載は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 注2 2の欄は、日本工業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 注3 3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

別表第二号の五 登録の申請に添付する書類の様式（第25条の10第3項及び第25条の17第3項関係）

		※整理番号		
短 辺	1 無線局の種別コード			
	2 運用開始の予定期日		3 希望する登録の有効期間	
	4 開設の目的			
	5 無線設備の常置場所	フリガナ		
		都道府県—市区町村コード []		
	6 無線設備の工事設計の内容			
	識別符号		適合表示無線設備の番号	
空中線の利得		指向方向		
7 備考				

長 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 ※印を付けた欄を除く全欄について記載すること。
- 注2 1の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[新設]

4 4の欄は、運用開始の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。なお、包括登録の申請の場合にあつては、それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を記載すること。

5 5の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

6 6の欄は、開設の目的を詳細に記載すること。

7 7の欄は、移動する無線局の登録の申請の場合（包括登録の申請の場合を除く。）に限り、その無線設備の常置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 8の欄は、次によること。ただし包括登録の申請の場合は、記載を要しない。

(1) 識別符号の欄は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

[3] 略]

(4) 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。

[5] 略]

9 9の欄は、次によること。

[(1) 略]

[削る]

[2] [略]

10 移動しない無線局の登録の申請の場合（包括登録の申請の場合を除く。）にあつては、次の資料を添付すること。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以

3 2の欄は、運用開始の期日を「H17.10.12」のように記載すること。

4 3の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

5 4の欄は、開設の目的を詳細に記載すること。

6 5の欄は、移動する無線局（包括登録の場合を除く。）に限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。

7 6の欄は、登録（包括登録を除く。）の場合に限り記載することとし、次によること。

(1) 識別符号の欄は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。

(2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る識別番号（以下「適合表示無線設備の番号」という。）のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

[3] 同左]

(4) 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をG i s（絶対利得）で記載すること。

[5] 同左]

8 7の欄の記載は、次によること。

[(1) 同左]

[2] 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

[3] [同左]

9 移動しない無線局（包括登録の場合を除く。）にあつては、次の資料を添付すること。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以

上の無線局の登録の申請を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については10の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

[2] 略]

11 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に記載すること。

上の無線局の登録の申請を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、7の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

[2] 同左]

10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第三号 工事落成の期限の延長申請書の様式（第11条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事落成の期限の延長申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

電波法第8条第2項の規定により、工事落成の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注2）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

2 予備免許を受けた無線局に関する事項（注3）

① 無線局の種類及び局数	
② 識別信号	
③ 予備免許年月日及び予備免許通知書の番号	
④ 工事落成の期限	
⑤ 希望する延長期限及び延長する理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
-------	------

別表第三号 無線局免許承継申請書の様式（第20条の3関係）

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注）

申請者 住所（本店又は主たる事務所の所在地）
（ふりがな）

商号又は名称 ㊟
（ふりがな）

代表者氏名 ㊟
（代表者が氏名を自筆により記入したときは、押印を省略できる。）

電波法第二十条第二項（又は第四項、第五項、第十項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

（ふりがな） 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所の所在地）	（ふりがな） 代表者氏名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第二十条第四項の場合にあつては事業の一部）を承継する法人住所（本店又は主たる事務所の所在地）

（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者氏名

- 3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
- 4 合併又は分割の理由
- 5 免許人（又は予備免許を受けた者）の地位の承継を必要とする理由
- 6 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許人（又は予備免許を受けた者）の商号（又は名称）	免許の有効期間

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）と郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、予備免許の際に指定を受けた識別信号を記載すること。
- (3) ③の欄は、予備免許を受けた年月日を「H28.12.21」のように記載し、併せて予備免許通知書の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、予備免許の際に指定を受けた工事落成の期限を記載すること。
- (5) ⑤の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

--	--	--	--	--

7 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

8 事業計画（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

9 事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

10 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

11 欠格事由に関する事項（申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を継承する法人の定款案

5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の二 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式（第13条第2項及び第25条第5項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

工事落成等届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

収入印紙貼付欄 (注2)

- 電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。
- （注3）

記

1 届出者（注4）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る事項（注5）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 予備免許の年月日及び	

予備免許通知書の番号又は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号	
⑤ 工事落成の年月日、設置場所変更の年月日又は変更工事完了の年月日	
⑥ 検査を希望する日	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）と、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

5 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
 - (2) ②の欄は、届出に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合に限り、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、工事落成の届出の場合は予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号を記載し、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、工事落成の届出の場合は工事が落成した年月日を記載し、設置場所変更の届出の場合は無線設備の設置場所を変更した年月日を記載し、変更工事完了の届出の場合は無線設備の変更の工事が完了した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
 - (6) ⑥の欄は、総務大臣が職員を派遣して検査を行う場合であつて、検査を希望する日がある場合に限り、当該希望する日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 6 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の三 特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第23条の2第2項関係）（ [新設]

総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の6第1項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注2）

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注3）

① 無線局の種別	
② 包括免許の番号	
③ 運用開始の期限	
④ 希望する延長期限 及び延長する理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
-------	---------------

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。） 、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、現に免許を受けている特定無線局の運用開始の期限を記載すること。
- (4) ④の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第24条第3項関係）（総務大臣又は [新設]

総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の運用開始等の届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

- 電波法第16条第1項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第16条第2項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第27条の6第2項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第24条第2項第1号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第108条第3号及び第4号（これらの規定を同規則第182条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第24条第2項第2号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第24条第2項第3号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第140条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1 届出者（注3）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	----- 印

2 無線局の運用開始等に係る事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号又は包括免許の番号	
④ 運用開始の期日又は運用開始年月日	
⑤ 運用休止期間及び運用を休止する理由	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載する

こととし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、届出に係る無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。
- (3) ③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、無線局の運用開始の届出に限り記載することとし、運用を開始する期日を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合は、運用を開始した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
- (5) ⑤の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の運用を休止する又は運用休止期間を変更する届出に限り、運用休止期間及び変更する理由を記載すること。この場合において、運用休止期間を変更する場合にあつては、変更後の運用休止期間及び変更する理由を記載すること。
- (6) ⑥の欄は、次によること。
 - ア 第24条第2項に規定する届出の場合に限り、同項各号に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項を変更する場合は、変更である旨及び変更後の事項を記載すること。
 - イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

無線設備の設置場所	(1)	都道府県－市区町村コード					
		住所					
	住所	設置場所番号					
		設置場所の区別コード					
	(2)	都道府県－市区町村コード					
		住所					
	住所	設置場所番号					
		設置場所の区別コード					
	(3)	都道府県－市区町村コード					
		住所					
装置の区別							
適合表示無線設備の番号							
無線設備の製造番号							
予備電源		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
設置場所番号							
空中線系番号		()	()	()	()		
⑥ 無線設備の発射	空中線型式等	送受の別コード					
		基本コード					
		付加コード					
		偏波面コード					
	空中線	海拔高 (m)					
		地上高 (m)					
		利得 (dBi)					
		指向方向 (度)					
		水平面の主輻射の角度の幅 (度)					
	空中線の位置	緯度					
経度							
給電線等	給電線損失	送信 (dB)					
		受信 (dB)					
	共用器損失	送信 (dB)					
		受信 (dB)					
その他損失	送信 (dB)						
	受信 (dB)						
発射する周波数等							
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。					
発射	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項		

工事設計の内容	する電波の型式、周波数及び空中線電力				
⑦ 備考					

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

(3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、包括免許に係る特定無線局ごとに識別可能な任意の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。

ア 特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月何日の日」のように記載すること。

イ 特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月何日の日」のように記載すること。

(5) ⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。

イ その他の特定無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。なお、制御所の設置場所が①の欄の包括免許に係る無線回線を制御する主たる場所と同じである場合には、当該制御所の設置場所の記載を要しない。

(6) ⑥の欄は、次によること。

ア 装置の区別の欄は、一の特定無線局において2以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して届け出る場合においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。

イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特

定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123-XXXXXX~123-ZZZZZZ」、「123-XXXXXX、123-XXXXZZ」のように記載すること。

ウ 無線設備の製造番号の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001~ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

エ 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

オ 設置場所番号の欄は、⑤の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

カ 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

キ 空中線の欄は、次によること。

(ア) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(イ) 海拔高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(ロ) 利得の欄は、絶対利得で記載すること。

(ハ) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(ニ) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する特定無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

(ホ) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ク 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

ケ 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

コ その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

サ 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

(ア) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができる

ように付番すること。

(イ) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(ウ) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(エ) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(オ) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

(7) ⑦の欄は、次によること。

ア 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 包括免許に係る特定無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

6 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の六 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。
以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式
（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた
場合は、それによることができる。）

[新設]

包括免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

電波法第27条の6第3項前段の規定により、包括免許に係る特定無線局を開設したので、下
記のとおり届け出ます。

電波法第27条の6第3項後段の規定により、包括免許に係る特定無線局に係る事項を変更し
たので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者 (注3)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ
	印

2 包括免許に係る特定無線局に係る事項 (注4)

① 包括免許の番号	
② 特定無線局を開設した、又は当 該無線局に係る事項を変更した日	
③ 運用開始の期日	
④ 無線設備の設置場所	都道府県—市区町村コード []
⑤ 無線設備の工事設計の内容	
(1) 適合表示無線設備の番号	

(2) 無線設備の製造番号	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。
 - ア 特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月何日」のように記載すること。
 - イ 特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月何日」のように記載すること。
- (4) ④の欄は、当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (5) ⑤(1)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123-XXXXXX~123-ZZZZZZ」、「123-XXXXXX、123-XXXXZZ」のように記載すること。
- (6) ⑤(2)の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001~ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- (7) ⑥の欄は、次によること。
- ア 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置」と記載すること。
 - イ 施行規則第21条の3に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。
 - ウ 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。
 - エ フェムトセル基地局に係る変更の場合は、当該無線局を開設した日を記載すること。
 - オ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局長 [新設]
 がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

電波法第27条の31の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け
 出ます。

電波法第27条の32の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のと
 おり届け出ます。

記

1 届出者 (注2)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ
	印

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 (注3)

① 登録の番号	
② 登録局を開設した日、又は当該登 録局に係る事項を変更した日	
③ 運用開始の期日	
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県—市区町村コード []
⑤ 移動範囲	
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	

	適合表示無線設備の番号	
	無線設備の製造番号	
	空中線の利得	
	指向方向	
⑦	開設した無線局数	
⑧	備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に包括登録を受けている無線局の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る登録局を開設した、又は当該登録局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。

- ア 包括登録に係る無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月何日の日」のように記載すること。
- イ 包括登録に係る無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月何日の日」のように記載すること。
- (4) ④の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- ア 移動しない無線局にあつては、当該届出に係る登録局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「35.25.47」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。
- イ 移動する無線局にあつては、その無線設備の常置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。
- (5) ⑤の欄は、当該届出に係る登録局が移動するものに限り移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (6) ⑥の欄は、次によること。
- ア 識別符号の欄は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
- イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123-XXXXXX~123-ZZZZZZ」、「123-XXXXXX、123-XXXXZZ」のように記載すること。
- ウ 無線設備の製造番号の欄は、登録局の無線設備の製造番号を記載すること。一の登録局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001~ABC89010」、「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- エ 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得を絶対利得で記載すること。
- オ 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する登録局であつて空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- (7) ④から⑥までの欄に複数の登録局について記載する場合は、登録局ごとに記載すること。

(8) ⑦の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

(9) ⑧の欄は、次によること。

ア 法第27条の32の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(10) 移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設の届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を⑧の欄に記載して、その添付を省略することができる。

ア 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局及びその通信の相手方となる登録局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う二以上の登録局の届出を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の登録局について当該資料を添付し、他の登録局については、⑧の欄に当該一の登録局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

イ 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る登録局における業務区域を記載した地図

5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第2項及び第25条第1項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
 - 電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
 - 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
 - 電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
 - 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- （注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 印

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式（第20条の3の2関係）

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

申請者 住所（注2）
（ふりがな）
氏名（注3） ㊟
（ふりがな）
代表者氏名

電波法第二十条第三項（若しくは第四項後段若しくは第五項後段又は第十項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名（注4）	住所（注2）	(ふりがな) 代表者氏名（注5）

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲受けの理由
- 4 免許人（又は予備免許を受けた者）の地位の承継を必要とする理由
- 5 承継に係る無線局

識別番号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許の有効期間

- 6 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）
- 7 事業計画（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）
- 8 事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）
- 9 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）
- 10 欠格事由に関する事項（申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種類及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号又は第2号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）と、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種類を記載し、第25条第7項において準用

しない事実を証する書面を添付すること。）

注1 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注4 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注5 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

第2 添付書類

1 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給業務に係る契約書の写しを含む。）

2 譲受人が法人であるときは、その定款

3 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号）を記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(4) ④の欄の記載は、次のよること。

ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号の二 特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の2第1項及び第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

電波法第27条の8第1項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の9の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

1 申請者 (注3)

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

2 変更等の対象となる無線局に関する事項 (注4)

① 特定無線局の種類	
② 包括免許の番号	
③ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
-------	------

別表第四号の二 無線局免許承継申請書の様式（第20条の3の3関係）

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

申請者 住所 (注2)

(ふりがな)

氏名 (注3)

印

(ふりがな)

代表者氏名

電波法第二十条第四項後段（若しくは第五項前段又は第十項）の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名 (注4)	住所 (注2)	(ふりがな) 代表者氏名 (注5)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲渡し又は譲受けの理由

4 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号（又は予備免許の番号）	免許人（又は予備免許を受けた者）の商号（又は名称）	免許の有効期間

5 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

6 譲渡人又は譲受人の事業計画（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

7 譲渡人又は譲受人の事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

8 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。）

9 欠格事由に関する事項（申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

しない事実を証する書面を添付すること。）

注1 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に宛てること。

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注4 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注5 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 譲受人が法人であるときは、その定款
- 3 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

別表第四号の三 登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第3項）（総合通信 [新設]

局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の23第2項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

電波法第27条の23第4項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の30第2項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

電波法第27条の30第4項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 登録局の変更登録に関する事項（注4）

① 登録の番号	
② 変更の具体的内容及び理由	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、変更の具体的内容及び理由を記載すること。

5 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号 無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

無線局免許承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の2に関する手続）
- 電波法第20条第2項、第4項（分割に係る部分に限る。）若しくは第5項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の3に関する手続）
- 電波法第20条第3項、第4項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第5項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続）
- 電波法第20条第4項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第5項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続）

（注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注7）

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第20条第4項後段の場合）又は譲受け（法第20条第5項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業計画（注7）
- ④ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業収支見積り（注7）
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注7）
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注7）

5 添付書類（注2）

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給業務に係る契約書の写しを含む。）

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

譲受人が法人であるときは、その定款

譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

事業の譲渡に関する契約書の写し

譲渡人が法人であるときは、その定款

譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第7項及び第8項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載

すること。

エ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

(2) ②の欄は、承継に係る無線局について、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(3) ③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。

ア 第20条の2又は第20条の3に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ 第20条の3の2に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ 第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

(5) ⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、第20条の2の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

5 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

6 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

7 別表第二号第1又は第5の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

8 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に

添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

- 9 申請（届出）書用の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の二 認定計画の承継申請書（届出書）の様式（第25条の8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

認定計画承継申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1)

記

1 申請（届出）者（注2）

住 所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 承継に係る認定計画（注3）

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 認定開設者の氏名、商号又は名称	
④ 認定の有効期間	

3 電波法第27条の13第5項に規定する欠格事由（注4）

有 無

4 各手続に係る個別事項（注1）（注5）

電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項による手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑥ 事業収支見積り（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑤ 事業収支見積り（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の場合に限る。）（注6）

5 添付書類（注1）

(1) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

- 認定開設者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相

続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項に係る手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

(3) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る認定計画の認定番号を記載すること。

(2) ②の欄は、承継に係る認定計画の認定された年月日を記載すること。

(3) ③の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4) ④の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

5 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6 別表第八号の二の特定基地局の開設計画の様式に準じて記載すること。

7 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の三 登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [新設]

登録局登録承継届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

電波法第27条の24第1項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第2項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者 (注2)

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 承継に係る登録局 (注3)

① 登録の番号	
② 登録人の住所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
③ 登録人の氏名又は名称	フリガナ -----
④ 登録人の代表者氏名	フリガナ -----
⑤ 承継の理由	

⑥ 承継の期日

3 添付書類（注4）

- 登録人の地位を承継した事実を証する書面
- 登録人の地位を承継することができる者が2人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面

4 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、承継に係る登録局の登録の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の住所を注2(1)に準じて記載すること。
- (3) ③の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の氏名又は名称を記載すること。
- (4) ④の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人が法人又は団体の場合に限り、その代表

者の役職及び氏名を記載すること。ただし、登録の承継に係る承継前の登録人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(5) ⑤の欄は、承継の理由を記載すること。

(6) ⑥の欄は、承継の期日（年月日）を記載すること。

4 該当する□にレ印を付けること。

5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号 基幹放送局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	免許の番号		
免許の年月日	免許の有効期間		
無線局の目的	運用許容時間		
放送事項			
放送区域			
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
認定基幹放送事業者の氏名又は名称			
備考			
<p style="text-align: center;">法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 印</p>			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 略]

別表第五号 基幹放送局に交付する免許状の様式（第21条関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	免許の番号		
免許の年月日	免許の有効期間		
無線局の目的	運用許容時間		
放送事項			
放送区域			
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
認定基幹放送事業者の氏名又は名称			
備考			
<p style="text-align: center;">法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 印</p>			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 同左]

別表第六号の二 基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	免許の番号		
免許の年月日	免許の有効期間		
無線局の目的			運用許容時間
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所又は移動範囲			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日			
総務大臣(注1) 印			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同条に規定する所轄総合通信局長とする。

[2・3 略]

別表第五号の二 基幹放送局、パーソナル無線及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	免許の番号		
免許の年月日	免許の有効期間		
無線局の目的			運用許容時間
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所又は移動範囲			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日			
総務大臣(注) ㊟			

216ミリメートル

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

[2・3 同左]

長 辺

305ミリメートル

[削る]

別表第五号の三 パーソナル無線に交付する免許状の様式（第21条関係）

無線局免許状		
免許番号・呼出名称	無線局の種別	無線局の目的
免許人の 氏名又は名称	通信の相手方	
	通信事項	運用許容時間
免許人の住所	免許の年月日	免許の有効期間
	電波の型式 及び 周波数	
無線設備 の 常置場所	空中線電力(W)	
移動範囲	年 月 日	
	(何) 総合通信局長 (注) ㊞	

←-----210ミリメートル----->

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
注2 裏面に、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない旨その他必要な注意事項を記載する。

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無線局免許状			
免許の番号		識別信号	
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項	通信の相手方		
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。			
年 月 日			
(何) 総合通信局長 (注) 印			

長 辺 (日本工業規格A列5番)

[注 略]

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

別表第五号の四 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条関係）

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無線局免許状			
免許の番号		識別信号	
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項	通信の相手方		
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。			
年 月 日			
(何) 総合通信局長 (注) 印			

← 216ミリメートル →

[注 同左]

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局別表第五号の二の様式とし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、すべての事項を英語で併記する。

別表第六号の四 包括免許に交付する免許状の様式（第21条の2関係）

第1 特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的	包括免許の番号		
包括免許の年月日	包括免許の有効期間		
指定無線局数	運用開始の期限		
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備 考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日 (何) 総合通信局長(注1) 印			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 略]

第2 特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的	包括免許の番号		
包括免許の年月日	包括免許の有効期間		
無線設備の設置場所とすることができる	運用開始の期限		

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式（第21条の2関係）

第1 特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的	包括免許の番号		
包括免許の年月日	包括免許の有効期間		
指定無線局数	運用開始の期限		
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備 考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日 (何) 総合通信局長(注) ㊦			

-216ミリメートル-

[注1・2 同左]

第2 特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的	包括免許の番号		
包括免許の年月日	包括免許の有効期間		
無線設備の設置場所とすることができる	運用開始の期限		

区域			
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(何) 総合通信局長 (注1) 印</p>			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 略]

区域			
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(何) 総合通信局長(注) 印</p>			

←-----216ミリメートル----->

↓305ミリ↓

[注1・2 同左]

[削る]

別表第五号の五の二 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第24条の2関係）

1枚目

開設 包括免許に係る無線局の届出書 変更		年 月 日
(何) 総合通信局長（注2）殿		
ふりがな		
届出者（注3）住 所		
ふりがな		
氏名又は名称		㊞
電波法第27条の6第3項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、		
下記のとおり開設 変更したので、届け出ます。		
記		
1	包括免許の番号	
2	特定無線局の番号	
3	特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
無線設備の設置場所	4 設置場所番号	設置場所の 住 所 區別コード
		フリガナ
		都道府県－市町村コード []
		フリガナ
		都道府県－市町村コード []
		フリガナ
		都道府県－市町村コード []

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。
- 2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 3 届出者欄の記載は、次によること。
- (1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。
- (2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。
- 4 1の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。
- 5 3の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「平成26年4月1日」の場合は「H26.4.1」のように記載すること。
- 6 4の欄は、次によること。
- (1) 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。
- (2) その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇ー〇ー〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
- 7 5の欄は、次によること。
- (1) 装置の区別の欄は、一の無線局において2以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。
- (2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。
- (3) 無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。
- (4) 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- (5) 設置場所番号の欄は、4の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
- (6) 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。
- (7) 空中線の欄は、次によること。
- ア 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- イ 海拔高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸

上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ウ 利得の欄は、G i s（絶対利得）で記載すること。

エ 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

オ 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

カ 空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(8) 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

(9) 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「－」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

(10) その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

(11) 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

ア 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

イ 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

ウ 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

エ 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

オ 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

8 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

9 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

[削る]

別表第五号の五之三 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第24条の2関係）

開設 包括免許に係る無線局の 変更届出書	
年 月 日	
(何) 総合通信局長（注2）殿	
ふりがな	
届出者（注3）住 所	
ふりがな	
氏名又は名称 ㊞	
電波法第27条の6第3項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設 変更したので、届け出ます。	
記	
1 包括免許の番号	
2 特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
3 無線設備の設置場所	コード []
4 無線設備の工事設計の内容	
(1) 適合表示無線設備の番号	
(2) 無線設備の製造番号	
5 備 考	

長

辺

短 辺 （日本工業規格A列4番）

- 注1 開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。
- 2 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 3 届出者欄の記載は、次によること。
- (1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。
- (2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。
- 4 1の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。
- 5 2の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「平成23年3月1日」の場合は「H23. 3. 1」のように記載すること。

- 6 3の欄は、次によること。
- (1) 当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇」のように記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
 - (2) 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 7 4(1)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 8 4(2)の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 9 5の欄は、次によること。
- (1) 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置。」と記載すること。
 - (2) 施行規則第21条の3に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合。」と記載すること。
 - (3) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。
- 10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。
- (3) ③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六 登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第25条の21第2項関係）

[新設]

無線局登録状	
氏名又は名称	
登録人の住所	
無線設備の規格	
登録の番号	
登録の年月日	
登録の有効期間	
無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
周波数及び空中線電力	
備考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の八 無線局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第23条第2項及び第25条の22の2第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

免許状（登録状）再交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

収入印紙貼付欄
（注2）

- 無線局免許手続規則第23条第1項の規定により、無線局の免許状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第25条の22の2第1項の規定により、登録局の登録状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ----- 印

2 再交付に関する事項（注6）

① 無線局の種類及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号、包括免許の番号	

又は登録の番号	
④ 再交付を求める理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。

- (1) 複数の無線局を申請する場合は、2①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を申請書の余白に記載すること。
- (2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許状の再交付の申請の場合	1 2 (注) 3	(注) 特定無線局の免許状の再交付申請の場合は、2①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、2②の欄の記載は要しない。
2 登録状の再交付の申請の場合	1 2 (③ ④) 3	

5 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名

を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 免許状の再交付申請においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ 登録状の再交付申請においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

(4) ④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号 無線局の廃止届出書の様式（第24条の3第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長 [新設]

がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

電波法第22条又は電波法第27条の10第1項の規定により、無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注2）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

2 無線局の廃止に係る事項（注3）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号又は包括免許の番号	
④ 廃止する年月日	
⑤ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
-------	------

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）」を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、当該届出に係る無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3) ③の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

(4) ④の欄は、無線局を廃止する年月日を記載すること。ただし、第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、廃止した年月日を記載すること。

(5) ⑤の欄は、次によること。

ア 第24条の3第1項ただし書の規定による届出の場合は、その旨及び理由を記載すること。

イ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。） 、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、当該届出に係る特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に限り、特定無線局の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、当該届出に係る特定無線局を廃止した年月日を記載すること。
- (4) ④の欄は、施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限り、無線設備の工事設計の内容のうち適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること。
- (4) ⑤の欄は、包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式（第25条の24第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） [新設]

登録局廃止届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

電波法第27条の26第1項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者 (注2)

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ 印

2 登録局の廃止に係る事項 (注3)

① 廃止した年月日	
② 登録の番号	
③ 無線設備の製造番号	
④ 包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、当該届出に係る登録局を廃止した年月日を記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る登録の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、包括登録に基づき開設している登録局に限り、無線設備の製造番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨を記載すること。

4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

こと。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

[削る]

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

[新設]

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

[新設]

3 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。

4 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

[1～4 略]

5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注4）

[6・7 略]

8 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注7）（注8）

[9・10 略]

11 その他の事項

[(1)～(4) 略]

[注1～8 略]

9 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。

10 運用開始の予定期日は、それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。

[11～13 略]

14 用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4関係）

特定基地局開設計画

[1～4 同左]

5 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注4）

[6・7 同左]

8 当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注7）（注8）

[9・10 同左]

11 その他の事項

[(1)～(4) 同左]

[注1～8 同左]

9 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。

10 年月日を記載すること。

[11～13 同左]

14 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

[削る]

別表第五号の八 認定計画承継申請書の様式（第25条の8において準用する第20条の3関係）

第1 申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者 住 所（注1）

（ふりがな）

商号（又は名称）

㊦

（ふりがな）

代表者氏名（注2）

㊦

電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

（ふりがな） 商号（又は名称）	住 所（注1）	（ふりがな） 代表者氏名（注2）

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所（注1）

（ふりがな）

商号（又は名称）

（ふりがな）

代表者氏名（注2）

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定開設者の商号（又は名称）	認定の有効期間

7 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

8 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

9 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

10 欠格事由に関する事項（注3）

注1 住所については、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

2 代表者氏名については、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

3 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。

第2 添付資料

1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

[削る]

別表第五号の九 認定計画承継申請書の様式（第25条の8において準用する第20条の3の2関係）

第1 申請書

認定計画承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者 住 所（注1）

（ふりがな）

商号（又は名称） ㊟

（ふりがな）

代表者氏名（注2） ㊟

電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

（ふりがな） 氏名（注3）	住 所（注1）	（ふりがな） 代表者氏名（注4）

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る認定計画

認定の番号	認定の年月日	認定の有効期間

6 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

7 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

8 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（別表第五号の七特定基地局の開設計画の様式に準ずる。）

9 欠格事由に関する事項（注5）

注1 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人

又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- 3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 4 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 5 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。

第2 添付資料

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 譲受人の定款

[削る]

別表第五号の十 登録又は包括登録の無線局に係る登録状の様式（第25条の21第2項関係）

無線局登録状	
氏名又は名称	
登録人の住所	
無線設備の規格	
登録の番号	
登録の年月日	
登録の有効期間	
無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
周波数及び空中線電力	
備考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) ㊟

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

[削る]

別表第五号の十一 包括登録に係る無線局の開設届出書の様式（第25条の23第3項関係）

包括登録に係る無線局の開設届出書	
年 月 日	
(何) 総合通信局長（注1）殿	
届出者（注2）	ふりがな 住 所 ふりがな 氏名又は名称
㊞	
電波法第27条の31の規定により、包括して登録を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので、届け出ます。	
記	
1 登録の番号	
2 登録の年月日	
3 登録局を開設した日	
4 運用開始の期日	
5 無線設備の設置場所又は移動範囲	コード []
6 無線設備の常置場所	コード []
7 無線設備の工事設計の内容	
(1) 識別符号	
(2) 適合表示無線設備の番号	
(3) 無線設備の製造番号	
(4) 空中線の利得	
(5) 指向方向	
8 開設した無線局数	
9 備考	

長

辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 注2 届出者欄の記載は、次によること。
 - (1) 住所については、包括登録人の住所を記載すること。
 - (2) 氏名又は名称は、包括登録人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
 - (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。
- 注3 1の欄は、現に包括登録を受けている番号を記載すること。
- 注4 2の欄は、現に包括登録を受けた年月日を「H17.10.12」のように記載すること。

- 5 3の欄は、当該届出に係る無線局を開設した期日を注4に準じて記載すること。
- 6 4の欄は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を注4に準じて記載すること。
- 7 5の欄は、次によること。
- (1) 移動しない無線局にあつては当該届出に係る無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇-〇-〇何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
- (2) 移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 8 6の欄は、当該届出に係る無線局が移動するものに限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 9 7(1)の欄は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
- 10 7(2)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 11 7(3)の欄は、無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- 12 7(4)の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をG_{i s}（絶対利得）で記載すること。
- 13 7(5)の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
- 14 5から7までの欄に複数の無線局について記載する場合は、無線局ごとに記載すること。
- 15 8の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。
- 16 9の欄は、次によること。
- (1) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項

別表第八号の三～別表第八号の六 [略]

の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

17 移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を9の欄に記載して、その添付を省略することができる。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の届出を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、9の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2) 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局における業務区域を記載した地図

18 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第五号の十二～別表第五号の十五 [同左]

別表第九号 高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[第1 略]

第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

申請書 高周波利用設備届出書（注1）の添付書類 （装置分）（注2）							※整理 番号
(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号			
1 工事設計	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す図又は写真		
(16) 設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力			
(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
2	設置場所付近の図面	<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
3	参考事項						
4	フリガナ	氏名又は名称		6	設備の種別		
5	住所						
7	設置の目的						

別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）

[第1 同左]

第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）

申請書 高周波利用設備届出書（注1）の添付書類 （装置分）（注2）							※整理 番号
(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器	
(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号			
1 工事設計	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す図又は写真		
(16) 設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力			
(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
2	設置場所付近の図面	<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図					
3	参考事項						
4	フリガナ	氏名又は名称		6	設備の種別		
5	住所						

8 設置場所				
9 高周波電流 を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
※備考				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～4 略]

5 1(1)の欄から10の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄(装置の別)の欄に「第1、第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1(1)の欄から10の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

[表略]

- 6 1(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。
- 9 1(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。
- 10 1(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1(6)の欄は、高周波発生装置の筐(きょう)体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

[表略]

- 12 1(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。
- 13 1(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 14 1(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記

7 設置の目的				
8 設置場所				
9 高周波電流 を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
※備考				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～4 同左]

5 1(1)の欄から10の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄(装置の別)の欄に「第1、第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1(1)の欄から10の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

[表同左]

- 6 1(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。
- 9 1(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。
- 10 1(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1(6)の欄は、高周波発生装置の筐(きょう)体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

[表同左]

- 12 1(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。
- 13 1(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 14 1(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記

載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例)	第1～第3	有(共用)
	第4、第5	有(個別)
	第6	無

15 1(13)の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

16 1(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

[表略]

18 1(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1(18)の欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1(19)の欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、口にレ印を付けること。）。

[23 略]

24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

[26 略]

27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「何業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8の欄は、次によること。

(1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。

[(2)・(3) 略]

記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例)	第1～第3	有(共用)
	第4、第5	有(個別)
	第6	無

15 1(13)の欄の記載は、次によること。

[(1)・(2) 同左]

16 1(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

[表同左]

18 1(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1(18)の欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1(19)の欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、口にレ印を付けること。）。ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1項第1号から第4号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

[23 同左]

24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、フリガナを付けること。

[26 同左]

27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「(何)業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8の欄の記載は、次によること。

(1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、フリガナを付けること。

[(2)・(3) 同左]

29 9(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9(2)の欄は「何変電所～何変電所」のように記載すること。

[30～32 略]

第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

長
辺

申請書 高周波利用設備届出書（注1）の添付書類（設備分）（注2）				※整理 番号
(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号
(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流		(7) 電力線への伝導妨害波の電圧	
1 工事設計	<input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する設備 <input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号(2)に規定する設備			
	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) 他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(11) 屋外の電力線（コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線を除く。）の使用	(12) 電力線の片線の設置	(13) 電力線等への分岐線の直列接続又は電力線等の片線のみへのスイッチ若しくは負荷の接続 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(14) その他の工事設計			
2	参考事項			
	フリガナ			
3	氏名又は名称			
4	住所			
5	設置場所			

29 9の(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9の(2)の欄は「(何)変電所～(何)変電所」のように記載すること。

[30～32 同左]

第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

長
辺

申請書 高周波利用設備届書（注1）の添付書類（設備分）（注2）				※整理 番号
(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号
(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流		(7) 電力線への伝導妨害波の電圧	
1 工事設計	<input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備 <input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定する設備			
	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) 他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(11) 屋外の電力線（コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線を除く。）の使用	(12) 電力線の片線の設置	(13) 電力線等への分岐線の直列接続又は電力線等の片線のみへのスイッチ若しくは負荷の接続 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(14) その他の工事設計			
2	参考事項			
	フリガナ			
3	氏名又は名称			
4	住所			
5	設置場所			

6 許可の番号	7 許可の年月日
※備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～3 略]

- 4 1(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
- 5 1(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1(5)から(9)までの欄は、次によること。
- (1) 1(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する設備又は同号(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。
- (2) 1(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (3) 1(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (4) 1(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (5) 1(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (6) (2)から(5)までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1(10)から(13)までの欄は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。
- (1) 1(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
- (2) 1(11)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
- (3) 1(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線

6 許可の番号	7 許可の年月日
※備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1～3 同左]

- 4 1の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
- 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。
- (1) 1の(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する設備又は同号(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。
- (2) 1の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (3) 1の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (4) 1の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
- (5) 1の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (6) (2)から(5)までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1の(10)から(13)までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。
- (1) 1の(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
- (2) 1の(11)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
- (3) 1の(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線

の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

(4) 1(13)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

8 1(14)の欄は、1(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

[9 略]

10 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、フリガナを付けること。

11 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

12 5の欄は、「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載すること。

[13 略]

14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1(1)から(13)までに変更があつた場合は、1(14)の欄も記載すること。）。

[15・16 略]

線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

(4) 1の(13)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

8 1の(14)の欄は、1の(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

[9 同左]

10 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、ふりがなを付けること。

11 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

12 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

[13 同左]

14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(13)までに変更があつた場合は、1の(14)の欄も記載すること。）。

[15・16 同左]

別表第十号 高周波利用設備許可状の様式 (第27条第1項関係)

[様式略]

[注 略]

別表第七号 高周波利用設備許可状の様式 (第27条関係)

[様式同左]

[注 同左]

[削る]

別表第八号 外国の無線局の運用許可申請に係る申請書及び添付書類の様式（第31条関係）

第1 申請書

外国の無線局の運用許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2)

住 所

氏 名

㊟

代表者氏名

包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、電波法第103条の5の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第2 添付書類

(1) 1枚目

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類	
	※整理番号
フリガナ 氏名又は名称	
フリガナ 住 所	
	郵便番号 () 電話番号 ()
包括免許の番号	包括免許の年月日

長

- 2 2枚目の用紙の記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。
- 3 氏名又は名称の欄は、包括免許人が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 4 住所の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を「何県何市何町〇-〇-〇」のように記載し、フリガナを付けること。
- 5 包括免許の番号の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- 6 包括免許の年月日の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局が現に包括免許を受けた年月日を「平成9年10月1日」の場合は「H091001」のように記載すること。
- 7 包括免許人の事務所の欄は、免許、許可及び届出の手続を行う申請者又は包括免許人の事務所の所在地を注4に準じて記載すること。
- 8 通信の相手方の欄は、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。
- 9 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において空中線電力は、運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。
- 10 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨
 - (2) 外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合には、その旨
- 11 外国の人工衛星の軌道又は位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道	E135°
経度の変動幅	±0.1°
緯度の変動幅	±0.2°
 - (2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）、並びに軌道の種類
- 12 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄には、次の事項を記載すること。た

だし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。

- (1) 打上げ予定時期
- (2) 特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
- (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

13 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。

(記載例) 何地球局 何国何州何市

14 人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）に関する事項の欄には、本邦内において運用される特定無線局を制御、管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数、設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市

15 通信の制御に関する事項の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

- (1) 本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
- (2) 本邦内において運用される特定無線局の制御、管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所
(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市
- (3) 申請者（包括免許人）が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

(記載例) 電波の発射（開始、停止）、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

16 添付図面の欄に掲げる図面を添付し、添付した図面の該当欄の口にレ印を付けること。

このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局（人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。）の周波数配列を記載すること。

17 2枚目下部の備考欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

18 その他参考となる事項がある場合は、備考欄に記載すること。

19 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号 外国の無線局の運用許可申請書の様式（第31条第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

外国の無線局の運用許可申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

法第103条の5の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注2）

住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ 印

2 包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局に係る事項

① 包括免許の番号	
② 通信の相手方	
③ 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
④ 当該無線局の無線設備が法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合する事実	
⑤ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。
- (4) ④の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (7) 外国の無線局を用いた日本における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨
 - (4) 外国の無線局の無線設備を使用して日本において無線局を開設する場合には、その

旨

- (5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号の二 外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第31条第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類（注1）

外国の人工衛星の軌道、位置等	
通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）に関する事項	
通信の制御に関する事項	
添付図面	<input type="checkbox"/> 業務区域を示す図 <input type="checkbox"/> 宇宙通信系概念図 <input type="checkbox"/> 周波数配列図 <input type="checkbox"/> 通信路構成図
備考	

注1 記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を備考の欄に記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。

2 外国の人工衛星の軌道、位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道 E 135°
 緯度の変動幅 ±0.2°
 経度の変動幅 ±0.1°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類

3 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄は、次の事項を記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。

- (1) 打上げ予定時期
 - (2) 特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
 - (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間
- 4 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。
- (記載例) 何地球局 何国何州何市
- 5 人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項の欄は、日本において運用される特定無線局を制御及び管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。
- (記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市
- 6 通信の制御に関する事項の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。
- (1) 日本において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
 - (2) 日本において運用される特定無線局の制御及び管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所
- (記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市
- (3) 申請者が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）
- (記載例) 電波の発射（開始、停止）、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御
- 7 添付図面の欄に掲げる図面を添付し、添付した図面の該当欄の口にレ印を付けること。このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局（人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。）の周波数配列を記載すること。
- 8 備考の欄は次によること。
- (1) 外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合は、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。
 - (2) その他参考となる事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 9 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

氏名又は名称及び代表者氏名	
連絡先	

4 非常時運用人による運用の期間

5 無線設備の製造番号（特定無線局（電波法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

6 欠格事由に関する事項（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注5）
無線局の運用を行った者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。
登録局の運用を行った者は、電波法第27条の20第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しません。

7 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する□にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は

注1 電波法施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

[新設]

2 届出者の欄の記載は、次によること。

[新設]

[新設]

(1) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号

、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

④ 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

[削る]

4 3の欄は、次によること。

① 住所の欄並びに氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、非常時運用人について注3(1)から(3)までに準じて記載すること。

② 連絡先の欄は、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

5 6の欄は、該当する口にレ印を付けること。

6 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

② 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3 非常時運用人の欄の記載は、次によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

(2) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(3) 連絡先については、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

4 欠格事由については、法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた当該無線局の免許人以外の者が法第5条第3項各号のいずれにも該当しないときはその旨、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた当該登録局の登録人以外の者が法第27条の20第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しないときはその旨を記載すること。

[新設]

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
六 次に掲げる送信設備 〔一〕・〔二〕 略 〔三〕 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。) (において無線設備の条件が定められているものを除く。) (の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。)	五〇	五〇
〔七〕十八 略		
〔二〕四 略		

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

四 削除
〔一〕三 略

(空中線電力の許容偏差)
第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
六 〔同上〕 〔一〕・〔二〕 同上 〔三〕 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。) (において無線設備の条件が定められているものを除く。) (の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。)	〔同上〕	〔同上〕
〔七〕十八 同上		
〔二〕四 同上		

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 〔同上〕

四 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの
イ 一般的条件

- (1) 通信方式は、単信方式であること。
- (2) 変調方式は、周波数変調であること。

- (3) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。
- (4) 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線、給電線、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- (5) 送信空中線は、その絶対利得が七・一四デシベル以下であり、かつ、その水平面の指向特性が無指向性であること。
- (6) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順並びに制御信号の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。
- (7) 使用する電波の周波数の選択、送信及び受信の手順を書き込んだ記憶装置は、その内容を変更できないものであり、かつ、当該記憶装置によつて制御される処理装置と一体構造であること。
- (8) 使用する電波の周波数（当該周波数を表すこととなるチャネル番号を含む。）及び受信した制御信号の内容は、表示されないこと。
- (9) 総務大臣が別に告示で定める周波数以外の電波の発射ができないものであること。
- (10) 電波の発射を開始及び停止するとき並びに電波の発射が継続する場合は六〇秒ごとに自動的に制御信号のみを送信すること。
- (11) 無線設備の故障によりF二D電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。
- ロ 送信装置の条件
- (1) F二D電波を使用する送信装置
- (イ) 変調信号は、次のとおりであること。
- (一) 符号形式は、NRZ符号であること。
- (二) 符号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の二〇〇とする。）であること。
- (三) MSK方式により変調されたものであって、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の二〇〇とする。）であるものであること。
- (ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(H)二・五kHzを超え(H)五kHz以内であること。
- (2) F三E電波を使用する送信装置
- (イ) 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。
- (ロ) 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(H)五kHz以内であること。
- (ハ) 周波数偏移が(ロ)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること。
- (ニ) (ハ)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器（三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。）を備え付けていること。

〔五略〕

〔五同上〕

$60 \log_{10} (f/3)$ デシベル
f は、3kHz から 15kHz までの間の当該各周波数 (単位 kHz) とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕三の二 略

四 削除

〔四の二〕七十七 略

〔2 略

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕三の二 同上

四 F二D電波及びF三E電波九〇〇MHz帯を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの

〔四の二〕七十七 同上

〔2 同上

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

送	置	装	一
周波数		二	試験項目
周波数計又はスペ		三	測定器等
〔略〕			〔略〕
○	備設線無の二の号三第項一第条二第		四 特定無線設備の種別
〔略〕			〔略〕

送	置	装	一
周波数		二	試験項目
周波数計又はスペ		三	測定器等
〔同上〕			〔同上〕
○	備設線無の二の号三第項一第条二第		四 特定無線設備の種別
○	備設線無の号四第項一第条二第		
〔同上〕			〔同上〕

受信装置											電力	
感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンフアン特性	総合歪及び雑音	歪率雑音計	送信速度	又はスペクトル分解器
電波等の限度	副次的に発する電波等の限度	器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	低周波発振器	オシロスコープ
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
												○
												[略]

〔注1〕23 略

〔イ 略〕

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための

受信装置											電力	
感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンフアン特性	総合歪及び雑音	歪率雑音計	送信速度	又はスペクトル分解器
電波等の限度	副次的に発する電波等の限度	器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	低周波発振器	オシロスコープ
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
												○
												○
												[同上]

〔注1〕23 同上

〔イ 同上〕

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験

通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 略】

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

【第一〜第三 略】

第四 アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

【注1・2 略】

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzから440MHzまで」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡

のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の六(符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 同左】

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

【第一〜第三 同左】

第四 アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯若しくは900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式同左】

【注1・2 同左】

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzか

易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A 1 D 920.6MHzから923.4MHzまで(200kHz間隔15波)」のように記載すること。

〔4～11 略〕

〔第五・第六 略〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い、次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第3号の2に掲げる無線設備	S Y
〔略〕	〔略〕

〔5 略〕

ら440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、2まで(25kHz間隔79波)のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F 2 B F 2 C F 2 D F 3 C F 3 E 400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A 1 D 920.6MHzから923.4MHzまで(200kHz間隔15波)」のように記載すること。

〔4～11 同左〕

〔第五・第六 同左〕

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特定無線設備の種別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第3号の2に掲げる無線設備	S Y
第2条第1項第4号に掲げる無線設備	R又はU
〔同左〕	〔同左〕

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第五条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(帳簿等)</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(第三項において「帳簿等」という。)を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号(包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号)、<u>予備免許通知書の番号又は変更許可通知書の番号</u></p> <p>【ロ～チ 略】</p> <p>【2・3 略】</p> <p>別表第八号 点検結果通知書の様式(第21条関係)</p> <p>法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第4項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書(総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>(1枚目)</p> <p>【様式略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>3 法第10条第2項の規定による点検の場合は、<u>予備免許通知書の番号</u>を記載すること。</p> <p>【4・5 略】</p> <p>【(2枚目)～(4枚目) 略】</p>	<p>(帳簿等)</p> <p>第二十二条 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号(包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号)、<u>予備免許の番号又は許可の番号</u></p> <p>【ロ～チ 同上】</p> <p>【2・3 同上】</p> <p>別表第八号 点検結果通知書の様式(第21条関係)</p> <p>【同左】</p> <p>(1枚目)</p> <p>【様式同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>3 法第10条第2項の規定による点検の場合は、<u>予備免許番号</u>を記載すること。</p> <p>【4・5 同左】</p> <p>【(2枚目)～(4枚目) 同左】</p>

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、当該簡易無線局の免許の有効期間の間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。